

令和 6 年

第 2 回飯舘村議会定例会会議録

自 令和 6 年 3 月 1 日
至 令和 6 年 3 月 15 日

飯 舘 村 議 会

令和6年第2回飯館村議会定例会会期日程

(会期15日間)

日次	月日	曜	区分	開議時刻	日 程
第1日	3. 1	金	本会議	午前10時	開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 村長の提案理由の説明 4. 予算審査特別委員会の設置 及び付託 5. 予算審査特別委員の選任
第2日	3. 2	土	休 日		
第3日	3. 3	日	休 日		
第4日	3. 4	月	休 会		議案調査
第5日	3. 5	火	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順1～4番）
第6日	3. 6	水	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順5番）
第7日	3. 7	木	予算審査 特別委員会	午前9時	令和6年度飯館村一般会計及び 各特別会計予算審査（個別説明）
第8日	3. 8	金	休 会		議案調査
第9日	3. 9	土	休 日		
第10日	3. 10	日	休 日		
第11日	3. 11	月	予算審査 特別委員会	午前10時	令和6年度飯館村一般会計及び 各特別会計予算審査（総括質疑）
第12日	3. 12	火	予算審査 特別委員会	午前10時	令和6年度飯館村一般会計及び 各特別会計予算審査（総括質疑）
第13日	3. 13	水	休 会		議案調査
第14日	3. 14	木	休 会		議案調査
第15日	3. 15	金	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 議案審議 閉 会

令和6年3月1日

令和6年第2回飯舘村議会定例会会議録（第1号）

令和6年第2回飯館村議会定例会会議録（第1号）						
招集年月日	令和6年3月1日（金曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開会	令和6年3月1日 午前10時00分				
	閉議	令和6年3月1日 午後 1時47分				
忘（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	飯畑秀夫	○	2	花井茂	○
	3	横山秀人	○	4	佐藤真弘	○
	5	佐藤一郎	○	6	渡邊計	○
	7	菅野新一	○	8	佐藤八郎	○
	9	佐藤健太	○	10	高橋孝雄	○
署名議員	5番 佐藤一郎		6番 渡邊計			
職務出席者	事務局長 細川亨		書記 伊藤博樹		書記 室井麻矢	
地方自治法の 第121条のた めの出席者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	杉岡誠	○	副村長	高橋祐一	○
	総務課長	村山宏行	○	村づくり 推進課長	佐藤正幸	○
	住民課長	志賀春美	○	健康福祉課長	石井秀徳	○
	産業振興課長	三瓶真	○	建設課長	高橋栄二	○
	教育課長	高橋政彦	○	生涯学習課長	山田敬行	○
	農業委員会 事務局長	三瓶真	○	農業委員会 会長	菅野啓一	○
	選挙管理委員会 書記長	村山宏行	○	選挙管理委員会 会長	伊東利	○
	代表監査委員	高野孝一	△			
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和6年3月1日（金）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 予算審査特別委員会の設置及び付託
- 日程第 5 予算審査特別委員の選任

会 議 の 経 過

◎開会の宣告

議長（高橋孝雄君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第2回飯舘村議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

議長（高橋孝雄君） これから、本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（高橋孝雄君） 本日の議事日程及び議案はお手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（細川 亨君） 報告します。

本定例会に村長から送付ありました議案は予算案件12件、条例案件10件、その他案件2件、計24件であります。

閉会中の特別委員会の活動状況であります。1月26日に広報編集特別委員会が開催されております。

次に、議会運営委員会が2月26日に本定例会の会期・日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣の状況であります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本定例会の一般質問の通告は5名の議員からあり、質問の要旨はお手元に配付のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

次に、監査委員から令和6年1月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（高橋孝雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって5番 佐藤一郎君、6番 渡邊 計君を指名します。

◎日程第2、会期の決定

議長（高橋孝雄君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から3月15日までの15日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から3月15日までの15日間と決定しました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（高橋孝雄君） 日程第3、村長提出の議案第3号から議案第26号を一括して、村長の提案理由の説明並びに令和6年度の所信表明を求めます。

村長（杉岡 誠君） 本日ここに、令和6年第2回飯舘村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただき厚く御礼を申し上げます。

それでは、提出議案の説明に先立ち、令和6年度村政運営の所信と12月議会定例会以降の村政の主な動きについて申し上げます。

まず、令和6年度当初予算についてです。

令和6年度一般会計当初予算は130億9,300万円で、対前年度比12.8%減、金額にして19億2,500万円の減となりました。

令和6年度は、国が定める第2期復興・創生期間の4年目に当たります。令和7年度をもって第2期復興・創生期間が終了することから、令和6年度は復興に向けた各種事業の達成と確認を行い、令和8年度以降の事業要望とその後の展開に向けて構想を図りつつ、国・県・関係機関への要請を重ねていくべき重要な年であります。このことから、令和6年度当初予算の編成に当たっては、復興・創生期以降も継続する事業、民間活力や新たな担い手に移行する事業、復興・創生期終了とともに縮小・廃止していく事業など、将来予測を踏まえた事業の組立てに注視し方向を示す予算の検討を行いました。予算の編成に当たっては、①次世代・継承、②生業、③10年後を見据える、④帰還困難区域という4つの指標と、村民の今を支える取組、村の将来への布石となる取組の2つの力点を設け、事業の組立てを行っております。これらの指標と力点は、令和5年度に見直しを進めた飯舘村第6次総合振興計画後期計画にも掲げており、計画期間中一貫して取り組む方針です。

なお、全庁横断的に取り組む重点項目として、第6次総合振興計画後期計画では、人口目標を設定しており、特に生業人口の増加に向けては、産業振興と併せて産業創出、企業誘致、起業支援をさらに進めるとともに、住基人口の減少カーブを緩やかにするために、健康づくり、子育て支援、住宅整備などに取り組んでまいります。

詳細については、予定される予算審査特別委員会でご説明いたしますので、慎重なご審議を賜りますようお願いいたします。

それでは、12月議会定例会以降の村政の主な動きについてご報告いたします。

まず初めに、能登半島地震に係る災害派遣についてです。

令和6年1月1日、午後4時10分頃、最大震度7を記録する能登半島地震が発生いたしました。地震でお亡くなりになられた方々に哀悼の誠をささげますとともに、被害に遭われた方々に対し、心よりお見舞いを申し上げます。

この大規模災害発生に対し、福島県では、かねてより災害時相互協力協定を富山県と結んでおり、本村からは、この協定に基づき1月15日から21日の7日間にわたり、2名の職員を富山県氷見市に派遣いたしました。2名の職員は、地元氷見市の職員及び福島県から派遣された職員とチームを組んで、主に被災家屋の被害判定の業務に従事いたしました。東日本大震災及びその後の福島県沖地震の経験を踏まえ、少しでも被災地の支援につなげるべく、職員派遣を行ってまいったところです。今後も福島県と連携しながら、被災地の復興支援に取り組んでまいります。

次に、遠藤 哲教育長のご逝去についてです。

遠藤 哲教育長におかれましては、昨年夏頃から体調を崩され、病気治療を行ってまいりましたが、治療のかいもむなしく、去る1月24日にご逝去されました。遠藤 哲教育長は、飯舘中学校が東日本大震災により川俣高校の空き教室を借りて再開した当時から中学校長を務められ、ふるさと学習や仮設住宅の慰問などを通して子供たちと村民をつなぐ教育を進められました。その後、平成31年4月からは飯舘村教育長に就任し、本村の学校教育及び社会教育の進展にご尽力いただきました。改めて、遠藤 哲教育長のご労苦に感謝申し上げますとともに、謹んで哀悼の意を表します。

続いて、各課の報告を申し上げます。

初めに、総務課関係です。

1月7日、飯舘村消防団の令和6年出初め式を、いいたて希望の里学園体育館で挙行いたしました。出初め式には村内外から団員ほか関係者約115人が参加し、真剣な態度で通常点検などを受けました。赤石澤 傳団長からは、心を新たにしておいて村民の安心・安全の確保に努めていただきたいとの訓示があり、団員は、村民の生命と財産を守る決意を新たにしておりました。

次に、2月9日に第4回行政区長・副区長会議を開催いたしました。今回は、宿泊体験館きこりを会場に開催し、リニューアルを終えたきこりの状況を行政区長・副区長にご覧いただくとともに、建設中の新規就農者技術習得管理施設の進捗も併せてご確認いただきました。会議では、各課長から主な事業の内容や進捗状況の説明があり、区長等からは事業等に対するご質問やご要望などが寄せられました。なお、いただいたご要望等については、実現可能なものから速やかに対応してまいります。

次に、村づくり推進課、企画定住係関係です。

初めに、村の10大ニュースについてです。昨年の年末から本年1月上旬まで投票を募集した結果、応募総数は653票で、第1位は、はやま湖まつり復活開催、第2位はトキの飛来を村内で初観測、第3位は交通事故死者ゼロ2,000日達成でした。結果発表につきましては、昨年度に引き続き、広報いいたて紙面上での発表とインターネット上への動画公開による発表を行っております。

次に、第69回福島県市町村広報協会コンクールについてです。去る1月24日に実施された審査会にて、福島県から広報誌部門にて本村の広報誌令和5年5月号が入選し、同号の表紙が佳作を受賞いたしました。これも、村民の皆様が各種取材に快く応じてくださった成果であり、今後とも村民が主役の広報誌づくりに努めてまいります。

次に、2月3日に開催しましたふるさとの担い手交流会についてです。本交流会は、村民の方と移住された方が交流する場として令和2年度から開催しており、今回で4回目となります。今回の交流では竹で箸を作成し、だんご汁を作って会食いたしました。また、当日は続けて午後開催されたふるさと飯舘で“自分らしく”生きよう会主催の心の復興～絆を紡ぐコンサートもあり、参加者とスタッフを合わせて51名の参加となり、大いににぎわった1日となりました。

次に、商工観光関係です。

初めに、商工業者向けの村補助金、エネルギー価格高騰対策事業者支援金ですが、1月末までに118件、590万円の交付を行いました。また、本村商工業の未来へ向けた振興と発展を目的とした未来へつなぐ商工業支援金ですが、昨年12月末までに109件、3,680万円の交付を行いました。

次に、物価高騰に対する家計への支援及び地域経済の活性化を目的とした飯館村生活応援商品券についてですが、1,810世帯を対象として1世帯当たり3万円分、総額5,430万円分の商品券を配布いたしました。

次に、11月25日から1月14日までの期間、道の駅までい館、ふかや風の子広場周辺が美しいイルミネーションで彩られ、多くの来場者でにぎわいました。初日の点灯式においては、昨年度に引き続きジャズの演奏やキャンドルナイト、商工会による花火の打ち上げなどが行われ、来場者の皆様に大変ご好評をいただき、飯館の冬を盛り上げるイベントとなりました。

次に、宿泊体験館きこりであります。昨年4月から本年1月末までの全体利用者数は8,433人で、このうち宿泊利用者数は862人、入浴利用者数は5,549人、岩盤浴イオラ利用者数は1,596人、会議室利用者数は426人となっております。今後も、村の宿泊施設として利用拡大を図ってまいります。

次に、村民の森あいの沢についてですが、昨年4月から11月末までに2,381人の利用がありました。ご利用いただいた多くの皆様方に、また利用したいとお声をいただいておりますので、今後も、きこり、あいの沢共に村の観光・交流の拠点として村内外にPRをし、交流人口の拡大を図ってまいります。

次に、いいたて村の道の駅までい館の状況ですが、昨年4月から1月末現在までのレジ客数は、までい館が10万4,816人、セブンイレブンが20万2,499人となっております。

次に、ふかや風の子広場の利用状況についてですが、昨年4月から1月末までに4,766人のご来場をいただいております。また、ドッグランのびのびについても、昨年4月から1月末までに442件、561頭のご利用をいただいております。どちらの施設も大変好評をいただいておりますので、今後も道の駅とともに村の復興拠点として地域活性化を図るとともに村内外に広くPRし、情報発信に努めてまいります。

次に、住民課関係です。

初めに、価格高騰による家計への負担増を踏まえた国の経済対策、物価高騰対応重点支援給付金についてであります。基準日の12月1日において、村に住民登録がある令和5年度住民税非課税628世帯と住民税均等割額課税110世帯に対して、それぞれ給付金を口座振込により支給いたしました。

次に、村民の帰還状況です。2月1日現在の村への帰還者は631世帯1,207人で、帰還率は約25.8%となっております。これに震災後の転入者268人といいたてホームの入所者等を合わせ、村内の居住者は809世帯で1,533人となっております。

次に、避難を継続している方の状況です。県外に156人、県内は福島市に1,973人、南相馬市に278人、伊達市に241人、川俣町に227人、相馬市218人など、合わせて2,982人となっております。

次に、マイナンバーカードについてです。国では、全ての国民がマイナンバーカードを保有するよう目指しており、令和6年秋頃までに、マイナンバーカードと健康保険証を一体化する方針が示されております。1月末現在、本村の申請率は8割を超えており、交付率は74.5%となっております。村としましては、広報誌や全戸チラシによる広報だけでなく、地域サロンや企業等への周知活動、さらに職員による出張申請を行うなど、マイナンバーカード取得の推進に向けて取り組んでいるところです。

次に、ふるさと帰還通行カードであります。避難者に対する高速道路の無料措置の期間は令和6年3月31日までとなっております。1月末時点で1,827件の申請を受け付けたところです。制度の変更や延長等については、国土交通省より具体的な内容が公表され次第、改めてお知らせいたします。

次に、健康福祉課関係です。

初めに、新型コロナウイルスワクチン接種関係についてですが、新型コロナウイルスは令和5年5月8日に感染症法上5類感染症に移行しましたが、ワクチン接種については引き続き自己負担なしで令和6年3月末まで接種できるようになっております。令和5年度の秋接種については、初回接種を終了している生後6か月以上の方が対象で、そのうち12歳以上については、2月までに村内いちばん館において集団接種を7回実施し、1,210人の接種が完了しております。いちばん館での集団接種と避難先自治体での接種を合わせますと、2月27日現在で1,836人となっております。

次に、村の次世代を担う子供たちと子育て世帯を力強く支援する飯舘村独自の施策、子育て応援支援金であります。1月15日に令和6年度の小学校入学児童31名、中学校入学生徒並びに希望の里学園7年生進級32名、高等学校入学28名の合計91名に総額1,190万円を支給したところであります。

次に、産業振興課関係です。

初めに、あぶくまもち関係についてです。昨年収穫されたうち約10トンのあぶくまもちが、前回同様今年度も株式会社セブン-イレブン・ジャパン協力の下、おこわおにぎりの商品加工され、村内ほか県内中通りのセブンイレブン各店舗で販売されました。その結果、販売期間を令和5年11月28日から12月25日として予定されておりましたが、予定より1週間早く、12月18日出荷分で完売いたしました。村としては、来年度以降もさらに生産量の増加を目指し、村の特産品としてのあぶくまもち生産を進めてまいります。

次に、木質バイオマス施設等緊急整備事業についてです。プラントの建設工事については予定どおり進捗しており、今年度中には完成の予定であります。また、営業運転開始時期につきましては、東北電力の受電工事の関係で、令和6年7月となっております。今後は4月中旬にボイラーへの火入れを行い、性能確認のための試運転を行うなど、7月からの営業運転開始に向けて準備が進められる予定です。また、去る2月14日に、発電施設の状態を県や周辺市町村等に情報公開するための協議会、飯舘みらい発電所地域協議会の設立会議が開催されました。当日は、県や周辺市町村関係者にお集まりいただき、現在の整備状況や今後の安全対策、情報公開の方法等について説明を行ったほか、現地視察を行ったところです。今後、この協議会を通じて適切に情報公開を行い、事業の透明性の確保を

図ってまいりたいと考えております。

次に、鳥獣被害対策です。村鳥獣被害対策実施隊により、1月31日現在でイノシシ127頭、猿145匹、ハクビシン等その他492匹を捕獲しております。うち、イノシシの捕獲頭数につきましては一時期減少していましたが、今年は昨年度より増加傾向となっております。今後も動向を注視し、対策を行ってまいります。

次に、林業の活性化を図るため、間伐等の森林整備とその実施のための放射性物質対策を行うふくしま森林再生事業につきましては、今年度は草野及び深谷、二枚橋地区において約90ヘクタールの森林整備事業を発注しております。また、今年度より広葉樹林の再生を目的とした広葉樹林再生事業にも取り組み、こちらは宮内地区において約2ヘクタールの森林整備事業を発注しております。

次に、建設課関係です。

まず、建設管理係であります。簡易水道の空気弁や仕切り弁周辺の道路の段差解消のため9か所の修繕を行い、また集落排水のマンホール周辺の段差においても2か所の修繕を行ってまいりました。引き続き、マンホール等の段差については修繕を行い、通行の安全確保に努めてまいります。

次に、土木係であります。村道の除雪については、2月9日時点において、1次路線1回の除雪を実施し、冬季間の交通の安全に努めてまいりました。今後も冬季間の交通の安全確保に努めてまいります。

次に、村道小滝大倉線の災害復旧工事については、今年の3月末には工事が完了し、4月から通行可能となる予定です。

次に、河川の除草事業については、村で管理している普通河川17路線、延長18.3キロメートルにおいて、除草作業が完了しております。

次に、農業基盤再生係ですが、営農再開支援水利施設等保全事業によるため池施設の補修等については、5か所のため池の施設補修を進めており、年度内に完成する予定です。ため池の放射性物質対策工事については、今年度12か所のため池が完了いたしました。

また、農業基盤整備促進事業につきましては、村内16行政区において、各行政区の工事協議担当者や地元住民と密に協議をしながら鋭意進めております。基盤整備の測量設計業務委託における4件の委託については、年度内に完了する予定となっております。農業基盤整備につきましては、早期完了に向けて、さらに取組を加速させてまいります。

次に、教育委員会関係です。

去る2月15日に総合教育会議を開催いたしました。会議では、スクールバスの現状と課題や部活動の地域移行などについて、各教育委員から様々なご意見をいただき、今後の方針等について議論をさせていただいたところです。

次に、令和6年度の就園・就学見込数ですが、までのりの里のこども園は、5歳児11名の減少に対し、新入園児6名であり、現在より5名減の38名。いいたて希望の里学園は、卒業生9名の減少に対し、新入生6名を含む7名の入学であり、現在より2名減の81名。園児・児童・生徒の合計人数は、現在の126名より7名減の119名となる見込みであります。

次に、次年度に向けた教育方針についてであります。いいたて希望の里学園においては、

これまで指導の中心としてきた個に応じた指導、一人一人の学力や環境に応じた指導を充実させております。これまでも行ってきた前期課程での教科担任制、後期課程の数学科における習熟度別の指導や外国語科のALT常駐による実践的指導に加え、上智大学生を招いての学習指導、プロの管弦楽団による演奏会、ICTの専門家によるプログラミング学習など、外部の講師や団体の招聘による体験的な学習を増やすことができいております。また、村独自の教科であるいたて学もさらに充実してきており、今年度も村民の皆様のご協力を得ながら村の産業や文化を学び、学習発表会での太鼓の演奏、田植踊りの発表、また後期課程では、学習内容をまとめた冊子を成果物として制作しております。までの里のこども園においても、読書活動の充実として園と家庭とが一体となって絵本の読み聞かせに力を入れているなど、幼児期から本へ慣れ親しむ取組を行っております。次年度につきましても、このような本村の特色やメリットを生かした教育の充実を図ってまいります。

次に、生涯学習課関係です。

1月7日、交流センターにおいて、村の成人式を二十歳の成人式と名称を変更し開催いたしました。昨年度まではコロナ禍で当事者のみの開催となっておりますが、感染症5類への移行を受け、4年ぶりに多くのご来賓を招待しての開催となりました。なお、本年二十歳の成人式を迎えられた方々は、小学1年生のときに東日本大震災とその後の全村避難を経験し、学生時代の多くを避難生活の中で過ごされましたが、式に参加された24名は、久しぶりの再会を喜びながら立派に成長した姿を見せていました。恩師の方々からは、震災当時のエピソードや未来へ向けた応援メッセージをいただき、成人としての思いを新たにしておりました。

次に、2月18日に芸能発表祭を開催いたしました。7団体が出演して踊り、音楽、伝統芸能など日頃の練習の成果を披露していただき、またゲストの多彩でユーモアのある演芸は、参加者を大いに楽しませてくれました。

次に、2月25日にスキー・スノーボード教室をあだたら高原スキー場で開催いたしました。ご家族やグループなど21名の参加者は、交流を図りながらウインタースポーツを満喫しておりました。

次に、各課の主要施策についてご説明申し上げます。

まず、総務課関係です。

毎年のように、各種災害に見舞われる近年の状況を鑑み、地域防災計画、国土強靱化計画等の実効性ある施行に努めてまいります。今年度においては、昨年度に引き続き地域防災を担う地域自主防災組織について協議を進めるとともに、消防団の人材不足に対応するため、消防団経験者のご協力をいただく組織体制の構築に努めてまいります。また、村内事業所の協力により、火災など有事の際に初期対応を担う企業消防組織について拡大を図るべく事業者との協議を進めてまいります。

次に、財政関係であります。令和3年度から施行された第2期復興・創生期間に係る各種事業については、残り2年となるため、予定されている事業に精力的に取り組むとともに、復興・創生第2期以降の各種事業についての事業継続や財政計画について、精度の高い財源の担保及び確保に努め、効果のある予算の執行に努めてまいります。また、将来

を見据えた長期的に対応できる骨太の財政力が確保できるよう、経常経費の節減等に注力し、引き続き規律ある財政運営に努めてまいります。

次に、村づくり推進課、企画定住係関係です。

初めに、村の交流・移住・定住対策についてです。令和5年度に引き続き交流・移住・定住に係る窓口を設置し、県外をはじめ交流人口や移住を希望される方、定住人口の増加を図ってまいります。

次に、地域おこし協力隊についてです。これまでのフリーミッション型地域おこし協力隊に加えて、令和5年度から企業雇用型の地域おこし協力隊を村内企業にご案内しているところです。令和6年度については、重点的に企業雇用型地域おこし協力隊の採用に向けて、村内企業と連携しながら取り組んでまいります。

次に、商工観光係関係です。

初めに、村内の買物環境の充実に向けた取組です。食料品、日用品及び医療品等の購入を可能とする草野大師堂地内への商業施設の建設及びドラッグストア・ハシドラッグの誘致を進めてまいります。

次に、深谷地区への産業団地の整備を進めると同時に、精力的に企業誘致を進め、村内における雇用の創出、村内の居住人口やなりわい人口の増加を図ってまいります。また、村民の森あいの沢については、宿泊体験館きこり、そして新たに整備している新規就農者技術習得管理施設と連携しながら、村の観光の拠点として、また地域活性化の拠点として活用してまいります。

このほか、商工業者の事業再開及び帰還促進を図ることを目的とした事業再開・帰還促進事業交付金を活用して各種イベントを開催し、村内のにぎわいを創出するとともに、村内に商工業の活性化を図ってまいります。

次に、住民課関係です。

初めに、村税、収納対策についてです。令和3年度から固定資産税の土地・家屋の課税が段階的に再開していますので、引き続き適正な課税事務を行ってまいります。また、納入忘れがなく期限内納付につながる口座振替の登録を引き続き推進しながら、滞納額が増えないよう収納対策に努めてまいります。

次に、証明書等のコンビニ交付サービスについてです。令和6年4月より、マイナンバーカードを利用して、住民票の写しや印鑑登録証明書が全国のコンビニエンスストアの端末で取得できるよう準備を進めてまいりました。コンビニエンスストア等での証明書交付の導入により、住民サービスの向上と村民の利便性の向上を図ってまいります。

次に、戸籍等の広域交付についてです。戸籍法の一部改正により、令和6年3月1日以降は、本籍地以外の市区町村の窓口でも戸籍謄本や除籍謄本が取得できるようになります。お住まいの地域と異なる場所にある本籍地の戸籍謄本や除籍謄本も取得できる戸籍の広域交付制度について、今後周知してまいります。

次に、交通安全、防犯対策についてです。必要な交通安全施設の新設や修繕、防犯カメラによる監視、さらに南相馬警察署、防犯指導隊、交通安全団体等との連携を図りながら、村内の交通事故防止や防犯対策を図ってまいります。

次に、ごみ処理対策についてです。一般廃棄物については、引き続き南相馬市のクリーン原町センターへ焼却処理を委託し、分別の徹底やごみ減量化にご協力いただきながら、併せて不法投棄防止対策や環境美化に努めてまいります。

次に、健康福祉課関係です。

今日、医療と介護、そして生活支援は、村民が暮らしていく上で欠かせないものであり、ふるさとの再生と発展の一環として構築してまいりたいと考えております。

まず、医療についてであります。いいたてクリニックでの診療に加え、在宅での診療が受けられる体制を進めるため、医師及びクリニック、訪問看護ステーションが連携し、村民の安心につなげてまいります。

次に、村民の生活状況と健康状態を把握するため、訪問活動を引き続き継続し、老人クラブ連合会や地域サロン、村内外のお茶会等での健康教室開催や生活習慣病対策のための栄養指導、健康づくり事業等の内容の拡充を図ります。

次に、在宅介護サービスを村内で受けられるよう村外事業者に対する在宅サービス提供加算や、村外のデイサービス等を利用される方に対して施設までの送迎を行う村外介護サービス等送迎事業、村内の施設や買物の交通支援を行う生活支援ワゴン運行事業も引き続き行ってまいります。また、村内を拠点とした健康づくり、介護予防事業については、サポートセンターや8つの行政区で実施している地域サロンにて事業を展開してまいります。

次に、産業振興課関係です。

初めに、農政関係です。これまで、村は、農地の管理を担い手等に任せたいという農家の意向を踏まえながら農地中間管理事業を活用した農地利用集積を進め、令和元年度から令和5年度までに11の行政区で512ヘクタールの農地利用集積を実現しました。令和6年度は、令和7年度までとされている機構集積協力金の期限を踏まえ、さらに集積面積を拡大してまいります。集積面積見込み約104.5ヘクタールを目指し、地権者、担い手、行政区と丁寧かつ速やかな調整を図り、営農面積の拡大を図ってまいります。

また、農家に対しては、水稻の病虫害防除支援をはじめ、栽培・生産技術等の研修や省力化・効率化のための先進技術導入、担い手確保、次世代育成のための取組など、営農再開面積拡大のため、村独自の補助制度のほか、国、県等の各種事業を活用して支援を行ってまいります。なお、福島県営農再開支援事業につきましては、農用地の反転耕や均平化作業、さらには電気牧柵等の設置や堆肥の配布等を引き続き実施し、営農のための環境づくりを進めてまいります。

次に、木質バイオマス施設等緊急整備事業です。令和6年度は、発電所整備工事が完了し、7月頃には営業運転が開始される予定です。里山の再生等につながる本事業は村にとって非常に重要な事業であり、また対外的にも注目度の高い事業ですので、事業内容及び進捗等については、村としても運営状況、安全性をしっかりと確認しながら、村民、議会をはじめ周辺自治体等へも地域協議会などの機会を捉えて説明するなどし、事業の透明性の確保を図ってまいります。

次に、畜産関係です。令和6年度も、継続して和牛遺伝子評価支援事業を実施し、遺伝

子評価による優良個体を判別する仕組みを利用する農家への支援を進めます。また、優良個体選抜の確実性を上げ、繁殖、肥育の効率化につなげることで経営の安定と牛の品質向上を図るとともに、肥育素牛導入や優良雌牛導入の支援を行い、飯舘牛ブランドの新たな構築に向けた取組を進めてまいります。

次に、森林関係です。平成29年度から取り組んでおりますふくしま森林再生事業計画では、森林整備面積を令和5年度同等の約100ヘクタール規模での実施を目標に、里山の再生、林業の活性化を図ってまいります。また、地域住民等による森林保全管理等の取組を支援する森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業についても、対象地の拡大を進めてまいります。

次に、除染、放射線対策関係であります。環境省が実施する除染につきましては、令和6年度は新たな実施予定はない旨確認しております。また、除染に対する住民からの問合せについては、引き続き線量測定と必要に応じてのフォローアップ除染等の対応を実施することを国との協議で確約を得ておりますので、状況に応じた対応を求めてまいります。また、放射線への不安に対しては引き続き個人線量計の貸出しを行い、国と連携して専門家による定期的な読み取りと説明・相談を実施するほか、食品等の自主モニタリング検査についても、行政区との連携を図りながら実施するなど、総合的に取り組んでまいります。

次に、仮々置場から中間貯蔵施設等への搬出についてです。環境省では、令和6年度は約13万7,000立方メートルの輸送を計画しており、令和6年度で中間貯蔵施設への輸送は完了する見込みとのことです。その後の除染廃棄物等が排出された仮々置場等の農用地については、地権者等と協議の上、原状回復工事を実施して、農家の方へ引渡しを円滑に行うよう、引き続き国に求めてまいります。

次に、鳥獣被害対策についてです。令和6年度も鳥獣被害対策実施隊を組織し、対策を推進してまいります。特に、令和3年度より発足したサル駆除プロジェクトチームによる対策を引き続き実施し、サル駆除に力を入れてまいります。また、新しく整備されました有害鳥獣減容化施設を活用し、捕獲した鳥獣の処分を行ってまいります。

次に、建設課関係です。

初めに、村道・河川関係の維持管理や整備計画ですが、村道の草刈り等の維持管理については、復興庁の住民参加型・地域の課題解決加速事業を活用し、16行政区で延長149.1キロメートルを実施する計画としております。また、村道の舗装機能回復工事については、令和6年度には15路線で延長2.9キロメートルを計画しております。また、普通河川の草刈りについても、引き続き17の河川の草刈りを実施してまいります。

次に、昨年の5月に避難指示が解除されました長泥地区の特定復興再生拠点区域においては、引き続き飲料水安全確保対策事業、いわゆる井戸掘削を進めてまいります。あわせて帰還再生生活道路整備事業、いわゆる昇口舗装についても進めてまいります。

次に、村営住宅等関係ですが、村内8団地111戸と飯野団地の23戸については、引き続き適正な管理運営を行い、入居者の安心・安全な住宅環境の確保に努めてまいります。

次に、農業用施設整備関係ですが、早期の営農再開に向けて地元と密に調整をしながら、各種工事を引き続き迅速に進めてまいります。

次に、教育課関係です。

令和2年4月の開校から5年目を迎えます義務教育学校いいたて希望の里学園では、9年間を通した系統的な学習、独自教科のいいたて学によるふるさと学習、3学年からの教科担任による授業、後期課程数学科での習熟度別学習、英語専門教室の設置など、今年度に引き続き、義務教育学校のメリットを生かした、本村の学校ならではの取組を実施してまいります。特に、ICT機器を活用した教育の充実や外部の講師や団体の招聘など、子供たちにとって体験的な学習を継続すること、また安心・安全な学校生活の提供を維持できるよう努めてまいります。

次に、開園から7年目を迎える幼保連携型認定こども園までの里のこども園です。ゼロ歳から2歳までの未満児、3歳児から5歳児の以上児それぞれの年齢に合ったきめ細かな保育・教育、幼児期からの英語活動や本に親しむ取組など、特色ある保育・教育を行ってまいります。さらには、こども園の状況や村の魅力ある情報を発信することにより、乳幼児期から一定の子供の数を確保し、一人でも多くの子供たちが村の学校へ入学を希望していただけるよう努めてまいります。また、こども園、学校が目指す子供の姿を共有し、ゼロ歳から15歳まで一貫した教育を目指す本村においては、保育教諭と教職員の連携を密にした教育課程の構築や合同行事の実施による一体感の醸成を図るとともに、地域の関わりを深めたふるさと教育を定着させてまいります。

次に、生涯学習関係です。

初めに、村の将来を担う中学生が英語力の向上や国際感覚の習得を図って、世界で活躍する人材育成を目指すことを目的に「語学研修WAKUWAKUEツアー」を希望の里学園後期課程生徒を対象として夏休み中に実施してまいります。研修先のオーストラリアでは、ホームステイ、学校施設視察、現地生徒との交流等を行う予定です。

また、歴史、自然、郷土の食文化、伝統芸能など、飯舘村の様々な魅力を村外へ発信する事業として、昨年に引き続き「飯舘YOITOKO発見！ツアー」を実施します。

また、東日本大震災・原子力発電所事故以降の経過を整理しつつ、歴史資料の収集、整理、保存、調査、デジタル化等を行って、飯舘村の歴史を後世に継承する歴史編さん事業を進めてまいります。

次に、いいたてスポーツ公園及びパークゴルフ場については、適正な管理や利用促進を図りながら、昨年に引き続き「ナイター駅伝」を8月上旬に開催するなど、健康増進、村民の交流人口の増加、駅伝選手の育成等を図ってまいります。

その他、読書活動推進、自主文化事業、総合文化展、文化祭、芸能発表祭等の事業を通じて交流の場やコミュニティー機会の創出、生きがいづくり、文化振興等を進めてまいります。

以上が、令和6年度に予定しております各課の主要施策の概要です。

それでは、提出しました議案につきまして、その概要をご説明いたします。

議案第3号は、令和5年度飯舘村一般会計補正予算（第11号）です。

既定予算総額に6億3,162万円を増額し、歳入歳出予算の総額を176億5,712万8,000円としました。

歳出の主な内容は、総務費の総務管理費に14億1,865万8,000円の増、民生費の児童福祉費から2,810万5,000円の減、衛生費の保健衛生費から9,641万8,000円の減、農林水産業費の農業費から4億2,663万2,000円の減、林業費から4,414万1,000円の減、土木費の道路橋梁費から8,003万3,000円の減、教育費の教育総務費から2,757万5,000円の減などを計上しました。

歳入では、この補正に伴う財源の調整を行っております。あわせて、繰越明許費と債務負担行為の補正、地方債に係る限度額の追加及び変更を行っております。

議案第4号から議案第8号までは、各特別会計の年度整備に係る補正予算です。

議案第9号は、令和6年度飯舘村一般会計予算です。

歳入歳出予算の総額を130億9,300万円といたしました。これは、前年度に比べ19億2,500万円の減、率にして12.8%の減となります。当初予算としては、村政施行4番目に大きい予算規模となっております。うち、復旧・復興関連予算は88億8,663万円で、歳出予算総額の67.9%を占めております。

それでは、令和6年度の重点事業について申し上げます。

令和6年度予算は、第6次総合振興計画後期計画の4つの基本方針と、それに対応する4つの施策に基づき「明日が待ち遠しくなるような、わくわくする楽しいふるさと」を築き上げる予算として編成しましたが、令和5年度と比較ができるよう5つの政策区分により分類し、各種事業について申し上げます。

1つ目に、「生きがいと生業の力強い再生と発展」では、商業施設整備事業に4億9,001万6,000円であります。2番目に深谷地区産業団地整備事業に1億3,818万1,000円、被災地域農業復興総合支援事業に5億5,655万2,000円、福島県営農再開支援事業に6億4,149万3,000円、ふくしま森林再生事業に3億6,452万1,000円です。

2番目の「健康で生き生きと楽しく暮らせるふるさとづくり」では、出産・子育て支援事業に200万円、赤ちゃん誕生祝金事業に400万円、地域活動支援センター運営事業に481万8000円、総合健診事業に3,653万8,000円、予防接種事業に3,025万1,000円、サポートセンター運営事業に4,535万円、村外介護サービス送迎事業に5,377万9,000円、敬老会事業に681万1,000円、パークゴルフ場管理運営事業に1,540万4,000円です。

3番目の「情報通信技術（ICT）による新しい村づくり」では、LINE情報発信サービスアプリ運用事業に79万2,000円、農業農村情報通信環境整備体制推進事業に1,700万円、学校ICT教育推進事業に870万1,000円あります。

4番目の「ふるさと資源のフル活用」では、地域おこし協力隊活動事業に3,759万円、村民の森あいの沢整備事業に2,179万1,000円、みがきあげよう！ふるさと補助金に1,500万円、交流・移住・定住等促進事業に7,505万5,000円、移住定住支援事業補助金に1,200万円です。

5番目の「生き生きとした学びの場を育む」では、子育て応援支援金事業に1,320万円、希望の里WAKUWAKUEツアー事業に2,367万2,000円、スクールバス運行事業に1億2,061万9,000円、被災児童生徒等就学支援事業に806万円などを計上しております。

次に、歳入の概要を申し上げます。

地方交付税は31億6,647万2,000円で、前年度に比べ10.3%の減です。

次に、村債は4,312万5,000円で、前年度に比べ64.5%の減です。

歳入のうち自主財源は39億7,670万4,000円で、前年度に比べ25億6,670万7,000円、率にして39.2%の減です。この主な要因は、一部事業の完了による震災復興特別交付税の減少等により、国県支出金を一旦積み立てて使用する帰還環境整備交付金基金の基金繰入金金が27億4,326万5,000円の減となったことなどによるものです。

議案第10号は、令和6年度飯舘村国民健康保険特別会計予算です。歳入歳出総額をそれぞれ7億5,645万6,000円といたしました。前年度に比べ4.8%の減です。

議案第11号は、令和6年度飯舘村介護保険特別会計予算です。事業勘定の歳入歳出予算の総額を10億4,245万5,000円、介護サービス事業勘定の総額を630万8,000円といたしました。

議案第12号は、令和6年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算です。歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,652万1,000円といたしました。前年度に比べ0.4%の減です。

議案第13号は、令和6年度飯舘村簡易水道事業会計予算です。令和6年度から公営企業会計に移行することにより、民間企業の会計基準に近い形で複式簿記による管理と財務諸表を作成することになります。比較のため従来の方式で計算した令和6年度の事業規模は1億5,523万1,000円で、前年度と比較して1.2%の減です。

議案第14号は、令和6年度飯舘村農業集落排水事業会計予算です。令和6年度から公営企業会計に移行したことにより、複式簿記による経理となります。比較のため従来の方式で計算した令和6年度の事業規模は4,718万1,000円で、前年度と比較して10.57%の減です。

議案第15号は、飯舘村水道条例です。これは、令和6年度から簡易水道事業について地方公営企業法の規定の一部を適用することに伴い、設置に係る規定を整備するものです。あわせて、水道行政について厚生労働省から国土交通省と環境省に移管されたことから、条例の全部改正を行うものです。

議案第16号は、飯舘村農業集落排水処理施設条例です。これは、令和6年度から農業集落排水処理施設事業について地方公営企業法の規定の一部を適用することに伴い、設置に係る規定を整備するものです。

議案第17号は、飯舘村監査委員条例の一部を改正する条例です。これは、地方自治法の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

議案第18号は、飯舘村営住宅管理条例の一部を改正する条例です。これは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部が改正され、配偶者から暴力等を受けた被害者の保護命令制度が拡充されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

議案第19号は、飯舘村農業集落排水処理施設加入分担金徴収条例の一部を改正する条例です。令和6年度から農業集落排水処理施設事業について地方公営企業法の規定の一部を適用することに伴い、所要の改正を行うものです。

議案第20号は、飯舘村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例です。個人情報カード、いわゆるマイナンバーカードを利用してコンビニエンスストアに設置して

いる端末から印鑑登録証明書等が取得できるサービスの導入に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第21号は、飯舘村手数料徴収条例の一部を改正する条例です。戸籍法の一部改正及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正、個人情報カード、いわゆるマイナンバーカードを利用してコンビニエンスストアに設置している端末から証明書が取得できるサービスの導入に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第22号は、飯舘村介護福祉条例の一部を改正する条例です。第9期介護保険事業計画策定に伴い、条例の一部を改正するものです。

議案第23号は、飯舘村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例です。3年ごとの介護保険事業計画期に際し、国の厚生労働省令の基準が改正されたことに伴い、関係条例の一部を改正するものです。

議案第24号は、飯舘村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例です。地方自治法の一部改正に伴い、会計年度任用職員の勤勉手当に係る規定を整備するため、所要の改正をするものです。

議案第25号は、農業基盤整備促進事業（飯舘西部その2）農業基盤整備工事（水路工）前田・八和木地区第9回工事請負契約の変更についてです。令和5年9月15日付で有限会社福相建設と工事請負契約を締結し工事を進めてまいりましたが、現場精査の結果、当初の工事請負額に2,808万4,100円を増額する請負契約の変更について議決を求めるものです。なお、変更後の契約金額は1億6,338万4,100円です。

議案第26号は、佐須辺地に係る総合整備計画の変更についてです。飯舘村佐須地内の整備に関し、辺地債を活用するため必要な計画の変更について議会の議決を求めるものです。

以上が、提出しました議案の概要です。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 暫時休憩します。再開は11時10分といたします。

（午前10時54分）

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時10分）

◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前11時10分）

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時57分）

◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 昼食のため、休憩します。再開は13時10分とします。

（午前 11時57分）

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 1時10分）

◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 暫時休憩します。

引き続き、総務課長の説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午後 1時10分）

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 1時43分）

◎日程第4、予算審査特別委員会の設置及び付託

議長（高橋孝雄君） 日程第4、予算審査特別委員会の設置及び付託の件を議題といたします。

お諮りします。

議案第9号令和6年度飯館村一般会計予算について、議案第10号令和6年度飯館村国民健康保険特別会計予算について、議案第11号令和6年度飯館村介護保険特別会計予算について、議案第12号令和6年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算について、議案第13号令和6年度飯館村簡易水道事業会計予算について、議案第14号令和6年度飯館村農業集落排水事業会計予算について、以上の6議案については、飯館村議会委員会条例第5条の規定によって9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号から議案第14号までの6議案については、委員定数9人で予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎日程第5、予算審査特別委員の選任

議長（高橋孝雄君） 日程第5、予算審査特別委員の選任を行います。

お諮りします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、飯館村議会委員会条例第6条第4項の規定によって、1番 飯畑秀夫君、2番 花井 茂君、3番 横山 秀人君、4番 佐藤眞弘君、5番 佐藤一郎君、6番 渡邊 計君、7番 菅野新一君、8番 佐藤八郎君、9番 佐藤健太君、以上9名を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました9名の諸君を予算審査特別委員に選任することに決定し

ました。

なお、本日散会後に予算審査特別委員会を議場に招集しますから、委員長、副委員長を選任の上、議長に報告願います。

◎散会の宣告

議長（高橋孝雄君） これで本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後 1時47分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年3月1日

飯 館 村 議 会 議 長 高 橋 孝 雄

同 会 議 録 署 名 議 員 佐 藤 一 郎

同 会 議 録 署 名 議 員 渡 邊 計

令和6年3月5日

令和6年第2回飯舘村議会定例会会議録（第2号）

令和6年第2回飯館村議会定例会会議録（第2号）						
招集年月日	令和6年3月5日（火曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	令和6年3月5日 午前10時00分				
	閉議	令和6年3月5日 午後 3時31分				
心（不心） 招議員及び並 出席議員に欠 びに欠席議員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不心招 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	飯畑秀夫	○	2	花井茂	○
	3	横山秀人	○	4	佐藤眞弘	○
	5	佐藤一郎	○	6	渡邊計	○
	7	菅野新一	○	8	佐藤八郎	○
	9	佐藤健太	○	10	高橋孝雄	○
署名議員	7番 菅野新一		8番 佐藤八郎			
職務出席者	事務局長 細川 亨		書記 伊藤博樹		書記 藤井慎悟	
地方自治法の 第121条のた めに出席した 者の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	杉岡 誠	○	副村長	高橋祐一	○
	総務課長	村山宏行	○	村づくり推進課長	佐藤正幸	○
	住民課長	志賀春美	○	健康福祉課長	石井秀徳	○
	産業振興課長	三瓶 真	○	建設課長	高橋栄二	○
	教育課長	高橋政彦	○	生涯学習課長	山田敬行	○
	農業委員会 事務局長	三瓶 真	○	農業委員会 会長	菅野啓一	○
	選挙管理委員会 書記長	村山宏行	○	選挙管理委員会 会長	伊東 利	△
代表監査委員	高野孝一	○				
議事日程	別紙のとおり					
事 件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和6年3月5日（火）午前10時00分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問（通告順1～4番）

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（高橋孝雄君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（高橋孝雄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（細川 亨君） 報告します。

3月1日に予算審査特別委員会が開かれ、委員長に佐藤健太委員、副委員長に佐藤眞弘委員を選任した旨、議長に報告がありました。

次に、会期中の常任委員会及び特別委員会の活動状況であります。3月1日に総務文教、産業厚生の両常任委員会が閉会中の所管事務調査等協議のため、それぞれ開かれております。

次に、村長所信表明に係る追加質問通告は1名の議員からあり、質問の要旨はお手元に配付のとおりであります。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（高橋孝雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、7番 菅野新一君、8番 佐藤八郎君を指名します。

◎日程第2、一般質問

議長（高橋孝雄君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。8番 佐藤八郎君。

8番（佐藤八郎君） おはようございます。

2024年第2回飯舘村議会定例会において、6項目14点について質問と提案をいたします。

早いものだと言っているのかどうか分かりませんが、あの原発事故によって飯舘村全域に放射性物質が降散されてから13年、もう間もなく14年目に入ろうとしております。

村民の多くの人生を変え、飯舘の自然界全体にことごとく放射性物質という毒物が降散されて、村民が村に住めなくなってから、途中経過はありますけれども、13年の月日が流れ過ぎ去ろうとしています。

私たちの多くの先人が築き上げた飯舘村は、東京電力と政府によって原発事故が起こされ、現在においても村全体に自然界になかった放射性毒物が、村全面積の約84%に置かれたままであります。最近の政治情勢を見ますと、自公政権の中ではありますが、自民党による選挙違反か脱税かなど、うそとごまかしの裏金問題、さらには正月元日から能

登自然災害への対応、過去の震災・災害等の遅れの問題、さらには芸能界、ジャニーズや宝塚、吉本興業の松本氏の問題、自衛隊内でのパワハラ問題など、政治と金の問題、マスメディアと社会、財界、さらには統一教会など、挙げれば切りがないほどの山積みした社会情勢にあります。

定例会ごとに村民から寄せられる、そして聴取したことについて、村民の立場から質問、提案をいたしますので、村民が今日よりあしたに生活に生きがいを持って生きられるように、村民が分かる情勢、村民に見える成果となるよう、答弁を求めるものであります。

1つ目は、自然環境の実態について、確認する意味でも伺っておきます。

村全面積に降散された放射性物質（毒物）は、国は31種と言うが、村はセシウム・ヨウ素のこと以外は分からないし、ガンマ線放出も体に影響があるのは2種類であり、既に放射性壊変し、安定同位体になって核種が変わったという認識の答弁、過去にいただいておりますけれども、除染しない面積が約84%この村にあるわけでありましたが、国と同じく安心・安全な生活が大丈夫であるという村長の根拠を、きちんと村民が理解できるように示していただきたい。

次に、国の法律で年間1ミリシーベルト未満を違反して、除染基準として5ミリシーベルト未満での生活をよいものとして進めてきたわけでありましてけれども、その中でも、できるだけ追加被ばくはしないようにと村も努力されていることは分かりますけれども、その具体的な被ばくしない施策を伺うものであります。

3つ目は、バイオマス事業での村民の安心・安全のチェック機能を（仮称）地域協議会としているが、具体的にいつまでに、どのような方々を構成員とし、チェック内容としては排気ダクト内での計測は可能なのか、飛灰、放射性物質測定したときの対応を示していただきたい。

2つ目は、村民の所得アップについてであります。

村全体の75%を超える森林活用と所得となる施策について、安全作業対策での毎時2.5マイクロシーベルト未満は大丈夫であり、作業上の代表者などに個人線量計を携帯としているが、放射線被ばくの責任・安全保障・補償などは具体的にどのようにするのか伺います。

2つ目に、森林産業、飯舘村内においてこれまで材木・ほだ木・炭・まきなどでの事故前の実態を把握しているのかどうか。関連での実態をつかんで、復興再生の施策を短期・中期・長期にわたって思考され、村民にきちんと示していただきたい。

3つ目は、この12年間の村民の減収と賠償について、村民主人公として仕事をする役場、村民の代表者である立場と役割、責任を示していただきたい。賠償イコール収入減なのかを検証し、村民個人として請求困難なことは村民の代表者として請求をしていただけののか、伺うものであります。

4つ目は、村長が機会あるたびに国に要望していると議会答弁するので、国に要望したことへの回答はどう村民に周知されているのか。昨年の6月26日、6月29日、7月4日ということで、飯舘村の復興再生に向けた要望書の提出ありますので、伺うものであります。

村民の代表者として、村民のために要望されておりますので、次年度予算に大きく影響しますので、要望した回答はいつあり、なければどのように国に確認されているのか、伺うものであります。

5つ目は、森林組合からの要望が今年の11月27日に議会に提出されたが、村へも同じく要望したと思うので伺いますけれども、国・県・関係機関にいつ、どのように要請したのか、回答はいつあり、ないならばどのように確認されているのか実態を伺うものであります。

大きい3項目めは、村民のための6次総について伺います。

パブリックコメントでの意見及び回答を、次年度予算、6次総にどのように生かしたのか伺います。

2つ目は、基本構想・基本計画・実施計画のピラミッド型として、その土台に各種事業としているが、赤ちゃんから高齢者までの意向調査は、どのようにされての6次総になったのか、経過と、どのような意向調査をされたのか示していただきたい。

3つ目は、村全体に放射性物質、いわゆる自然界にない毒物が存在していても被ばくリスクはないし、健康上死亡・病気を発症しても国や医師会の言うとおりでとしての6次総となっている。また、原発事故直後の放射性物質への対応、危険で住めない地域は12年経過したので、加害者言いなりで終わったことにしている6次総ですが、補償・賠償の責任、村の村民のために果たすべき役割は、どのように整理されて、村民の命と健康を守るのか示していただきたい。

大きい4項目として、雇用の場と所得アップについて伺うものであります。

当面、雇用の場での募集内訳と、商業施設、産業団地など、見通しと可能性、さらには模索している、思考されている企業などあれば示していただきたい。

5項目の医療・介護・インフラ整備について、それぞれの村民のための施策と見通しを示していただきたい。全国で人手不足、所得低額などの問題は山積みであるが、具体的にどのように医療や介護、インフラについて、村民の生活、村民の思いに伝えていくのかきちんと示していただきたい。

6項目めの、復興・創生期終了について、提案理由の中で終了するとともに縮小、廃止になる事業という説明がありましたので、それは何なのか。そして、そういうふうに廃止や終了にしてほしくないとか、それに代わって補い、代わる施策は何なのか、具体的に示していただきたい。

以上、質問いたしますけれども、村民の生活実態、まだまだ二重生活の中、早いもので13年が過ぎ去ろうとしていますけれども、全国的には今は能登半島の災害対応ということでもありますけれども、まだまだ飯館でも避難したり、家族、生活がままならない、高齢者と若い人たちの世帯分離やら、いろいろ抱える問題はいっぱいありますので、どのように村民の生活実態を調査なり把握されて、今後村政に、全般に、そして県・国に要望されて生かしていくのか、村民が聞いて、示されて、分かるような答弁を求めて発言を終わります。

村長（杉岡 誠君） 8番 佐藤八郎議員のご質問にお答えいたします。

まず、ご質問 1-1、身体に影響がある放射性物質は既に放射性壊変し、安定同位体になって核種が変わったという認識の答弁であり、安心・安全な生活が大丈夫である根拠をきちんと村民が理解できるように示せについてお答えいたします。

初めに、核種が変わったという認識の答弁とのご指摘についてであります。昨年12月議会の一般質問において、村からは「セシウムやヨウ素などの放射性物質は、放射線を放出することにより放射性壊変を起こし、放射線を放出しない安定同位体になっていく性質を持っており、12年以上前に降下した放射性物質は、半減期の短いものについては既に観測不能となっているほか、観測可能なものについても核種が変わっているなど、サンプリングを含めて専門機関による広域調査によらなければ正確な分析はできないものと認識しております」とご答弁申し上げたものであり、全ての核種が安定同位体になっていると認識しているものではありません。

なお、村では継続して放射線量の低減のためのフォローアップ除染等を環境省に要請し、改善を図らせてきております。

また、食品放射性物質測定の検査結果や定点での線量測定結果を、広報お知らせ版や村ホームページなどで公開しているほか、希望される方には個人積算線量計の貸出しと専門員による個別説明等を行っております。

今後も、村民が自ら判断する一つの指標としていただけるよう、取組を継続してまいります。

次に、ご質問 1-2、国の法律で年間1ミリシーベルト未満を違反して、5ミリシーベルト未満での生活をよしとするのか。できるだけ追加被ばくしないことを具体的に示せについてお答えいたします。

村は、いいたてまでいな復興計画の中で「除染目標は、追加被ばく線量の長期的な目標である年間積算線量1ミリシーベルトを目指します。当面の目標としては、年間積算線量5ミリシーベルト以下を目指し徹底した除染を進めますとしております」としております。

これを踏まえて、村は国に対し、農地については汚染濃度にかかわらず反転耕ではなく全て剥ぎ取りで除染を行うことや、フォローアップ除染を要請するなどし、徹底した線量の低減を求めてきました。

また、ホールボディーカウンターによる内部被ばく検査や、個人積算線量計の無料貸出し、食品放射性物質測定の検査とその公表など、多角的な対策に取り組んでいるところであります。

次に、ご質問 1-3、バイオマス事業の地域協議会についてお答えいたします。

蕨平地区での整備が進められている木質バイオマス発電施設飯館みらい発電所については、順調に工事が進んでいるところであり、4月中旬に重油を用いて燃焼ボイラーに火入れを行い、5月上旬から木質チップの投入を開始し、性能確認試験の上、7月頃の営業運転開始を目指すとのことです。

おただしの地域協議会についてであります。飯館みらい発電所の運転状況、環境モニタリング状況、発電所の安全かつ安定的な運転に関する取組、森林再生に向けた取組、

地域振興に関する取組等についての情報公開や意見交換を目的として、村が関係自治体等と呼びかけを行い、去る2月14日に飯舘みらい発電所地域協議会を設立いたしました。

構成員については、福島県相双農林事務所のほか、相双地方や県北地方の近隣自治体、有識者による18団体で構成されており、本村が事務局を担います。

なお、発電事業者が実施する排ガス中の放射性物質濃度測定については、2基のバグフィルターを通過後の排気ダクトの入り口で排ガスを採取して計測することであり、事業者においては、このほか飛灰などの測定データについて、環境省仮設減容化施設運転時の公表頻度を参考に、おおむね1か月単位での公表を予定しております。ただし、運転開始当初は頻度を高めて公表することを検討しているとのことでもあります。

村といたしましては、発電事業者が実施した測定結果の確認を行っていくとともに、運転開始までに緊急時の連絡体制を整備することや、緊急時訓練の実施についてなど、不測事態に備え、準備を怠ることなく徹底した安全運転を行うよう求めてまいります。

次に、ご質問2-1、森林安全作業対策での放射線被ばくの責任・安全保障・補償などは具体的にどのようにするのかについてお答えいたします。

福島県民有林の伐採木の搬出に関する指針では、毎時2.5マイクロシーベルトを超える場合はできる限り作業を行わないこととしており、村でもこの指針等に基づき森林施業の実施箇所を選定しております。また、毎時2.5マイクロシーベルト以下においても、厚生労働省が示す特定線量下業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドラインに準拠して、事業者の自主的な取組により作業員の代表による被ばく量の記録等が行われているところです。

今後も、森林作業を行う上での安全管理、放射線量の基準の遵守等、適正な事業執行に努めるよう指導してまいります。

次に、ご質問2-2、森林産業での事故前の実態を把握していますか。関連での実態をつかんで復興・再建の施策を短・中・長期にわたって思考し村民に示せについてお答えいたします。

村では、福島県森林・林業統計書等により、村の材木の量などは把握しているところです。

また、村は、令和4年度に飯舘村森林再生に向けた検討報告書を作成し、村全体の森林をどのように取り扱うかの方針を決めるための情報を取りまとめ、①原発事故からの森林、林業の再生に向けた施策の推進、②森林環境譲与税を活用した特色ある事業の推進、③木質バイオマス発電の安定運営に向けた支援を軸に再生を図っていくこととしております。

今後これらの方針に検討を加えながら、短期的には、ふくしま森林再生事業等により、計画的な事業推進と実績を確認していきたいと考えており、中・長期的には、ふくしま森林再生事業を継続要望しながら木質バイオマス発電事業と関連した森林整備や、森林環境譲与税を活用した取組などを進めてまいります。

次に、ご質問2-3、この12年間の村民の減収と賠償について、村民主人公として仕事する役場、村民の代表者である立場と役割、責任を示していただきたい。賠償イコー

ル収入減なのかを検証し、村民個人として請求困難なことは、村民の代表者として請求していただけるのかを伺うについてお答えいたします。

東京電力による賠償の基準、内容については、原子力損害賠償紛争審査会において定められ、現在は、集団訴訟の確定判決等を踏まえて、2022年12月に決定された中間指針第五次追補に基づいて、追加賠償の請求の進められております。村といたしましては、この指針に基づき、迅速かつ正確に賠償請求が進むように東京電力へ求めてまいりました。

なお、原子力損害賠償紛争審査会の定める賠償基準は、法人、個人事業主の方に対する減収を賠償する、いわゆる営業損害への賠償、風評被害への賠償にとどまらず、就労不能損害への賠償や住宅確保損害への賠償など広範にわたっており、そういった意味では、賠償総額は収入減少額よりも多くなる傾向があるものと認識しております。

村では、より円滑に賠償請求が進むように、引き続き弁護士への相談会や、ADRセンター、NDF（原子力損害賠償・廃炉等支援機構）への相談の活用などを村民の皆様へ広くご案内、周知をしております。

次に、ご質問2-4、国への要望に回答はあるのか、また確認はしているのかについてお答えいたします。

村から国に対する直近の要望活動としては、9月27日に復興大臣へ、10月12日に環境大臣へ直接要望書を手渡し、その要旨について面談にてお伝えいたしました。

これまで要望した内容については、雇用（なりわい）を創出するための支援や、農畜産物のブランド化に向けた取組の支援など、そのときそのときの村の重要な課題について盛り込んでいるものであり、すぐに結果が得られるものではありません。また、書面での直接的な回答は通例としてありませんが、逐次、各省庁との調整を重ねているところでもあります。

次に、ご質問2-5、森林組合からの要望が2023年11月27日に議会に提出されたが、村へも同じく要望したと思うので伺う。国・県・関係機関に、いつ、どのように要請したのかと、回答はいつあり、ないならどのように確認されているのか伺うについてお答えいたします。

ご質問のとおり、令和5年11月27日付で村にも同様の要望書が提出されました。要望書は、国に対してのものが1点、村に対してのものが3点でありました。

村の対応ですが、要望内容1にある林専道の整備については、次年度に整備計画作成の予算を計上し、整備に向けて検討を進める予定です。

要望内容2にある森林林業再生予算確保については、これまでも大臣等来村の折に要望してきており、今後も機会を捉え要望を継続してまいります。

このほか、J-クレジット、森林管理計画に関する要望については、制度の内容や村の現状を踏まえ、検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に、ご質問3-1、村民のための6次総についてパブリックコメントでの意見及び回答を次年度予算・6次総にどのように生かしたのかについてお答えいたします。

飯舘村第6次総合振興計画後期計画については、11月からパブリックコメントを行い、

2回の審議会を経て、12月議会の議案として上程し成立したところです。

パブリックコメントでの意見としては、主に計画内容や計画期間などであり、これらのご意見につきましては、審議会においての審議内容に生かされてきたところであり、審議会の答申を受け、最終的に議会にお諮りしたものが後期計画として制定されたものです。

引き続き4つの基本方針の下、将来像の実現に向けて、各種予算事業や実施計画による後期計画の着実な実施に努めてまいります。

次に、ご質問3-2、意向調査はどのようにされての6次総なのかについてお答えいたします。

第6次総合振興計画前期計画は、村民の皆さんによる策定委員会や各専門部会でのご議論の末、紡ぎ出された4つの基本方針を基に策定されております。

後期計画においても、この4つの基本方針は引き継いでおり、行政と村民が村の将来像を共有しやすい形とすること、計画書を各行政分野での指針として扱いやすい形とすることを目的として、人口増加対策という共通重点項目を新たに設定し、基本構想や基本計画を体系化し再整理したところです。

また、後期計画はPDCAサイクルの一環としての中見直しを踏まえたものであり、策定委員会、パブリックコメント、審議会での審議を経て、12月議会で承認されたものです。

なお、施策の展開に当たって必要な意向調査は、各分野、各担当課において実施してまいります。

次に、ご質問3-3、補償・賠償の責任、村の果たすべき役割はどのように整理され、村民の命と健康を守るのか示していただきたいについてお答えいたします。

初めに、第6次総合振興計画において、「村全体に放射性物質が存在していても被ばくリスクはないし、健康上死亡・病気を発症しても、国・医師会の言うとおりとしている」とのおただしであります。そのような記載も事実もありません。

なお、第6次総合振興計画は、村民の皆さんと村職員、複数の専門家の方々が考えた基本方針が根本であり、特に健康・福祉、環境分野の基本方針である「ゆったり流れる時間の中で、「元気かい？」から始まる心地いい関係のある村へ」に基づき、村では各種の放射性物質対策はもとより、村民の健康づくりや子育て、医療、高齢者福祉など幅広く施策を展開しているところであります。

次に、ご質問4-1、雇用の場と所得アップについてお答えいたします。

村内企業の求人は、ハローワークやふくしま12市町村移住支援センターの求人サイトに登録されている、蕨平地区内での木質バイオマス発電を行う飯舘バイオパートナーズ株式会社、長泥地区で堆肥の製造を行うイタテバイオテック株式会社ほか13社の情報のみでも、総数として40名を超える状況であります。

また、商業施設及び産業団地への誘致企業の見通しと可能性についてですが、商業施設については、これまでドラッグストアと交渉を進めてきております。また、村内の用地取得及び創業等についての問合せは令和5年4月より現時点までで14件あり、最も多い

業種は製造業、次いでエネルギー関連企業となり、深谷地区に整備する産業団地や飯桶グラウンド等のご案内をしているところであります。

なお、令和5年度中に飯館村商工会へ新規加入の届出を提出している事業主は、個人事業主を含めて5件であり、そのほかにも村内の施設を利用した創業についての相談を受け、協議を進めている案件もあります。今後も、引き続き、企業誘致や創業支援を進めてまいります。

次に、ご質問5-1、医療・介護・インフラ整備の施策についてお答えいたします。

医療及び介護の現状であります。まず医療については、いいたてクリニックが火曜日、木曜日の週2日診療を行っており、診療日以外については、本田医師と訪問看護ステーション「あがべご」との連携により、訪問型の医療・看護サービスが提供されております。

次に、福祉・介護については、介護予防事業として、サポートセンターつながっぺでのサロン、村内での地域サロンなどにおいて、地域包括支援センターによる口腔ケア教室や認知症予防教室を実施しております。

また、村内介護事業所であるいいたて福祉会における内容としては、特別養護老人ホームの入所者は現在47人となっており、通所型のデイサービスや訪問型のヘルパーなどは、介護職や看護師等の専門職の人員不足等から、事業展開が困難な状況にあります。

議員おただしのとおり、医療・介護・福祉分野の人材確保につきましては、国において介護従事者の処遇改善や人材確保対策事業などの様々な取組が実施されているところですが、全国的に医療・介護・福祉分野は人員不足の状況であります。

村内の状況も同様であり、医療・介護・福祉分野の専門職の人材確保に向けて就職説明会等での対面募集や、ヘルパー等の介護職員研修補助、村内で就業、起業する方の奨学金の返還免除、奨学金の返還相当額に対する補助等を実施しているところであります。

次に、追加質問6-1、復興・創生期間の終了とともに縮小、廃止になる事業は何か。それを補い、代わる施策についてお答えいたします。

福島復興再生基本方針に基づき、国が位置づけている第2期復興・創生期間は、令和3年度から令和7年度までの5か年間であり、現在福島県をはじめ全ての被災自治体は、この期間において予算化、制度化されている事業に取り組んでいるところです。

復興・創生期間の終了とともに縮小または廃止される事業は何かとのご質問ですが、村としては令和7年度末までに村道機能回復工事や、ため池放射線対策工事、ため池の補修工事などの完了を見込んでいるところであります。

また、村では第2期復興・創生期間後の予算の確保や制度の維持を要請してきており、今後も相馬地方市町村会や福島県町村会を通じての要請活動のほか、あらゆる機会を捉えて、村民の今を支える取組、村の将来への布石となる取組に必要な要請を重ねてまいります。

以上となります。

8番（佐藤八郎君） ただいま答弁いただきましたけれども、1項目めから順次再質問をさせていただきます。

何回かの放射性物質の質問で、安定同位体が変わっているのではという、何か安心させるような答弁が一貫して続いておりますけれども、1点目と2点目関連するので2点目の部分での、長期的な目標での年間積算量1ミリシーベルトを目指すという答弁、これ12年近くずっと村長が答弁されていると思いますけれども、自然界にない物が飯舘村に多く降散、大空から降り落とされているわけです。自然に減少する物は何で、既に放射性物質の人間や動植物、自然界に与える影響のなくなった物は何で、まだ影響が考えられる物は何で、その物も今後どういう経過をたどって、村長が言われる安定同位体が変わって問題なくなるのか。それがどういう減少されて、人体や飯舘の自然界に影響がなくなっていくのか。どのような方法で村民に周知され、皆さんが理解できるような方法を取るのか、伺っておきます。

産業振興課長（三瓶 真君） ご質問でありますけれども、今この放出されたとされる放射性物質について変わっていくのが何で、変わっていないのが何で、今後どういう経過に従ってそれが安定同位体になっていって問題なくなるのか、またはそれをどのように村民に示すのかというご質問であります。原子力放射線の影響に関する国連科学委員会等の報告書、いわゆる専門家の報告内容によりますと、今回の放射性物質の中で放出されたとされる放射性物質のうち、半減期の短い物もかなりと申しますか幾つかあるということで、代表的な物ということでもあります。例えばヨウ素ですね、これですと約8日間ということになっておりますし、そのほかにもその報告書によりますとですが、テルルと呼ばれる物は78時間、キセノンですと約5日と極めて短い核種も存在するというようなことになっておまして、これらの放射性物質については、もう十数年たっておりますので、かなりもう、半減期の関係で同位体が変わっているということが予測されると。

ただ、問題は、今言われておりますセシウム134であるとか137、134は2年、137は30年と言われておりますので、かなり長期にわたってその存在がそのままそこにあるということですので。この部分については、国でもありますけれども、村としてもしっかりと対応を取っていかねばならないと考えているところであります。

これらにつきまして、どのように周知していくのかということではありますが、これまで村は定点での放射性物質の観測、あるいはモニタリングポストでの観測、また今年度も作成をしておりますがモニタリングマップ等も作成をいたしまして、それによって今村内の放射線量がどのようになっているのかというのを見える化しながら、皆さんにお知らせをしておりますし、またこれらの数値につきましてはホームページや広報お知らせ版等で公開をしておりますので、引き続きそうした数字、計測したものについては、村民の方々への周知として公開をしていくと申しますか、掲載をしていくということを考えております。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 自然界にない放射性物質が降散されて、国は危険で住めない地域ということで指定をし、避難をさせ、そして6年たったからいいでしょうと避難解除をした。国の文科省が31核種を発表して13年過ぎ去ろうとしていますけれども、その31種は村長が答弁されているような中でどのような物が変わって、今課長が言うように、もう完全

に影響がなくなった物、いろいろあろうかと思いますが、その31種について経過なり、今後影響されるのは何なのか、テルルやその他、セシウムしか今答弁なかったようなんですけれども、その辺はきちんと、村民に機会があれば、調査をされて報告するつもりはありますか、ありませんか。

村長（杉岡 誠君） 趣旨として、前回12月議会で答弁したのは、放射性壊変をして変わってきている、安定同位体に移行してきている物質もあるので、専門機関による広域調査によらなければ正確な分析はできないものと認識しておりますというのが村の答弁ですので、そういった機関の情報が、国が公表しているものとかそういうものがあれば、村としてもそういうホームページのリンクを張ったり、あるいは見せ方というものはあるかと思いますが、周知の仕方はあるのかなと思うところです。

ただ、今ちょっと議員のご質問の中で、放射性物質が降散したものだと思えますけれども、その化学的な性質の部分と、物理的な性質のところは少し混同があるのかなと私思いましたので、一般的な物理的なことを申し上げますが、放射性物質、放射線を放出するものはすべからず安定同位体に向かって放射線を出しているという状況です。いわゆる安定ではないがために、放射線を出すことによって安定同位体のほうに移行していくという物理的な性質で動きますので、あらゆる放射性物質は最終的には必ず安定同位体になるというのが自然法則ですので、これは物理的なものです。

ただ、それらのものが化学的な性質として、いわゆる重金属とかですね、化学物質として体に影響があるかというものはまた別の話でありますので、むしろ原発事故により放出された物はまず放射線による影響が大きいだろうということで、緊急時の避難区域等々が設定をされた、物理的なそういう影響が大きいだろうということでまず動いたというのが国の設定なのかなと私は認識しているところです。

放射性物質の放射線量が多い物が、セシウム137が今一番多いと思いますが、それに集中的に目を持っていくことによって、そのほかの物がある程度少ないだろうというようなことが同時に言えるのではないかという予測が立てられているだけでありまして、多分広域的な調査をすると、どこにどれぐらいあるかというのはやはりピンポイントによって違うんだらうなというのは、これはあり得ると思います。ただ、私たち村民が一般的に認識できるものは、そういう化学的な物質、バケガク的な性質による物がどこにどれぐらい微妙であるかということ測るよりも、物理的な性質である放射線量ですね、毎時何マイクロシーベルトというような線量で見たほうが、より多いものから、線量が高いものから離れることができる、それを忌避することができる、あるいは防御することができるということで、生活に直接密接して考えることができるという考えから、村としては村が持っている放射線量計で測れるものとしてセシウム等々のガンマ線源に特化したものを今までやってきているということでありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

なお、情報をつかんだものがあれば、先ほど申し上げたように周知をしていくことというのは村もやってきておりますし、あるいは国が公表しているというものを村民の方々にしっかりお伝えしていくということも、村の責務の一つだろうと考えているところで

あります。

以上であります。

8番（佐藤八郎君） 今、化学的とか物理的とかという流れで安定同位体と。今、核種についての裁判の問題もありますけれども、いろいろな影響が、それぞれ違う論評をしておられるので、今SNSの世界なので、村民の中にもいろいろなことを、情報拾って心配する方もいるので、村が健康や命、被ばくの観点から、この点は心配ないんだと、今村長がバケガク的になり物理的になり安定同位体になって心配はない方向に、13年前に空から落とされた放射性物質の毒物はほとんど安定同位体になって心配ないかのような答弁でありますけれども、そうではないという心配をしている、そういうことに関心のある村民はいらっしゃって、私もよく分からないので、村長は専門的に、物理的にいろいろご存じなので、村民が不安なく、心配なく飯舘に戻って暮らしても健康や命にとって大丈夫なんだという確信が持てる発信なり、国やネットで流れている正しい情報を知らせるといっても、村民の代表である長の仕事かなと私は思っているんですけども。今の答弁だと測れない物、ガンマ線だけが残っているという話で、今手元に資料を持っていないので分かりませんが、31核種発表された中でセシウムよりも長いような物質もあったと私は思っているんですけども。そういう意味では、それがどういうふうに変化して、被ばく影響を与えない物に変化して、飯舘村全面積の約84%が除染されずに残っているこの自然環境で暮らせるというものになるのか、村長がやっぱり専門的な知識があるのだとすれば、それはそれできちんと村民に知らせるべきではないかと私は思うんですけども、思わないですか。

村長（杉岡 誠君） 一部、私が勉強してきた分野の話もありますのでお話はできるかと思いますが、村民の方々にとって必要なのは、私が思うに、いろいろなことを判断するための基礎的な情報という部分が非常に大事だろうと思いますし、それをどういうふうに見るのかということに関して、例えば私が私の感覚の中での言葉をあまり重ね過ぎると、それは私と同じ考えを持ってくださいという話になりますので、そういうことではないんだろうと。今、インターネットもいろいろなことがありますから、いろいろな情報の中でこういう見方もできる、ああいう見方もできるということ、やはり村民一人一人が、あるいは日本国民全員が学んでいかなければならないんだろうと思います。

コロナ対策もそうですけれども、コロナに対する考え方、見方というものも、やはり未知のものに対しては相当な部分が、議論があったと思いますが、やはり一定程度の社会的な認識の中で動いてきたものというものもあります。

飯舘村においては、放射性物質がゼロになれば、これは非常にいいことだと思いますが、なかなかそうではない状況というのは議員おただしのおりでありますので、ただその中でも、私たちは放射性物質は基本的には森林内、未除染地に多くあって、住環境については除染が進められてきた、あるいは空間線量を測っても下がってきているというのが見えますので、そういう比較の中で、どこに放射性物質があるのかというのをしっかり認識することが、実は非常に大事だと思います。

被災地は線量計を持っているのでそれが分かりましたけれども、逆に言うと被災地でな

いところは線量計を持つ人はほとんどいらっしゃらないわけですから、判断ができないかもしれない。ただ被災地はそういうものが見える、あるいは知識があるので、自分たちでしっかりここが濃いところ、薄いところという認識をしながら、それぞれが一つの判断材料にしていくということが今後も必要だろうと考えるところでもあります。

以上であります。

議長（高橋孝雄君） 八郎議員に申し上げます。質問は明瞭簡単に願います。

8番（佐藤八郎君） 簡単に質問していますけれども。

それでは、3番目のバイオマスのほうに入りますけれども、前回は申し上げましたけれども、第三者機関ということで、正式に2月14日に設立されたようなので伺っておきますけれども、この協議会でのチェックの内容というか内訳、どんなことを定点でやるのか、半年に1回とかやるのか、毎日やるのか分かりませんが、どんなチェック内容で、どんなことをやってくのか。

さらには、あってはならない基準を上回るようなことがあった場合の対応、不慮の事態の対応については、どういうふうにこの協議会の中では周知されているのか伺っておきます。

産業振興課長（三瓶 真君） ただいまのご質問は、飯舘みらい発電所の地域協議会についてのご質問であります。

まず、1点目のチェック内容、どんなことをチェックするのかについてでありますけれども、チェックにつきましては主に5項目ほどありまして、1つには発電所の運転情報であります。2つ目には発電所における環境モニタリング、こちらの情報についてであります。3つ目は森林再生に向けた取組について、4つ目に発電所の安全かつ安定的な運転に関する取組について、そして5つ目に地域振興に関する取組について、こうしたものがその協議会において情報共有並びに意見交換等を行うこととしております。

開催の頻度でありますけれども、今のところは年に1回ないし2回程度と考えております。

3つ目のあってはならない事態が起きた場合の対応についてということですが、まず大前提といたしましては、答弁いたしましたとおり、まずそうした事態にならないように試験をしっかりとやって、安全管理を行っていくということに全力を傾けたいと思っておりますが、万が一起きたときについては、現在事業者側で、有識者も含めて訓練であるとか連絡体制、その他の対応について検討を詰めている最中と承知しているところであります。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 5点ほどを挙げられています。私は一番危惧するのは、放射性物質の漏れることの心配、集積されたものの処理方法の心配であります。そして異常事態、あってはならない状態が起きたときの村民、村全体での対応がどのようになるのか。私たちも原発事故で体験したように、放射性物質、放射線は見えないし、臭いしないし、味もしないから分からないんです。だから、隠蔽されたら困るし、事業者側での検討で済まされる問題でないので、きちんと行政も関わって不慮の事態にはどういうことでやって

いくのかをきちんと示していただかなければいけないと思いますけれども、いかがでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） 万が一のときに事業者だけではなくて行政としてもその対応をきちんとすべきというご質問かと思えます。

先ほどの答弁で申しましたとおり、緊急対策についてのまず第一義的な責任という点でいきますと、これは当然事業者側のほうになってきますので、まずはそのところをしっかりと詰めていただくということで、もちろんこれに関して村側といたしましてもいろいろと意見なりは申し上げるということにしております。さらにその上で、万が一の有事に備えての村の対応ということにつきましては、そうした安全対策を踏まえて、今後検討していくものと思っております。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 続きまして、村民の所得アップの1番目に入りますけれども、森林作業、私も山の中を最近も何回か歩いて確認していますけれども、線量値の違いが、場所、状態によってかなり違いますので、何か今までの答弁だと代表者が持って、どの程度調査されてからここでの作業は何時間やっていいということになるのかどうか、やり方は分かりませんが。ただ、年間の被ばく限度というのはどの程度を、毎時2.5を超えなければいいのかどうか、年間にすれば5ミリシーベルトなのか、本来の1ミリシーベルトなのか。あとは、超えた場合の対策は事業所でどういうふうに行っていくのかというのがありますけれども。村としての対応策はどんなことを想定されているというか、先ほども言いました不慮の事態のマニュアルというものはどういうふうに行われて、いざというときの動きをできるように防災の観点からもなっているのか、伺っておきます。

産業振興課長（三瓶 真君） まず、今回の林業の県のガイドラインに示されております2.5マイクロシーベルトの考え方がありますが、これは労働者の被ばく線量を合理的に達成可能な限り低くするために、個人線量測定措置を講ずるための下限値ということで設定をされております。これを、週40時間労働を前提といたしますと、1年間で5ミリシーベルト相当となるということで、従来の原発等において線量管理の対象区域となる管理区域の設定基準と同様であり、除染等業務ガイドラインでもこの数字を基準として対策が定められているというものになってくるものであります。現在、その中で線量計を携帯していただいて測っていただいております。

今ありましたように、万が一のときにということではありますが、まずこれも原則としては、その線量計の数値等を基にそうした基準を超えないように対応していくことが先決かなと思っておりますので、その基準を超えそうなときに、超えないように前もってその対策をするということが重要かと考えております。

以上です。

8番（佐藤八郎君） なぜ、万が一とか不慮の事故が起きたときと質問しているかというのと、私ら13年前にやられたからですよ。国がごまかして、うそをついて、村長までも避難しなくていい村なんだって発言するほど、やられて、多くの人がすることのない被ばくをしたから、今回も注意して、私は村民の心配の代弁として言っているわけです。なくて

当たり前なんです、そんなこと。あった場合、目に見えないし、臭いしないし分からないんですよ。あそこにガンマカメラをずっと据え付けて、村がそのガンマカメラを毎日点検するのなら、それは色分けできる可能性ありますよ。そんなことするとどこにも書いていないし、やろうともしないし、だから聞いているんです。だから、そういうことについてのマニュアルはないのかと。何か、漏れることは絶対にあり得ないみたいな答弁ばかりしていると、漏れたときに何のマニュアルもなければ行動もできなくなるんです。その結果が12年前から、こういう村民がバラバラにされて、遠くに分散して、戻る比率も他市町村に比べるとなかなか上がらないんです。不安も残っているんです。だって、森林全体、村全面積の84%は何もしていないんでしょう。除染という作業は、責任ある国が、たった16%しかやっていないんですよ。その中で今運営されているんですよ、村の行政が。だから心配して言っているんです。

十分検討されて、マニュアルづくりなり対応を要求をしておきます。

次に入りますけれども、私の質問の仕方が悪いのかどうか、事故前の実態把握を、森林産業として村がどれだけあったのか、答弁に全くないんですけれども。そのことを分からずして、同じような森林再生なんか、ここで所得アップしようなんていうことにはなっていないでしょう。震災前の実態を知らないのでは。だから、東京電力が言うがままに、まきでストーブなんかたいている人いないから、まき代なんか賠償の対象以外だなんて平気で言っているんですよ。野山の木を使って暖房を取ったり、農作業の暖房効果を上げたりして、原発事故前は実際やってきたじゃないですか。そういう実態を、村職員が、村長が知らずして、村民に代わって代表者として請求もできないでしょう。だから、わざわざ実態把握はしていますかと質問しているでしょう。何の答弁もないじゃないですか。

バイオマスの答弁は、バイオマスはやれば全て解決するような答弁していますけれども、そんなことはあり得ません。まして森林整備は、どこまで、どんなことを言って、この答弁書に書いてあるんですか。そのことも伺っておきます。

産業振興課長（三瓶 真君） まず、最初のお話であります、やはり材木の話については、あくまで県の指針というものが出ておりますので、それに沿った形で、それを遵守しながらやっていただくということが一番は必要なのかなという考えで、まずはそこをしっかり守っていただくということとっております。

あと、ご質問の、村のいろいろな実態把握というものをしていないのではないかということですが、答弁書に森林・林業統計書等によるセンサスと申しますか、そういう統計情報によって村は把握しているところでありまして、この中には素材といたしまして針葉樹あるいは広葉樹の生産量であったり、木炭の生産量、シイタケ、ナメコ等についての生産量について記載があるというものになっております。そこで把握をしているということになります。

あと、まきの関係であります、これについては個人での流通等もあるということもありますので、正確な数字までは把握していないという状況であります。

以上です。

8番（佐藤八郎君） まきや、あとはシイタケ原木の使い終わった木を利用した暖房とか、いろいろやっていたんです。でもそれは、農協の営農の関係で、証明してもらわないと賠償してもらえないということでずっとぶん投げられているんです。土地改良の問題でも、暗渠もそうですけれども、昨日も村民から電話があって、どうも村とか国・県の言う事業に乗っかれば暗渠事業はやっていただけるけれども、それに賛同しない、参加しない人の農地は暗渠は除染でめっちゃくちゃに壊され、6年間暗渠管理できなかったことで、暗渠の機能が果たせない状況にあるものを直してもらうことはできないということで、何なんだと。私ら言ったって分からないんだから村では言ってくれないのかと。器物破損じゃないかと、地下にある暗渠施設を壊したんじゃないかと、壊したものを直さないというそんな加害者がいるのかと。それに村民の代表者として村長が言ってくれないのかと、議会は言ってくれているのかと。私はいつか、何年か前に大臣に直接言ってきましたけれども。ただ、そういうことが多々あって、薪ストーブ、今物価高騰の中で、昔だったら自分の山を整備しながらまきをたいて暖を取れたんですけれども、今それができない、灰の処理も難しいということで。でも、それは全く賠償の対象にしないというのが加害者の言い分ですけれども。その点も含めて、暗渠とこのまきやほだ木の廃棄した物を利用したハウスでの温度取りや、まきを使った暖房、炭を使った暖房の効果というものをきちんと考えられて、それなりの賠償を、村民の代表として請求をしていただきたい。

あと、今、森林整備について、間伐してあっちこっち集めてバイオマス活用されて、その残った森林をどのように、植林やら、山での作業、そういうものをどういうふうに変えられて、森林整備ということでここで答弁しているのか。今、答弁している森林整備とは何ですか。

産業振興課長（三瓶 真君） 森林整備は何かということではありますが、今いろいろと議論がありますとおり、飯舘村の山につきましてはなかなか放射線濃度も高いということもありまして、炭やまきということについては国が示す指針といたしますか、基準を満たすことがなかなか難しいということが、村が令和元年度から行いました山林資源活用の実証事業の結果からも明らかといたしますか、見えてきているところがありまして、なかなかその活用をめどが立てられないという状況になっております。

そういうことでありますので、引き続き村はそうした山林の除染については要望活動等を継続しているところでありますが、今行っております森林整備というものに関しては、そうした活用が難しいとされていた山の材を、ふくしま森林再生事業を活用いたしまして間伐などを行うことによって、木材または木質バイオマス用の燃料として活用するというのを進めているということになっております。

その後についてでありますけれども、例えば今年から取り組んでおります広葉樹林再生事業等も含めると、切った後の木から出てくる新芽、萌芽処理と言うそうでもあります。そうしたものをしっかり管理するなどしながら新たに里山を再生していくということをして、一度汚染されたその山をどんどん再生していくということをやっていくというものが今村の考えている森林再生ということになります。

以上です。

8 番（佐藤八郎君） 前にも私提案したことあるんですけども、区間を区切ってどんどん葉っぱの果てまで、被度の果てまで取っていく除染というのはできるんですよ。ただ大手ゼネコンの除染作業の人たちがそれをよしとしないもんだから、国はその方法を取らないで、やられたような除染をやったわけですね。実際、時間は何十年とかかりますよ。かかりながらも、戻った村民がそういう労働雇用の場にして、自分の手で自分の里山を、村全体の森林を放射性物質のない山にしようということにはなっていくんです。だから方法がないわけではないんですけども、実際は今の状況ですから、今課長が言われたような部分でありましようけれども、植林や山の間伐含めた手入れまでどういうふうにできるか分かりませんけれども、今の見込みの中では、先ほど、答弁にもあったようにセシウム137が30年の中で全然変わらないわけですから。ヨウ素がなくなって減っただけで、それ以後全然変わらない推移にあるわけですから。川俣線のすぐ近くにあるやつと、飯館の行ってすぐの線量値はいつも違うんですね。僅か何百メートルあるのかな、いつも両方見ているんですけども。あと、今後白石曲がって、大火に行く途中の牧野の近くにある、あれもいつも高いんです、この2つよりもまだ高いんです。だから、村内いろいろあるところがあるんですけども、モニタリングを信じて見ているんですけども、モニタリングが怪しいという人もいますけれども、いずれにしろ放射性物質なり放射線量がある環境にあるというのが実態なので、健康被害を出さないように検討して進めていただきたい。

あと、村民の所得アップの2－4ですけども、村長は一生懸命村民の要望をためて、大臣とか替わるたびに、機会あるたびに要望書を出しているのは本当にありがたいことだし、村民の代表として責任、役割果たしているなど思っていますけれども、それがどういうふうに結果として表れて、これから審議される予算の中に生かされていくのかなというのがちょっと見えないものですから、まとめて今回質問をしたところでありましようけれども、今、各省庁と調整を重ねているところですよという答弁あるので、今何を調整されているのかだけ聞いておきます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） これまで国に要望している内容ということでありましよう。国への要望については、その時々で村の情勢なりそういった部分が変わってきますので、答弁の中で直近の要求としてこの2点をまず上げさせていただいたところでありましよう。その中で、どんな内容なのかということでありましようが、まず、多々あるわけでありましようけれども、一番復興大臣宛てにまとめた要望した内容が、全ての内容が網羅されている部分でその部分を述べたいと思いましよう。

まず、1点目が、なりわいを創出するための支援についての要望でありましよう。2つ目に、農畜産物のブランド化に向けた取組の支援、財源の確保等財政支援についての要望でありましよう。3点目に福島再生加速化交付金の財源確保についてでありましよう。4点目に、解除区域を含む帰還困難区域全域の再生に向けた支援についての要望でありましよう。5点目に環境再生事業の理解醸成の推進についてでありましよう。6点目に脱炭素村づくり、森林再生に向けた支援についてでありましよう。7点目に原子力損害賠償についての要望でありましよう。

ます。8点目に介護保険制度についての対策の要望であります。9点目に人的支援についての要望であります。最後、10点目に、原油価格・物価高騰等への対応についての要望ということで、村の今まさに直面した部分についての要望を提出させていただきました。これが復興大臣宛てに出した最近の要望内容であります。

以上でございます。

8番（佐藤八郎君）　今は、6月29日に出したやつ、読み上げていただいたわけですが、それは私も、多くの村民にこんな要望を村長がされているんだと、それなりの人へは印刷して報告しているんですけども、それがどういう回答が来て、それが来年度の予算の中にどういうふうにかかされているのかが見えないので、今回質問したわけです。ですから、要望するだけなら簡単というか、もらったほうも楽なんです。そうでなくて、期限を切って要求していないから返答が来ないんでしょうけれども、議会では手法によっては期限を切って返答をもらうように、東京電力なんかにはしておりますけれども、村は要望しっ放しなので返答はどうなるのか分かりませんが、調整を重ねているんだということだから、この私が質問した3つと森林組合から上がったものについての確認というのはどういうふうにかかされて、予算の中でかかされているのか、その点はどうですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君）　今ほど申し上げた要望について、すぐに改善されるというものでもありませんし、村としては、今までの支援もそうですが、今後も継続したそういった支援なり取組をお願いしているところであります。

予算への盛り込みという部分であります。これについてはそれぞれ各省庁のほうから、こういった改正があるというような部分も踏まえて、村として取り組める予算を盛り込んでいるというようなことであります。

また、これまでどのような要望が通ってきたのかという部分もありましたが、様々あると思います。例えば帰還困難区域の一刻も早い解除の部分では土地活用スキームという部分が国で考えてもらった部分もありますし、あとは昇口舗装のような部分についても村からの要望を踏まえて国が考えていただいた制度かなということで、そういった部分でこういった要望を繰り返していくことによって改善されたりとか、対策を考えていただいた部分も多々あるのかなと思っています。

なお、また引き続き、村の今の情勢に、現状に見合った要望内容にしていくということで、継続をしてみたいと思っています。

以上です。

8番（佐藤八郎君）　村民の声、村民の実態に基づいてさらなる要望を継続して頑張っていたきたいと要求をしておきます。

3項目めの3に入りますけれども、ここでお察しのような答弁はしていないという、記載も事実もありませんという答弁があるのでお聞きしますが、それならば、今村で放射性物質の存在は、国・県全ての調査含めて、存在が分かるものはどのくらいの種類が、31核種のうちの幾らがあるんでしょうか。

2つ目は、被ばくリスクは、そのことによって全くないんでしょうか。6次総には被ば

くリスクの問題はあまりないのでお聞きしておきます。

3つ目は、この間多くの村民が命を落とされていますけれども、12年間なり13年間の死亡の数も含め、死因となった病気の原因、年齢層が平均寿命からしてどうなのか、その部分はどのようにつかんでいらっしゃるのでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） 私からは、質問の1点目の、31核種がどれくらいあるのかということについてお答えをいたします。

さきの質問にもありましたのと同じ答弁になりますかもしれませんが、いろいろと核種今回放出されたということでもありますけれども、正確なその実態ということまでは分かりません。ただ、そこで国が発表したヨウ素であるとかセシウムであるとかそういう核種につきましては、今もある程度この中に、半減期によって放射線の放出量は減少しているとは思いますが、存在しているものと認識しております。

以上です。

健康福祉課長（石井秀徳君） 村民の死亡原因と人数というご質問でございました。

震災後、毎年大体70人から100人ぐらいお亡くなりになっている現状のようであります。詳しい数字ちょっと手元にございませぬけれども、原因の一つとして一番多いのが悪性新生物、いわゆるがんが一番多くなっているようであります。続きまして心疾患、脳血管疾患ということで、この死亡の3つの要因が村民に対しても多くなっているといえますか、そういう状況だと。これについては、全国的に見ても同じような傾向なのかなということで、国、それから県の平均を見ましてもやはり第1位悪性新生物、それから心疾患、脳血管疾患、こういった状況になっているようであります。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 死亡要因とか実態については、この次の一般質問のときにやりたいと思いますけれども、震災前の病気で死亡する人数やら、震災後の病気の多く出ている病状なり、震災前と震災後では福島県の実態は非常に変わっております。しかし、県の医師会も、全国医師会も放射性物質の影響によるものではないという一貫した姿勢で今に至っているので、放射性物質降散された要因ではないという社会情勢がつけられてしまっていますので、この次きちんとやりたいと思いますけれども。

今般、議会に、健やかに暮らせる飯舘村をつくろうということで設立されたグループがあって、大変、医療・介護・インフラ整備について心配されている住民の方がいるということで、議会も賛同される方は一緒にということで呼びかけがありますけれども、今課長から答弁あった命を亡くすことまで行かなくても、健康で長生きする村づくりというのは、震災前は結構、健やかに長寿の村づくり、一生懸命やっていたような覚えがあるんですけれども、その点ではどういうふうに進められるのかというのは課題だと思うんです。だから、今まで以上に予防の充実や、早期発見する部分に努力していただければと要求をしておきます。

復興・創生終了について、所信表明でありましたので伺っておきますけれども、復興・創生期間の終了とともに縮小、廃止される事業というのは、第2期復興・創生期間が過ぎるということのようなんですけれども、この期間に達成されてきているのか、その辺はど

ういうふうに総括されて、今後村民のためにこれは絶対必要だというものを、答弁の中で要請活動なり要望もしていくという答弁はありますけれども、具体的にどんなことが今喫緊で大切だと思っておりますか。

村長（杉岡 誠君） 私自身も、村民の今を支える、それから村の将来への布石という2つの大きな話の中でまとめている部分がございますが、今般令和6年度当初予算を計上させていただきましたが、こちらの中にあるものはすべからず村民の今にとっても将来にとっても必要だということで計上させていただいておりますので、こちらについては予算審査特別委員会があるということでありまして、そちらの中でご審議いただければと思うところです。

なお、課題というのは過去からずっと同じというものもありますけれども、新しいものをいかにつかんでいくかというのが、議員も常々おっしゃられていることだと思いますし、議員の皆様もそういう観点でおられると思いますので、村としてもその都度その都度の課題をしっかりとつかんで、それが予算化できるものは速やかに予算化をするし、あるいは自助・共助・公助という言葉がありますけれども、例えば自らが健康づくりにいそしんでいただく中で地域がまたそれを後押しをする、あるいは公共のほうでそれをさらにフォローするとかですね、そういった一体となった取組というものも必要だと思いますので、その取組を今後もしっかり努めていきたいと考えております。

以上であります。

8番（佐藤八郎君） 行政も、我々議会もそうですけれども、村民の生活、福祉全体がどういうふうに、今よりあした希望ある生活になり、生きがいを持った生き方ができるかということに役割と責任がある、そういう意味では実態把握をきちんとされて、村民のために何を今すべきか、短期的には、中期的には、長期的には何なのかということが非常に大事だと思っております。そういう意味では、6次総の後半に入って、このことの実現が一つの土台になるのではないかと。6次総そのものについては、私はちょっと懸念するものがあって、もっと変えるべきだと、見直すべきだという立場でありましたけれども、もっともっとやっぱり、これだけ世帯分断されて、今も飯館の人たちは1人当たり280万円の賠償来るんだわ、私らは8万円だわという生活の中で、6割近い人たちが生活しています。だから、隣近所となかなかそちらに、避難先でも、本来の飯館の村民の生き方がなかなかできないでいる村民もいっぱいいます。その方々が、早いもので13年年取ったわけです。今後、若者をどう増やし、どういうふうにかつくり生かすか。森林全体の、75%もある森林の生かし方、土地の対応の仕方、きちんと示すというのが村長の大切な、来年度予算の中での役割、責任だと思いますので、機会あるたびに十分村民の要望を聞く姿勢をなくさないで、生かしてほしいなと強く要求をしておきます。

議長（高橋孝雄君） 執行部からの答弁ありますか。

村長（杉岡 誠君） 村民の方々のご要望、ご意見をしっかりと聞く姿勢をなくさないようにということでありますので、もちろん私としてはそれに努めてきたつもりではあります。なお、私が個人で聞くだけじゃなくて役場全体が、あるいは議員の皆様が様々な要望を確認いただいて、そして相互に積み重ねて築き上げていくものというものをつくり上げ

るのも一つの村政として大事な部分だと思しますので、そういったことにしっかり努めてまいりたいと思います。

以上であります。

議長（高橋孝雄君） これで佐藤八郎君の一般質問を終わります。

続いて、3番 横山秀人君の発言を許します。

3番（横山秀人君） 議員番号3番 横山秀人、ただいまより令和6年3月議会の一般質問を行います。

質問の仕方ではありますが、6項目と多いため、初め6項目の概要を説明した上で、各質問に至った理由を説明していきたいと思えます。

まず、質問に当たってですが、12月に飯館村第6次総合振興計画の後期計画が決定しました。それについて、どうやったらよりよい事業が展開されるかということの視点で、今回、最初の5項目については村民の声をどのように生かすかという提案型の質問であります。

そしてもう1点は、全国で第三セクターの破綻や、施設の閉所等を新聞等で見ます。飯館村にも第三セクター等がありますので、その第三セクターを確認するための指針というものをつくってはどうかということ、この6つであります。

まず、1つずつ概要を説明いたします。

1点目、避難12市町村で今行われています、復興庁・福島県・飯館村が行う住民意向調査を実施してはどうかという提案、質問であります。

2点目が、今、高齢者の事故等が多くございます。飯館村でも交通の問題があるということでもありますので、村民も参加できる地域公共交通会議等の実施について行ってはいかがですかという質問であります。

3点目は、までいブランドであります、なかなか目に見える形になっていないのかなと思えます。産業だけでなく、交流活性化のためにまでいブランド戦略を策定してはいかがでしょうかという質問であります。

4点目が、広報や村から発送される公文書についてであります、村民の方からは読みやすくなってはいるが、やはり公文書については文字が小さくてちょっと読みづらいと、あとどこに連絡していいのかわからないと、幾つかの感想がありましたので、今回そういう公文書等を検討する場合、村民の参加が必要ではないかという質問であります。

5点目が、様々な計画を行う上で、パブリックコメントということを行いますが、飯館村の場合ホームページだけ、時間が2週間のみという形で、なかなかうまく機能していないんじゃないかということについての改善の質問であります。

最後、6点目が、第三セクターに関して、誰が村長になっても、どなたが社長になっても、誰が議員になっても、誰が監査委員になっても、その時々で変わるんじゃないかと、きちんとした第三セクターのチェック機能を持った指針をつくるべきではないかという質問であります。

では、1件ずつ、その質問に至った理由を説明いたします。

まず1点目、復興庁・福島県・飯館村が行う住民意向調査の実施について。

飯舘村第6次総合振興計画後期計画の基本計画に、村づくりへの村民参加の推進があります。そしてその取組例として、村民が村づくりに参画しやすい仕組みを整えるとあります。村民が悩んでいること、感じていること、村づくりの提案等を私たち議員、役場職員、行政区役員等に伝えることも村づくりへの参画の一つであります。

しかし、人口の約67%が避難している状況では直接伝える機会がとても少なく、村民の参画を進める上での課題となっています。その課題解決の一つとして考えられるのが、復興庁・福島県・飯舘村が郵送で行う住民意向調査です。避難自治体の中には、継続的に実施し、その結果を事業計画等の参考にしているところもあります。村づくりへの村民参画の推進を進める上で、飯舘村独自のアンケート項目も追加できる住民意向調査を実施すべきと考えますが、村長の考えを伺います。

2点目、村民も参加する地域公共交通会議等の実施について。

飯舘村第6次総合振興計画後期計画の基本計画に、公共交通の確保、そして実施計画に行きたいところに気兼ねなく行ける仕組みづくりを目指しますとあります。前期計画からの継続ですが、本来であれば令和3年度から実施する計画であった地域公共交通会議、また村民参加型ワークショップは現在も開催されていません。

一方、高齢ドライバーによる交通事故の記事を見かけることが多くなりました。村民から運転免許を自主返納したいが車がないと生活できないとの悩みを聞くことが増えていきます。運転に不安を感じている村民は、実施計画の行きたいところに気兼ねなく行ける仕組みを早急に求めています。村民も参加できる地域公共交通会議等の実施計画、いつから開始するのか、会議の参加メンバー、検討内容について、村長の考えを伺います。

続きまして、3点目、産業交流活性化のためのまでいブランド戦略の策定についてです。

飯舘村第6次総合振興計画後期計画の基本計画に、までいブランドの確立・拡大とあります。前期計画からの継続ですが、までいブランドの全体像が見えません。また、ブランドPRが順調に進んでいるとも感じません。

例えば、道の駅で販売している農産物、花卉及び加工品について、までいブランド認証のシールが貼られ、おいしさやこだわった農法、安全性等をPRできると思うのですが、現時点でその取組はありません。生産者、販売者、購買者、飯舘村商工会、JAだけでなく、交流も含めて食事どころ、宿泊施設、農業体験等の事業者などまで、村全体のまでいブランド戦略を策定すべきと考えますが、村長の考えを伺います。

4点目、読みやすく分かりやすい広報・公文書等を検討する場合の村民参加についてであります。

飯舘村からの広報物について、文字が小さ過ぎて読みづらい、色文字が薄く見づらい、文書の内容が分かりづらいなどを理由に、読みやすく分かりやすい広報・公文書にしてほしいと要望を受けることがあります。また、公式LINEやホームページのイベント情報に自主団体等が行っているイベントも掲載してほしいなどの、広報内容の充実についても要望を受けます。

飯舘村第6次総合振興計画見直しの目的の一つとして、行政と村民が村の将来像を共有しやすい形とすることの一文があります。これは、情報を共有することの大事さを示

しています。より読みやすく、より分かりやすい広報・公文書等を検討する場に、その文書を読む当事者である村民の感想や、提案を伝える機会や仕組みが必要と考えます。村長の考えを伺います。

5点目、パブリックコメント実施方法の改善について。

ここ半年の間に、総合計画等の素案についてパブリックコメントが実施されました。パブリックコメントは素案を読んで、何か提案等、意見ありませんかという、村民からの声を求める制度であります。

飯舘村第6次総合振興計画後期計画、第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画、第10期高齢者保健福祉計画、第9期介護保険事業計画のここ半年で5計画がありました。いずれも、飯舘村民にとって、また飯舘村の村政運営にとって重要な計画であります。それは、この計画に基づいて村民のための事業等が行われるからであります。ゆえに、よりよい計画にするために村民に素案を示し、意見要望を募集するわけです。

飯舘村において、このパブリックコメント制度が十分に機能しているとは思えません。理由は、多くの村民が気軽に意見、提案等ができないからです。例えば、募集期間が短い、現在2週間程度であります。2点目が、募集告知が少ない。お知らせ版で1回掲載し、あとはホームページ、そして村内の閲覧場所を見てくださいということであります。3点目が、気軽にその素案を閲覧できない、見ることができない。それはどうしてかということ、ホームページを見てくださいと、あとは村内の3か所に閲覧場所を設けましたと。これでは、多くの村民が気軽に意見、提案等は出せません。

よりよい計画にするためのパブリックコメント制度です。実施方法の改善について、村長の考えを伺います。

最後に、6点目、第三セクター等に関する指針の策定であります。

当村の第三セクターは、主に産業振興と再生可能エネルギー施設運営のために設立され、村にとって重要な役割を担っています。一方で、2団体には経営が悪化した際に増資も含めた財政支援を行ってきた経過もあります。今後、経営が著しく悪化した場合、飯舘村に多額の財政負担が生じるおそれがあります。

全国の自治体の中には、将来自治体の財政負担が生じないように、第三セクター等に関する指針を作成し、首長・議会・監査委員の調査等の対象であることを明記し、経営状況等の調査を行っています。また、第三セクターに対しても、公共的なお金が入っていますので、住民に分かりやすいように事業内容や経営状況の情報公開を住民に対してするようにと求めています。

現在、飯舘村には、調査する側と調査される側の代表が同一人物である第三セクターが3団体あります。うち2団体には、指定管理者制度に基づき村の施設を維持管理するための委託料を支払っております。どちらの代表も今村長であります。一般財団法人飯舘村振興公社、株式会社までいガーデンビレッジいたて。飯舘村にとって、将来財政負担が生じることがないように、飯舘村行政執行である村長、そして議会、監査委員が適切に関与できるように、第三セクターに関する指針の策定が早急に必要と考えますが、村長の考えを伺います。

以上6点であります。

村長（杉岡 誠君） 3番 横山秀人議員のご質問にお答えいたします。

初めに、ご質問1-1、復興庁・福島県・飯舘村が行う住民意向調査の実施についてお答えいたします。

村では、令和元年冬から世界的な猛威を振るった新型コロナウイルス対策としての国の緊急事態宣言などを受け、村民の皆様との直接的な対話がままならなかったことも踏まえ、ここ数年においては、村民の皆様のご意見を伺う場として、住民懇談会や行政区ヒアリング等の対話型の懇談の場を設けてきたところです。

今後、令和8年度以降の第7次総合振興計画の新規策定においては、事業評価等の結果を踏まえ、何らかのアンケートが必要になることも想定されるため、その際には、設問の在り方等についてしっかりと検討してまいります。

引き続き各計画や、各事業の内容から、村民の皆様のご意見を聞く機会については様々なチャンネルを検討し、適切な方法をもって意見の集約を図ってまいります。

次に、ご質問2-1、行きたいところに気兼ねなく行ける仕組み及び村民も参加する地域公共交通会議等の実施についてお答えいたします。

これまで、地域公共交通に係る会議としては、川俣町、飯樋区間の路線の改廃や、南相馬市と福島市をつなぐバス路線等における協議を実施してまいりました。地域公共交通会議につきましては、今後も必要に応じ開催してまいります。

また、おただしの行きたいところに気兼ねなく行ける仕組みであります。近隣市町村のタクシーや、村内のお助け合い事業等をご利用いただいている方々もおられますので、そういった状況を踏まえつつ、全国的な高齢化に対する国・県の施策や他自治体の事例などの情報収集を引き続き行ってまいります。

次に、ご質問3-1、までいブランド戦略の策定についてお答えします。

村では、平成23年12月に策定した飯舘村までいな復興計画（第1版）において、初めてまでいブランドという言葉を使用しました。この言葉は、村民の皆様が築き上げてきた産品や取組、価値を総称するものであり、その対象は広いものであります。

また、村ではこれまで個人や事業主の創意工夫、意欲を重視した支援を行ってきており、その結果、様々な分野での動きが活発化し、その幾つかは既に県外からの好評も得ているところでもあります。

なお、現在は、ふるさとの担い手の自由な発想、取組を誘起し、様々なコンテンツを増やし、広げ、様々な人々の動きを活発化させる段階であることから、までいブランドを限定的に定義せずに、産業・交流の活性化につなげていきたいと考えております。

次に、ご質問4-1、より読みやすく、より分かりやすい広報・公文書等を検討する場に、その文書を読む当事者である村民の感想や提案を伝える機会や仕組みが必要との考えについてお答えいたします。

議員おただしの村民目線の広報づくりのために、これまでも村民の皆さんのご意見を取り入れながら広報いいたてやお知らせ版を作成しているところです。

また、令和4年度に、村民広報委員制度を新設し、村民広報委員の方には記事の提供を

いただきながら、庁内で月1回開催する広報委員会に出席いただき、発刊した広報への意見や、翌月の広報への反省点の反映など職員と一緒に広報紙面をご検討いただき、広報づくりにご尽力いただいているところであります。

引き続き、より読みやすく、分かりやすい広報づくりに努めてまいります。

次に、ご質問5-1、パブリックコメント実施方法の改善についてお答えいたします。

まず、村のパブリックコメントの実施状況であります。これまでに9回実施しており、特に令和5年度においては、産業団地整備計画をはじめとし計6回実施しております。

なお、パブリックコメント実施当初においては、思うようにご意見をいただけない状況でありましたが、今年度実施いたしました深谷産業団地整備計画では1件、第6次総合振興計画後期計画では3件のご意見等をいただいております。

なお、ご意見の中には、募集期間や告知方法についての内容もございましたので、飯舘村公式LINEアプリによるタイムリーな周知など、村民の皆様に村の施策、計画に関心を持ち、ご意見をいただける環境を充実させてまいります。

次に、ご質問6-1、飯舘村にとって将来財政負担が生じることがないように、飯舘村が適切に関与できるように第三セクター等に関する指針の策定が早急に必要と考えますが、村長の考えを伺います、についてお答えします。

村の各施設に関する指定管理者制度に基づく指定管理者の指定及び委託料については、都度、村議会へ議案として上程しお諮りいただいております。また、各施設の経営状況に関しては、議会全員協議会にて定期的に報告をしております。

今後につきましても、新たに指針を作成するのではなく、議会へのご説明、定期的なご報告を行いながら、各施設の管理運営を継続してまいります。

以上であります。

◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 昼食のため休憩します。再開は13時10分とします。

（午前 11時53分）

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 休憩前に引き続き、再開します。

（午後 1時10分）

3番（横山秀人君） では、引き続き、午前中に村長から答弁あったことについての再質問をいたします。

まず、1点目、復興庁・福島県・飯舘村が行う住民意向調査の実施についてであります。この住民意向調査の実施については、議員になってから3回目の一般質問であります。実施に至らないのでありますので、もしかしたらこの意向調査実施自体が皆さん分からないということもあるのかなという思いもありましたので、今日議長にお願いをいたしまして、皆さんに令和5年度原子力災害自治体における住民意向調査、調査結果の概要をお渡しさせていただいた次第であります。

今回、富岡、葛尾、大熊、双葉、浪江の5市町村が実施しまして、約40%から60%の回答と。ぱっと見ても、件数でいくと2,000件の回答とか、多くの住民の方のご意見が届

いているんだなということであります。

昨年、1回目、令和4年の9月議会に質問したんですが、そのときに検討するということでしたので、令和5年度期待しておりましたが、どうにもやる気配がないということで、福島県のほうに確認しましたところ、国に確認してくれと。国に直接電話をして確認したところ、飯舘からやりたいという意思が届いていませんと。4月に照会をして、やりますかという問いをして、5月末までぜひやらせてくださいという回答が届いていないから令和5年度は実施しませんと。当時は8月頃だったかな。そして、何とか予算でできないのかという話をしたところ、もう予算はないですというお話でした。それを聞いたときに、本当に悲しかったと。先ほど、佐藤議員の質問に対して杉岡村長が、課題は変わっていくと。村民の新しい課題をいかにしてつかんでいくか、いろいろな方法でその課題、実態を把握していきたいという回答がございました。しかし、より多くの避難先からの回答、声を聞けるチャンスを、村は故意的にしていないということでもあります。

先ほどの答弁の中に、この私の質問、住民意向調査を実施すべきと考えますがについて、きちんと回答いただいておりますでした。令和6年度にやるのか、それともやらないのか、それとも4月中に検討して5月までには回答を出すのか。再度、回答を求めます。村づくり推進課長（佐藤正幸君） 再質問でありました復興庁・県・村が行う住民意向調査を次年度行うのか、行わないのかということでもあります。

これについては、原子力被災自治体による住民意向調査ということで国主体で、主に内容が帰還に向けてどんな状況か、また帰還の考えがあるのか、ないのか、そういった部分が主になっている住民意向調査であります。

今までも答弁申し上げておりましたが、村としてそれぞれの住民に対して、村民に対して帰還を促すというか迫るというか、その判断を迫るというか、そういった部分のアンケートは基本的には実施を行うべきではないというようなことで判断をして、今まできたところでもあります。

今回の答弁にありますように、第6次総合振興計画後期計画をつくりましたが、次の第7次総合振興計画に向けて事業評価等をしっかり行って、その中で村の施策の中で皆さんの意向はどうですかという部分で、必要であればそういったアンケートは実施してまいりたいということしておりますが、基本的に帰還の判断を迫るようなアンケートについては今のところ実施するということは考えてはおりません。

以上でございます。

3番（横山秀人君） 今、明確にやらないという回答がございましたので、それについて再質問いたします。

今の回答ですと、そういう帰還意思がありますかどうかというところの問いであります。それは平成28年度まで毎年飯舘村が行っていたアンケートであります。この意向調査は平成28年度までは行われていました。ここ7年行われていないということになります。

先ほど、皆さんにお渡ししたページの5ページをご覧くださいなんですけれども、こ

の質問、この意向調査には、帰還意向においてまだ判断がつかないと回答した方が、帰還を判断するために必要な条件として幾つか選択項目があつて、どれが整備されれば帰還の意思が上がりますかと、帰還を考えますかと、判断しますかという問いに対してであります。村長がいつも、住み直しというか、選び直しというか、飯舘村をもう一度住みたいと思えるような事業を展開して、そう判断していきたいという回答をよくしています。まさにこのことであります。判断がつかない人に、どのようなものがそろえば皆さん戻ってくる可能性ありますかというところで、全ての町村が医療機関の拡充という回答でありました。

私はこれを基に、令和5年12月議会において、これは飯舘村民も同じだろうと。例えば、まだ判断がつかない人にとってみれば、ほかの避難自治体と同じようにこの医療機関の拡充が多いのではないかと想像しながら、いいたてクリニックの診療体制拡充を、このほかの自治体のアンケート結果から現況を見て質問した次第であります。本当は、飯舘村民がどう思っているのか、それを把握した上で、その根拠を基にきちんと質問、提案したい。けれども、今、それが飯舘村はできない。毎回毎回、3回目になります。回答がその帰還の意思を聞かないというその方針であれば、それを省いてもいいじゃないですか。もっともこのような形でたくさん、もう12年連続で行っているところもあります。それが反映しているのかどうかその市町村に聞きました。そうしたらきちんと、アンケート結果は国と県と町が情報を共有して、そして様々な事業に展開しているという回答がございました。だから毎年続けているんだと思います。せっかくのチャンスなんです。昨年、住民懇談会をやりました。村長は面談でとおっしゃいますが限界はあります。全部に参加しました。行政区の提案に関しても役員だけです。絶対聞き取れない村民の声があるわけです。これはその方法の一つです。再度、一つの提案として、村がどうしても聞きたくないところは省いてでも、様々なこういう質問、問いがある住民意向調査について、実施を検討するかどうか確認いたします。

村長（杉岡 誠君） 国のこの事業を使った意向調査については、担当課長のほうで回答させていただいた部分がありますけれども、多様なチャンネルをつくって、様々な形で皆様のご意見を聞くという村の姿勢は変わらないところです。

ただ、今議員おただしの中で、住民意向をしっかり把握できないので一般質問が、というような話がありましたが、ちょっとそれは行政側の課題の部分と違うのかなと思いますので、議員の皆様は間接民主制の中で村民の方々の代表を務めていただいておりますから、この場においても議員の皆様がその口でお話いただくことについては村民の方々の声だという受け取りをしながら一般質問に対しての答弁をさせていただきますし、場合によっては施策のほうの反映ということをさせていただいているわけですから、村のほうでアンケートを取らなければそれが分からないというお話は、少しちょっと違うのかなと思うところです。

なお、行政区ヒアリングとか住民懇談会、コロナの明けを待ちながら、見渡しながら少しずつやってきましたが、確かに参加者数が限定的だという部分も反省としてありますので、そういったことを踏まえて、新年度は様々な形を検討するという事を申し上げます。

ているところです。

アンケートに関しては、いかなるアンケートも村がやっていないかのごとくにおっしゃられているように感じますので、いわゆる議員が直接的にご指摘をいただいている復興庁事業での意向調査というものについて特段村は固執しているわけではないという部分がありますが、例えば第9次の介護計画に関しては、サービスを利用されている方々に相当細かい意向調査を、あるいはアンケートを取らせていただいておりますし、今ことも家庭庁関係で子供をお持ちの世帯に関しては相当分厚いアンケートをお送りしたりして、より細かな部分の聞き取りをして、分析をした上で施策に反映するというのをやっておりますので、そういった大ざっぱな、大きな部分についてはなかなかその中で住民の意向の細かいところが見えない部分がありますので、各担当、各分野で意向調査、アンケート等は実施をさせていただくということを、ほかのご質問の中でもご答弁させていただいているところであります。

以上であります。

3番（横山秀人君） もちろん、一般質問を行う際には、私9回行っているわけですから、54の質問を行うそのバックデータには村民の声があってやっているわけでありまして。ただ、私にも限界があります。各議員も限界があります。まず、皆さんがどこに住んでいるか分かりません。村内で活動するのであれば、いろいろな声というのは受けるチャンスはたくさんありますが、今議員にその住所等は教えない、これはしようがないことだと思います。その中で、このような方法があるのであればぜひ実施してほしい、実施すべきだと。それが費用が、例えば村負担がどれくらいあるか分かりませんが、私が聞いたところだと、村は金銭的な負担はしなくていいというアンケートであります。これを実施しないというほうが、私としてはどうしてなんだろうと。各市町村の担当者に聞いて、それを参考にしていますという声を聞くたびに、どうして村はそれをやらないんだろうかというところがあります。

再度、そのような趣旨で、このチャンスを生かすということについて質問いたします。

村長（杉岡 誠君） 議員からお配りいただいた資料の5ページですか、帰還を判断するために必要な条件で、先ほど議員がおっしゃられたように1位の理由が医療機関の拡充、2番目について商業施設の充実等、あるいは介護福祉施設の充実が3位とかに入っているということです。実際村が今取り組んでいる買物環境の充実であったり、あるいは医療機関に関しては指定管理がありますので相手様がいますが、本田先生という先生を村独自で確保しながら訪問医療という新しい形に取り組んでいる、買物環境についても訪問型の販売の中で見守りということをやっているという、ほかの市町村でも取り組んでいるかもしれませんが、なお、この高齢化率が非常に進む村の中で、訪問型の行政ということをおある意味で実現をしてくれているという中で、ほかの市町村のこのアンケートの部分、村独自といいますか、村の考えの中でやっているという部分があります。

これが、結果として同じことが出てきたとしても、それはやっていますということにしかありませんので、むしろほかの市町村の動向と村のやっていることが大きく違うということであればまたいろいろ考えることがありますが、今回ご提示いただいたものを見

る限りは、飯館村においてもほかの被災地と同じようにしっかり村民の方々、住民の方々が望むものを村なりに取り組んでいると認識しているところであります。

ですので、復興庁の意向調査に固執するものではないと。むしろ各分野、各担当課において必要なより細かな意向調査をしっかりやっていきたいと考えているところであります。

以上であります。

3番（横山秀人君） この質問について最後の再質問にいたします。

飯館村が第6次総合振興計画を行う際にアンケートを取ったかといいますと取っていない。先ほど村長がおっしゃるとおり、ほかの計画については十分なアンケートを取ったというのは認識しています。そういう中で、この住民意向調査というのは、村独自のアンケートも追加できるアンケートであります。各自自治体のアンケートを見ますと、基本的なところは同じであります。最後のほうに関してはその町のこの施策についてどう思いますかとかについてのアンケートを、それぞれに取っております。そういう意味で言えば、第6次総合振興計画に行っていなかった住民アンケート、これも兼ねる。そして、第6次総合振興計画から第7次に移る際の、まず事前の意向調査という位置づけで、令和6年度やってみてはどうでしょうか。

村長（杉岡 誠君） ごめんなさい、今、第7次総に向かってというご趣旨だったでしょうか。（「そうです、第7次総合に向かって令和6年度から」の声あり）

先ほどご答弁申し上げましたが、令和8年度以降の第7次総合振興計画の新規策定においては、事業評価等の結果を踏まえ、何らかのアンケートが必要になることも想定される場所ですので、その際には設問の在り方等についてしっかりと検討してまいります。とご答弁申し上げておりますので、実際そういうアンケートという形を取るのか、あるいは村民の方々が広く参加できるような場を設けるのかというのを含めての検討という回答をさせていただいております。ですので、あるいは令和6年度中にはそういうアクションが一部起きる、あるいは想定した検討をさせていただくということをご答弁申し上げているつもりであります。

アンケートということで、あと村の施策の評価という部分については、今回後期計画を策定する中で各事業評価という指標をつくって、それは行政側であり今まで、大きな評価はしてきましたが、各事業の評価という目線、あるいは4つの方針ごとの評価というのはなかなかやってこなかった部分がありますが、その反省を踏まえて評価指標をつくったという部分があります。そういったものは、今後村民の方々に公開をしていくという部分がありますので、村民の方々に新しい形で村の事業評価をお示ししつつ、また第7次総等々に向かったアンケートや、いろいろな形での意向の取りまとめの方法はしっかり検討していきたいと考えているところであります。

以上であります。

3番（横山秀人君） 住民意向調査については、今答弁ございましたが、私としては必ずや飯館村のために、村民にとって有効なアンケートと思っておりますので、引き続き提案等を行っていきたく思います。

続きまして質問2番、村民も参加する地域公共交通会議等の実施についてであります。

まず、この質問もそうなんですけれども、これを行うかどうかについてであります、まず先に質問しているのが、第6次総合振興計画の前期の重点事業として、地域公共交通会議を開きます、設置します、そして住民が参加したワークショップを開催します、そしてモデル地区をつかって検証して、そしてどのような地域公共交通機関がいいかということをやります、重点施策にしますということで、第6次のほうに始まっています。今回、この回答をお聞きしますと、そういう会議については今後も必要に応じ開催してまいりますと、とてもトーンダウンしています。6次計画については、先ほど村長からあったとおり、皆さんの意見なり、要望なり、提案なりが検討されて、この事業はもう今から必要だろうということで始めましょうと書いてあるのに、今の回答は必要があったらやりますであります。再度この点について回答を求めます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ただいま再質問がありました地域公共交通会議について、6次総の前期計画と言わせていただいておりますが、前期計画の中で重点の項目に上がっている、それなのになぜ開催しないのかということでもあります。

基本的に、6次総合振興計画について重点事業で上がっているのは、事業名としては住民主体の移動手段整備推進事業というようなことでもあります。住民の皆様の交通の足の確保をどのようにしていくか、しっかりと考えていかなければならないでしょうという事業でありました。その中で、工程表の中に地域公共交通会議を設置、開催をしていくべきだというようなことで示してあるわけですが、そもそも6次総合振興計画については村の基本構想、ビジョンをしっかりと掲げて、それに向かって計画を立てて進めていくということでもあります。これ、後期計画の見直しの際もそうでありましたが、今議員からおただしのあるように、今まで村のこの振興計画については、基本的な考えのその直下に重点事業ということが明記されて、目的を達成するための手段であるべき事業の実施そのものが目的かのようにされているということで、これではなかなかしっかりとした村の進め方が示せないのではないかとということで、見直しをした部分もあります。つまり、予算の確保のめども立っていない、議会にお諮りもしないまま、それからその執行体制そういった部分も十分に考えられないまま、いかにもこの事業を進めなければならないという内容の前期計画になっていたのではないかとということで、今回後期計画のほうではその部分をしっかりと、基本構想、基本計画、そしてそれにぶら下がるというか付随します実施計画を立てて、年次の各種事業を推進していくというようなことで整理をさせていただいた部分であります。

ここで、地域公共交通会議、本来そういったものを開きながら進めればということもありますが、今の村の現状、村の体制を考えると、それぞれの住民の足の確保については、答弁でも申し上げましたお助け合い事業、それから生活支援ワゴン車などの事業を運行しておりますので、そういった部分でしっかりと考えていかなければならないということを進めてきたところであります。

いわゆる地域公共交通会議については、その都度、特に民間の交通機関そういった部分で路線の変更があるとか、村としてしっかりと必要な路線を通してほしいとか、そういった部分についてはそういった会議が必要なのかなと思っておりますが、今の段階で、

この計画の前の段階ですね、今までの段階でこういった会議の必要性はどうかということ、庁内的にはそういった部分よりもしっかりと現場の声を聞いた施策を進めていくべきだという判断で開催をしてこなかったところでもあります。

以上でございます。

3番（横山秀人君） 質問の前段に、今回の質問、まず5つについては、飯舘村第6次総合振興計画の後期計画が12月に決まったと。であるならば、そこは基本計画しか私は見ていませんので、その中でこのような取組をしたら村民にとってよりよい事業、もしくは体制、組織ができるんじゃないでしょうかという思いを持って、今回5つについて質問しています。

さらに、一番大事なところ、この第6次総合振興計画の中に、村づくりへの村民参画の推進ということでもあります。いろいろな計画なり、いろいろな事業を行うときに村民の方がぜひ参画してほしい、参加じゃないです、参画してほしいということで村が思いを込めてつくった計画であります。それを実施するためには、先ほどの意向調査もそうですけれども、今回の公共交通会議に関しても、前期計画の人はここに村民の声を入れようということでワークショップをやろうということまで検討していたわけですから、今回の答弁は、必要に応じというところは適さないと思うんですね。ぜひこういうのを検討しますという回答であれば私も再質問はここで終わります。ただ、必要に応じということで通すのであれば、さらに質問いたしますが、再度回答をお願いします。

村長（杉岡 誠君） 必要に応じてという部分については、地域公共交通に係る会議ということで、いわゆるバスとかそういうところについての会議はこれまでもやってきたという部分がありますから、そういうものについては必要に応じて、当然民間の事業者がいますから、そことの会議になるだろうと考えるところです。

なお、これまで新型コロナがあつたり、あるいはマイナンバーカードがあつたり、いろいろな情勢がある中で、実際そういう構想をつくっても取組ができてこなかったという実態はあると思います。そういう反省を踏まえて、後期計画とさせていただいておりますので、今復興・創生第2期が令和7年度で終了しようとする中で、今取り組んでいる生活支援ワゴンとか、社協のほうでやっていたいただいているお助け合い事業なんかも村からの委託事業の中でやっておりますけれども、そういった事業が今後も、令和8年度以降についてもしっかりとできるようにというような要請を重ねていったりすることが必要だろうと思いますので、そういった中で、例えば今取り組んでいる社会福祉協議会の中で、いろいろなご利用者の方々の声を聞いているとか、そういったことを踏まえるということも村としては大事だと考えております。

この会議名で開けと言われると、1回2回は開くことはできるかもしれませんが、十分な意向にはならないだろうと思いますので、ご答弁申し上げましたとおり、国全体が高齢化に向けて、地域公共交通含めていろいろな取組を、足の確保をやり始めておりますので、そういう情報を踏まえながら国への要請、県との調整等々を取り組んでいきたいというのが答弁の趣旨でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、生活支援ワゴンについては実際実施をしてきたけれども、たしか令和3年か令和

4年だったと思いますが、アンケート調査をした結果、認知度が非常に低いという結果を社会福祉協議会のほうで把握をされて、その後いろいろと周知活動をする中で、免許返納しても使える足があるんだなという認識の中でお使いいただいている方も出てきたというのがありますので、今やっている事業を大事にするという部分も、片や担当としては考えているということもお伝え申し上げたいと思います。

以上であります。

3番（横山秀人君） この質問なんですけれども、実は当初予定なかったんですが、県南地方の町で死亡事故があったということを知って、6次総の計画を見ながらという形であります。視点として、免許を返納するための、この地域の交通公共機関というのはどうなんでしょうかという視点も含めて、今後検討いただきたいと思います。

続きまして、3点目、再質問いたします。までいブランドについてであります。

まず、先に、までいブランド戦略、村の方針なり計画なりという、までいブランド戦略を策定するべきと考えますがという質問に対しての回答がなかったのか、今のままいくのか。あと、この戦略という言葉を使わずにいろいろな村の計画を検討するのか、再度回答をお願いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 再質問で、までいブランド戦略ということで策定をするのか、そういう言葉を使っていくのか、使っていないのかというようなことであります。

最初に答弁をさしあげたところでありますが、基本的に村としましては今まで野菜農家さん、あるいは畜産農家さん、それらが真心を込めて育てたような生産物、それから村内での加工品、商品の生産・製作、そこに創意工夫をしながら築き上げてきた、そういった成果、また村の産品を活用して個性ある食事メニューの開発とか、そういった様々な方がいろいろな自分らの創意工夫で取り組んできた姿そのものが、までいブランドの根幹となるべきものだということで認識をしているところであります。

ですから、までいブランド戦略というそういったものをつくるのか、そういった会議を行うということではなくて、それぞれ個々が今までしっかりと頑張っただけで工夫をして、そういう工夫を凝らしていただいたそういった部分、姿をどんどん発信をして、それらが全てこのまでい精神にのっとって取り組んでいるんだという部分でありますので、そういったまでいブランド戦略という言葉に振り回されないで、しっかりとそれぞれ個々がまでいなブランドの確立を図っていく、それを村としては後押ししたいというようなことで考えているところであります。

以上です。

3番（横山秀人君） 世の多くの自治体でどうやって地元の産品を販売していくか、その結果、作っている方にどれだけの所得アップを目指すかというところで、様々な自治体でブランド戦略を考えていると思います。

もちろん、村には村の考え方があると思うんですが、ただこれに関しても最近のことです。ありますが、飯舘村の産品を利用したインターネットの料理交流会とか、料理説明会とかというのがございました。注文しました。届いたのを見ると、ごんぼっぱ餅と、あと里山のつぶと、あとはあぶくまもちということですが、ばらばらのパッ

ケージであり、ぱっと見ても飯館ってどこにあるんだろうかなという感じがいたしました。例えば、これを開いたときに「までいブランド」というシールとか何か訴えるようなブランド感があれば、より伝わるのかなと思いました。

今回、6次化について県が主催で村でセミナーがあります。そこは、何かパッケージに関してのブランドセミナーというところでもございました。県が主催するという事は、県もこの様々なブランド戦略が必要だという思いを持ってセミナーを飯館で開催するわけですから、先ほどのブランドの考え方、それぞれに任せているんだというだけじゃなくて、そのブランドをもう一歩先に進めて、村も応援するからみんなでブランドつukっていこうよというところのための計画、それが戦略であると思いますが、そういうものが必要ではないかと。この件に関しては村民の方にも確認しました。やはりもっと飯館村のブランド戦略への支援が欲しいとおっしゃっていた方がいましたので、私だけの意見ではありません。そういうことも踏まえて、再度回答を求めます。

村長（杉岡 誠君） 議員おただしのおお、産品づくりあるいは所得アップを目指したブランド戦略というのは各市町村いろいろと試行錯誤しながらやっていると申しますし、県とか国がそういったことに対する支援策だったり、あるいはそういうセミナー等実施をしているというのをも把握しているところです。

ブランドというのは、その言葉のとおりある一定の方向性を示すという部分がありますので、一定程度産品があったり、いろいろな生産者がいる、あるいは消費者がしっかりいる市町村においては、その中からさらに先鋭化させてこれがブランドだということができると思いますが、飯館村はある程度生産者の方も増えてきましたし、加工品もありますが、絶対量が非常に少ないという状況だと私は認識をしているところです。

先ほど、シールの具体的な話がありましたが、私も担当時代そういうシールを作ったかどうかということは担当としても考えましたが、それを認証する機関をどういうふうに設置するのかとか、それぞれが取り組む中でその方しか作っていない物があるわけですが、そういった物をどういうふうに評価するのか、あるいはこの間、昨年ですか、牛を考える会が立ち上がりましたが、それぞれが思いを込めて生産をしている牛、肥育をしている、飼養している牛を何か差別をするのかという話にもなったりしますので、ある意味ブランド化というのは差別化ですから、要はブランドに認証される人とされない人をつくっていくという戦略にもなりかねないので、今は多分そういうことではないんだろうとちょっと思っているところです。

なお、地域の魅力発信事業とかということで、この間事業をInstagramの事業でやりましたが、そういった事業を含めて、消費者の方々への発信だけでなく、加工するレストランのシェフとかそういう方々にも使っていただくというような戦略を組んで実はやっておりますので、その辺の戦略がなかなか分かりづらいということであれば、お示しする方法を検討することも一つかなと。あるいは広報紙の中で、そういったことを村は取り組んできているんですよという、ある方向性の中でですね、やっているということはお示しをしたいなと思います。

ただ、多くの方々により参加をしていただけるような村のブランド戦略というのが、ブ

ランドという言葉がいいかどうか分かりませんが、その中で今やっているということはご理解いただけたら幸いと存じます。

以上であります。

3番（横山秀人君） もちろんブランドという言葉イメージすると、認証があつてということだと思ふんですが、実は今回の商品券事業において村外の方からの問合せの中で、やっぱり村内の物を購入したいと。そのときに、商品のリストとかパンフレットとかないかというお話がございました。それをお聞きしたときに、もしかするとまでいブランドというのは、飯館で作ったものの商品の一覧からスタートすべきなのかなと。先ほどの課長の回答からもありましたとおり、みんなそれぞれ思いを持って作っているわけですから、認証となってしまうとこれは大変であります。ただ、皆さん思いを持って作ったそこに販売できるものがあるわけですから、それをまとめた上で村がまでいブランドだよという形で販売戦略を取るということが、今村長からお話があったとおり不公平感なく、ただその中でもやはりこだわっていきましょうとかという形の取組だと、何か先ほどの商品券の、村外の方の質問から一覧があつてもいいのかなという感じがしましたので、ちょっとまでいブランドを広く考えてみてはどうかということで、これはこの提案で終わります。

続きまして4点目、読みやすく、分かりやすい広報・公文書等を検討する場合の村民参加について。

すみません、長くなってしまいました、端的に話すといろいろな公文書への村民の意見を聞いたらいいべという質問であります。その中に、村民広報委員制度ということで、すばらしい制度だと思います。実際今、何人の方がその制度に登録されて行っているのか質問いたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 村民広報委員は何名いるのかという再質問であります。

現在、村民広報委員としては1名の方が加わって、広報と一緒に製作していただいているところでもあります。

3番（横山秀人君） すごくきちんとした公的な会議に参加しているということでもよろしいと思いますが、もちろん見る方は多くの世代になっております。前にもお話ししたかもしれませぬけれども、10年前に役場を辞めて、そして初めて村民からお金をもらって行った仕事が、役場から届いた文書を読み、そして申請をお手伝いするということでした。来た文書が分からないから手伝ってほしいということで、本当に申し訳なかった。自分たちというか、行政が作った文書が届いていないんだと。そして、お金を出してもいいから読んでくれないかと、説明してくれということと言われて、それが最初の仕事だったということでありまして。それはずっと忘れていたんですけれども、去年、実は目が悪くなって色が激しいので読み込めないものがあるんだという電話がありました。私も色は全く全然理解も、感覚的になかったものですから。本当に年代だけじゃなく、その方の見え方に対して、いろいろな工夫が必要なんだなと思いました。

今後、この広報委員制度、1名であります、ここの制度を1名からもっと増やす予定はあるのかについて再度伺います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 村民広報委員の募集の際には、若干名というようなことで募集をしているところでありますが、今まで手を挙げていただいたのが1名の方だけだったというような経過もございます。数名いらっしやって、いろいろな情報をもっと取り込むというのも当然考えられますが、まずそういった状況、いろいろなご意見をいただきながら、その人数についても今後検討してはまいりたいと思っております。

3番（横山秀人君） 今回、一般質問、様々な議論の場ということなので、一つの提案としましては、よく中学生が読んで理解できる文章というのを前に研修等で教わったときがあります。であるならば、中学生に広報を見てもらうとか、それは中学校のふるさと学習にもなりますし、中学生から回答をもらえればそれがまた広報に活かされるのかなと思います。

また、社会福祉協議会がやっている様々な事業もございます。そこで高齢者の方の見え方とかというのでも聞くのもいいのかなと。行政のほうから積極的に聞くことによって、様々な声が上がってきて、よりよい広報、よりよい公文書になるのかなと思いますので、聞き取りの幅を広げていただければと思います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほど、子供たちの意見、それからお年寄りの意見とか様々な意見を取り込んだ広報にというようなご意見もいただいたところでありますが、なかなか広報についても、皆さんにお配りするのは月2回、その中の広報という冊子になるものは月1回ということになります。その部分で、なかなか今までの経過の情報とかこれからの出来事、そういった部分を盛り込んで最後にまとめるというような部分については、やはり期間も大事な部分であって、今の情報をすぐに伝えなければならないという部分もあります。そういった中では、様々なそういったところにまず前段でお聞きをして、それを取りまとめるという時間はなかなかないのかなということも思っているところであります。そういった意味では、広報委員制度の中の村の村民広報委員の方にしっかりその検討の中に入っていただいて、その中で取りまとめるというような状況にもなっているわけでもあります。そういった様々な意見が必要だという部分は十分承知のところでもありますし、今までもこの広報委員制度をつくる前から村のホームページ等でいろいろなご意見とかをいただく機会があります。その中で、広報についてこういった、議員からいただいたなかなか色が見づらい色になってしまっているとか、そういった部分の意見もできればいただいて、また直接でもいいですので、そういった部分は随時意見は聞きたいと思っておりますので、そういった意見を参考にしながら、よりよい紙面づくりというものは心がけていきたいと思っておりますので、そういった時間的な制限とか、そういった部分もよくご理解いただければと思っております。

以上です。

3番（横山秀人君） 今のとおりでと思います。本当に、時間のない中で、表彰を受けるような村の広報でありますので、すごく私は読みやすいと思います。あとは継続的に、何か変更できるところはできればいいなという形くらいの気持ちの中でお聞きをすることが、とても手軽に聞いていけるかなと、担当者も負担にならないかなと思いますので、よろ

しくお願いいたします。

続きまして、5番、パブリックコメントの実施方法の改善についてであります。

こちらについては、まず私のほうから3点について、これが課題じゃないですかということで質問をしております。それについての回答がなかったので、それぞれに回答を再度求めます。

すみません、追加でよろしいですか。インターネットを見ている方もいらっしゃると思うので、どのような課題かと申しますと、まず募集期間が短い。つまり2週間です。2週間に分量の計画を読んで、それに対して意見というのはなかなか難しいんじゃないかと。ちなみに、福島市で今月届いた広報紙の中のパブリックコメントの期間は約1か月でありました。

続きまして、募集告知が少ないと。お知らせ版に1回とか。ただ、今回保健のほうは2回出したりとかしております。あとホームページを見てとか、村内の閲覧場所とかという形で目に触れる、やっているよというところが本当に少ないかなと。お知らせ版も、見ているようで見ない方もいらっしゃるし、と思うと、もしかするとこのパブリックコメントというのは、チラシ、タイプなりでやっているよとどんと出したほうがいいのかなという思いもございました。

3点目が気軽に閲覧できないと。つまり、LINEで届いたとしても、あの計画をLINEで、スマホで見ると考えると、ホームページの閲覧をできる方はインターネットに接続できるパソコンを持っている人でないと見ることができない。あとは、村内の閲覧場所は3か所だけです。ということは、多くの村外に住む方に対しては、ほとんど見ていないのかなと、そう思っております。

その課題が3つについてであります。それについての回答をお願いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） まず、1点目の募集期間が短い、今まで村のパブリックコメントは2週間程度で行ってきたというところであります。パブリックコメントの実施の期間については、これでなければならぬというものが何も決まっているものではありません。ただ、他の自治体等を見ても、今ほど委員からありましたように1か月程度期間を取ってのパブリックコメントを実施しているような計画、そういった自治体もあったり、また村と同じように2週間程度というような取り方も多々あるということで確認をしているところであります。それぞれの様々な計画策定の中で、その策定の時期とか、そういった部分もあると思いますが、十分な期間を取れなかった部分ももしかすると今までもあったのかもしれませんが、今後そういった意見を聞きながら、しっかりと意見を集約するにはこのぐらいの期間が必要だろうという部分は、庁内でも担当課でも十分考えながら、今後の募集について行っていきたいなと思っているところであります。

募集告知が少ないということですが、これについてもなかなか知れわたれなかったのではないかというお話でございます。どのようにするのが一番周知にふさわしいのかという部分もありますが、基本的には、他の自治体などを見ますと大概是ホームページで公開、その中で常に村の施策情勢を気にしていただいている方にぜひ意見をいただ

きたいという形でやっているのが多くかなと思っっているところでもあります。村としましては、今回ホームページも出しましたが、そのほかに例えば産業団地等につきましては広報の中に1枚物を入れて、ご意見をいただきたいというようなことで周知をした経過もあります。どのような方法がいいかという部分についても、かなりしっかりと広く意見を必要だという場合についてはそれぞれまた、そのやり方についても創意工夫を凝らしながら、各担当課のほうで考えながら実施してまいりたいというところでございます。

それから、気軽に閲覧できないということでもありますが、冊子の計画、きちんと決まっていな前段のものを、例えば各戸に配布してしまうとかそういった部分については、なかなか誤った情報もどんどん出てしまうおそれもありますので、また財源等の部分もありますし、広報も限られたものしか送れないという部分もありますので、なかなかそういった部分は難しいのかなというようなことであります。パブリックコメントということで意見をいただくということでもありますので、基本は村のホームページに公開をして、そこで意見をいただいたり、あとは公共機関に置いてそこで閲覧をしていただくというのを基本に今後行ってまいりたいと思っておりますが、最初の答弁で述べさせていただいたように、今飯館村公式LINEアプリということで、登録をしていただければ簡単に通知が届くということも進めたところでもあります。そこから村のホームページを閲覧するというのが簡単に進むことができるということもありますので、そういったことで今後周知方法について、こういったことであればすぐに見られますよという周知方法については、今後もさらに広報等も使いながら、またLINE等も使いながら工夫をしてまいりたいと思っっているところでもあります。

以上です。

3番(横山秀人君) 第6次総合振興計画の中で、村づくりのために村民の参画を推進するといった場合どういう方法があるんだろうかなと考えた際に、避難している方が約67%村外に避難している中で、どうやって参画を得られるだろうかと。この村の事業、補助金、国もそうですけれども、この6次総合振興計画とか、様々な会議がある、それぞれ担当課が行う計画があるわけです。実際、行政に関してもその計画に基づいて仕事をする。つまり、村民への事業計画、サービス提供をするわけですから、本当に村民のこれからの事業内容がそこに書いてあるわけです。そうすると、その計画の中で自分たちの意見が言える場があれば、それは一つ村民の参画になるのじゃないかなと思います。

先ほどは物理的に難しいようなお話ございましたが、やはり素案というのも明記した上で、ちゃんとページにもそれを明記した上で、今村はこのような計画をつくって検討していますと、ぜひ皆さんの声をお聞きしたいと、間接的かもしれませんが、それが参画につながると村は思っていますという思いで、計画に関しては今後印刷物を配布する。そうすることによって、先ほどの課題であった気軽に閲覧できないというのが解決します。また、募集告知が少ないのも解決します。そして、1か月ぐらい十分読んでくださいということであれば、募集期間が短いのも解決するということで、ぜひ、今後パブリックコメントに関しては、郵送でお願いしたいということではありますが、この点について、回答をお願いします。

村長（杉岡 誠君） 郵送でという具体的なお話ありましたので、それについては担当課長申し上げたとおり、確定的なものについては配布は誤解もないのでできるかなと思います、ものによっては非常に難しいと思います。

今、議員がおただしの部分は、村の施策の部分のものと、それから法令に基づいてつくっている計画と、両方ご指摘をいただいているのかなと思いますが、法令に基づく計画づくりに関しては、実は審議委員会といいますか、それぞれの委員会を結成した上でその中で村民の方とか、あるいは専門家の方の意向をちゃんと聞いた上で計画を策定しているというのがあります。

これに対して、パブリックコメントが必須かと言われると、決してそうではない中で、私が村政に就かせていただいてからはできるだけパブリックコメントするよという指示を庁内にさせていただいて、今インターネット環境を使いながらやっているというのが実情であります。過去においては、村の施策に関してはこの議会で審議をいただければ、その中で予算執行していくというのが、当然自治活動でありますから、それで事は足りるんでしょうけれども、私においては様々な構想段階から村民の方々に、例えばA3の紙の1枚ペラとか両面の紙とかをお送りしながら、パブリックコメントという形でご意見を聞くということもやってきたわけであります。

手探りの部分がありますので、今回議員おただしのとおり期間とか、あるいは告知の仕方が足りないとか、そういったものについては改善を図れるのではないかなと思うところですが、一に印刷物と限定すると、これはなかなか相当難しいということだけは申し上げておきたいと思えます。

以上であります。

3番（横山秀人君） 村民の方とお話ししていると、10年前ですと飯舘村どうしたらいいだろうねとか、飯舘村の今後についていろいろな議論が、あと村民からの要望とかというのを聞いていました。ただ、だんだんと時間がたつにつれて話題にならない、飯舘村の将来についてということじゃなくなってきたと。なぜかなと村民に聞いたときに「言ってもしょうがねえべ」という感想がございました。この状態が続いてしまうと、飯舘村に対しての関心が薄れてしまうのかなと危惧しております。

その中で、パブリックコメントに関しては、素案を手元に見て、そこに意見が出せるということであれば、言ったら変わる可能性がある、そういうきっかけにもなります。ですので、先ほど文書について送るのは難しいというお話もございましたけれども、そういう視点からも、村民の心をつなぐというか、村民に関心を持ってもらうために、パブリックコメントを郵送するという方法もあるのかなと思いますので、これについてはここまでとし、あと検討いただければと思います。

続きまして、最後、6項目め、第三セクター等に関する指針の策定についてであります。

こちらに関しては、きちんと策定しないという回答がございました。前の5つに関しては、どの回答かなと思っていたんですが、これに関しては回答がございました。

なぜこれを質問したかといいますと、一つきっかけがあったのは9月の決算委員会の中で、飯舘村の道の駅について駅長が今不在であるということで、駅長についての質問に

対して村長から、駅長は必要だということで対策を考えていくという回答が9月にございました。その後約半年ということではありますが、駅長に対しての具体的な現在の状況とか、対応策とかというのはまだ報告がない状況であります。

どうしてかなと思ったときに、やはりチェックする側の村長と、あとまでいガーデンビレッジの社長が村長と、同じ立場で別々の利益相反のような考え方をやっていかないと、すごい難しい立場なのかなと思っています。村長の立場からいえば、決算で言ったとおり早急に対策をしなければいけない。けれども会社のほうからすれば、どうしようかということであると思いますので。そういうことがあったもんですから、これは人に属性があるんじゃないなくて、きちんと指針という、誰が見てもチェックの体制が分かるような指針をつくって、それに基づいて、第三セクターについては管理、監査等をしていけばいいのかなと思いました。実際に、ほかの市町村ではそのような指針をつくって、きちんと方針を持った上で、第三セクターの確認をしております。

ですので今回、策定しないという回答をいただくと、どうなんだろうかなと。実際、ほかの自治体の指針をご覧になったのかなということもあります。再度、この指針をつくらないということではなくて、検討するという回答をいただくことはできるのかどうか、再度質問いたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 指針を策定しないのかというようなことの再質問でございます。

基本的に、第三セクターに関する指針の策定につきましては、議員からもおただしありましたように財政負担、健全経営がきちんとできるのかというような部分で、しっかりとそういったものがあればその中で検討できるんじゃないかというような部分も含まれているわけであります。現在、そうではあります。村で指定管理制度に基づいて委託をしております振興公社、それからまでいガーデンビレッジ、それらの運営につきましては、それらの業務につきましては、財政的な部分ということだけではなくて、村のこれからの将来の復興、再生を図る意味でも、それぞれ交流人口の増、あるいは村の情報発信施設、そういった部分を大きく担っているというようなことでありまして、その中にはなかなか財政の健全化という部分に特化した部分を審査なり判断していくのは難しいのかなと思っています。

そういった中で、さきの答弁にもありましたように、議会の皆さんに年に2回ではあります。経営状況を報告させていただいて、その中でしっかりとやはり村では支援をして、力を入れていかなければならないというご判断をいただきながら予算化をして、運営をしていただいているというような状況であります。

こういったことでありますので、新たな指針ということではなくて今まで同様に、基本的には議員の皆さんに今の状況をきちんとお伝えし、今後村の方向性をどうしていくかという部分はその中で判断していくべきではないかなと判断しておりますので、今のところ、最初の答弁のように指針の策定というのが早急に必要かということではありますが、それは今の段階では策定をするという考えは持っていないということになっているところであります。

以上であります。

3番（横山秀人君） 一般質問のすごく難しいところでもあります。どうしても限られた質問の中で、通告書という形で出さなくちゃいけないので、その質問に対して回答があったわけですが、実はそこに書き切れなかったところがございます。例えば、一般財団法人飯館村振興公社の監査は財政係長です。株式会社までいガーデンビレッジいいたての監査は飯館村の会計管理者であります。飯館村から指定管理者というお金を出す、そこで実施して、そこで監査するのも役場職員だと。充て職ではあります、本当にその監査というところが、第三者の目を持ってその施設員としてできるのだろうかという不安も感じます。もちろん、きちんとやっています。ただ、明らかにこのような状況の第三セクターが飯館村にはあって、その第三セクターがないと村がサービス提供できないということは分かっています。必要性も分かっている。ただ、きちんとした財務管理のところのチェック機能だけは、きちんと指針の下に、皆さんこの方針でやっていますからねというところできちんとつくっていったほうが、何かその人、その担当の人によって変わっていくのかなという危惧もあるので、お願いしたいなと思っております。一度、やらないということであれば、また別な理由なり、別な状況をもって、改めて提案したいと思えますし、一つ、議会としては、所管事務調査ということで4月に、振興公社のリース事業、あとは復興拠点というところで所管事務調査に入ることが産業厚生常任委員会で決まりました。ですので、議会としても何とか、そういう所管事務調査という形でなくて、定期的なきちんとした監査、チェックができるような体制ができればいいなと思っております。

なぜこんなに私、第1回目の令和3年12月に一般質問したときにもこの質問しました。なぜここについてまた再度質問するかといいますと、役場職員のとときにこの財政負担に関して、当時は振興公社でしたけれども、とても大変なことがその当時ありました。けんけんがくがくしながら、どうするんだ、こうするんだと。ただ、何でもっと前から分からなかったんだという声がありました。別に、ないならないでいいんです、それは。ただ、あの当時の状況を覚えていますので、何でもっと前から分からなかったんだということにならないように、そういう指針を持っての監査が必要なのかなと、チェック体制が必要なのかなと思いましたので、質問いたしました。今、明確な答弁をいただきましたので、これについてはまた改めて検討したいと思えます。

最後になりますが、今回ちょうど一般質問のセミナーがあって、それに基づいて質問した流れであります。やはり、議員は、基本計画とか村の総合振興計画についてどうやったらよりよい、村民のためになる事業ができるのかという視点で質問すべきだというセミナーがありましたので、それに基づいて質問したわけではありますが、別にやらないこととか、そういうことを指摘するのではなくて、今後も執行部と議員、一般質問、議場の中でいろいろ討議しながら、よりよい事業にできるのであればいいなと思って、願って、今回の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（高橋孝雄君） 執行部からの答弁はありませんか。

村長（杉岡 誠君） 最後の公社の監査が財政係長、までいガーデンビレッジについては会計

管理者、それでしっかりした監査ができているのかと、第三者の目線を持ってですね、というようなご質問といたしますか、ありましたので、それについてははっきり申し上げますが、財政係長、会計管理者は確かに役場組織の中の一員ではありますが、私はその監査に関して口を出したことは過去一度もありませんし、私以外にも公社には理事がいますし、までいガーデンビレッジには取締役がいますが、そういった方々も監査指摘事項に対して、あるいは監査にあらかじめ何かを指摘するということは過去においても決していないということは明言をさせていただきたいと思います。

役場職員というのは、公務員という非常に重たい職責を持ちながらその職務に就くわけですから、たとえ上司に私がいたとしても、私が言うことが例えば法令違反だったり、あるいは倫理的に問題があるということがあれば、それについて従う理由はないわけですし、そういったことは監査の立場であれば指摘ができるということでもありますので、これは職員の名誉の部分もありますので、しっかりとした監査をしてきているということをお願いしたいと思います。

それから、計数的なものについてはそれぞれ会計事務所を頼んでいますので、そういった目線でも第三者目線は反映しているというところをお願いしたいと思いますし、公社の監査の中には役場職員以外の監査、までいガーデンビレッジも監査役が別におりますので、役場の中だけで監査をやっているということではないということをお願いしたいと思います。

あともう一つ、ご自身の過去の経験の中で、振興公社が肥育等取り組む中で非常に大変な時期があったということではありますが、今大丈夫であれば問題ないんだというお話をいただきましたけれども、貸借対照表をしっかりとお示しをして、損益通算書も計算書もお示しをしている中で、正味財産というのを見ていただいたりしておりますので、それを見ていただければ絶対的に分かる部分だと思います。私が村政に就かせていただいてからここ2年ぐらいだと思いますが、両会社とも黒字化しておりますので、それをしっかりと会計事務所も含めて見ているものをお示しをして、議員の皆様全員にご覧いただいて、あるいはご質疑にお答えさせていただいているというところについては事実でありますので、それはお伝え申し上げたいと思うところであります。

以上であります。

議長（高橋孝雄君） これで横山秀人君の一般質問を終わります。

◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 暫時休議します。再開は14時35分とします。

（午後2時15分）

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 休憩前に引き続き、再開します。

（午後2時35分）

議長（高橋孝雄君） 2番 花井 茂君の発言を許します。

2番（花井 茂君） 議員番号2番 花井 茂です。令和6年第2回飯館村議会定例会において、一般質問をいたします。

この3月で、東日本大震災以降13回目の春を迎えようとしています。世の中の移り変わりは激しく、10年もたつともう一昔と言われます。しかし、被災者にとってまだまだ昔の話ではない状況にあると思います。私たちの再生の旅がまだ半ばであることをしっかりと認識しなければなりません。

震災、原発事故から13回目の春を迎えるときに、少なからず前進をしているとは感じています。しかし私たちの前にはまだまだ多くの課題が残っています。過去や未来に縛られることなく、今としっかり向き合うことが大切であり、今と向き合うこと、それは今できること、やるべきことにしっかり向き合うことだと思います。村政に携わる一人として、今と向き合う視点も大切だと思う今日この頃です。

それでは、通告いたしました2項目4点について質問をいたします。

1項目めは、地域おこし協力隊についてであります。

1点目は、国が推し進めている地域おこし協力隊については、本村においても受け入れていると承知していますが、現在配置されている、あるいは過去にいた協力隊員のそれぞれの具体的な任務はどのようなものか。また、何を目的に地域おこし協力隊を受け入れ、現在までにその効果をどう捉えているのかを伺うものであります。

2点目は、本村において地域おこし協力隊を受け入れての見てきた課題があるか。また、地域おこし協力隊のさらなる拡充と今後の方向性についての見解を伺います。

2項目めは、行政区の運営についてであります。

1点目は、現在各行政区が抱えている課題の一つに、行政区長をはじめとする役員の成り手不足が深刻であると聞いています。行政区、自治会を持続可能なものにしていくことが喫緊の課題だと考えますが、打開策はあるか伺います。

2点目は、現在も20行政区がありますが、行政区の組織力が弱くなるということは、地区行政区の自主性を基本としてきた村政の衰退化にもつながっていくものと危惧されます。行政区組織と村政は両輪であります。しかし、各行政区の現況については、一様ではないものの高齢化が進み、担い手不足が深刻であり、将来的な持続性に不安を抱かざるを得ません。帰村率が上がらない現状の中で、行政区の再編統合等を含め、今後の行政区の在り方を行政区長等と協議する時期に来ていると思われませんが、いかがでしょうか。

以上、村長等の所見を伺います。

村長(杉岡 誠君) 2番 花井 茂議員のご質問についてお答えいたします。

初めに、ご質問1-1、地域おこし協力隊は現在どのような状況にあるのか、また効果についてどのように捉えているかについてお答えいたします。

現在、活動中の地域おこし協力隊については、令和6年3月時点で2名であります。この2名についてのこれまでの具体的な活動の内容としては、1名はコーヒー屋の食堂として、コーヒーを主軸にしながら草野地区にて食堂を運営しております。もう1名については、3月に採用されたばかりであります。飯舘村の食材を利用、工夫してお菓子を製作・販売しながら、地域を盛り上げる活動を既に行っているところであります。

また、地域おこし協力隊を卒業した4名の方におかれましても、本村に定住しながら、

キャンドル製作などの物づくりや、村内外でのイベント活動等を行っております。なお、いずれも地域おこし協力隊の現役生と卒業生が、村民の方を交えて相互協力しているほか、広域的な交流の場づくりや、特産品創出やPRなど、移住・定住施策にも寄与した活動となっており、今後もさらなる活発な活動が期待されるところであります。

次に、ご質問1-2、地域おこし協力隊の課題と今後の展望についてお答えいたします。

まず、地域おこし協力隊の現状であります。現在活動中の2名はもとより、卒業された4名につきましても、自ら住居を構えた方、村営住宅等に住まわれている方など様々ですが、5名の方は既に村内に居住されているほか、1名についても今後村内に居住する計画があり、村を拠点とした活動を続けていただいているところです。

一方、現役生、卒業生合わせて6名については、いずれもフリーミッション型地域おこし協力隊として採用した方々であり、個々の創意工夫が生かされている一方で、本人1人での活動・事業形態であるケースがほとんどであり、今後の事業の発展に向けての課題となっていると認識しております。

村では、この課題も踏まえて、令和5年度に企業雇用型の地域おこし協力隊の制度をつくり、現在募集を行っているところであります。これは、企業等が雇用することを予定する人材のうち、特定の要件を満たす方を村が認定し、企業等で働きながら地域振興活動を展開してもらうという仕組みであります。今後、事業主が被雇用者である新たな地域おこし協力隊員とともに地域おこしを進める企業雇用型制度のさらなる展開を図ってまいります。

次に、ご質問2-1及び2-2、行政区運営については関連がありますので、一括してお答えいたします。

まず、行政区役員の担い手不足については、行政区長会議において同様の意見をいただいております。村としては、行政区に依頼している行事や会議等の在り方について、行政区の負担軽減に向けて、各課に指示しているところです。

なお、地区の独自性やコミュニティが維持されているのは、行政区が存在しているからこそと考えており、村としては現段階において行政区の再編統合については具体的な議論を行っておりません。

また、飯樋4区では合同での会議を定期的で開催されているなど、広域的な協議連携の事例もあるほか、行政区長会より行政区の間で現状や課題について共有する場を設けてほしいとの要望もあり、昨年11月に第1回目の情報交換、意見交換の場を設けたところです。

行政区は行政組織の一端を担うとともに、祭事や地域文化の継承など、地域の魅力や個性、求心力の主体ともなりますので、そうした活動と併せて新たな担い手を交えた自治活動の在り方について一緒に考えてまいります。

以上であります。

2番（花井 茂君） それでは、何点か再質問させていただきます。

現在までに、現役、卒業生を含め、全ての方が定住、定着されているということは、この事業の本来の目的を達成していることなんだろうと思います。そこで、財政措置につ

いて、この地域おこし協力隊の活動に要する経費はどのようにになっているのかお伺いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 地域おこし協力隊の財政面についてであります。

まず、地域おこし協力隊につきましては、報償費としまして上限年間280万円をお支払いしているところであります。また、活動費としまして上限200万円というようなことでありますが、これは活動状況に応じて上限でありますので、使った領収書等を確認しながら、それはその都度お支払いをするようになっております。

また、財源につきましては特別交付税、いわゆる特交ですね、のほうで財源措置というのはなされているところでありまして、国の特交を県を経由して村のほうに特別交付税で入ってくるというような仕組みになっているところであります。

以上です。

2番（花井 茂君） 特別交付税ということなんですけれども、これについては、支出先は国で、これは自治体の負担は何もないということによろしいですか。国が100%ということによろしいかお伺いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 議員おただしのとおり国100%という事業であります。

以上です。

2番（花井 茂君） そういうことであれば、この事業制度をもっともっと積極的に進めていくべきだと思うんですけれども、令和5年度から企業雇用型地域おこし協力隊というものを募集しているんですけれども、先ほど答弁にもあったんですけれども、なかなか自分のイメージとしてはこの企業雇用型地域おこし協力隊というのは、例えば菊池製作所さんなりの仕事に従事しながら協力隊の本来の活動も行うということになるのかなと思うんですけれども、それは雇用としてどういうふうになるのか。ちょっとその枠組みが難しいので、お尋ねします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほど議員からおただしがあつたとおり、村の企業が従業員として採用していただいて、そこに村として地域おこし協力隊の役割として、例えばであります飯舘村の情報発信とか、知名度の向上、また交流人口の拡大に関する活動を、その企業の職員として、従業員として従事しながら、村のほうの協力隊の活動も併せて行うというようなことでありますので、企業にとっては給与面とかそういった部分でかなり助かるというようになってくるのかなと思っております。

また企業のPRも兼ねて村のほうのPRもしていただけるということになれば、双方にとってメリットになるんじゃないかなと思っております。

2番（花井 茂君） 了解いたしました。ということは、この企業協力隊の、自分のところの会社で従事してもらう場合は、給与は支払いはしないということによろしいんでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 村で支出できるのは、先ほど申しました報償費として280万円ということですので、年間280万円を超えるその企業さんの給与であれば、それを超えた給与が支払われるということで、その企業にとっての正規の給与ということになりますかね、というふうな取扱いになってくると思います。

給与の支払い方法ですが、個人の場合は村の直接のということですので、企業に委託ということになりますので、企業さんにその経費を一旦お支払いをして、企業さんから、給与なり活動経費というようなことでお支払いをしていただく、それを村で精算をするというような形になりますので、直接村雇用とか個人協力隊という扱いではなくて、企業さんの中に従業員として入った中での支払いなので、企業さんを通じてお支払いいただくというような形になりますので、よろしく願いいたします。

2番（花井 茂君） ということは、企業の中で仕事に従事することなので、保険とかいろいろ福利厚生とかあるかと思うんですけども、そういったものはきちっとこの企業がかけるということによろしいでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 保険とかそういったものについては、企業の中の福利厚生、そういった事業できちんと決まっている中でお支払いをしていただくということで、そういった部分についてもこの活動費なり、そういった部分は充てることができるということになっておりますので、そういった部分で活用していただければと思っているところであります。

2番（花井 茂君） これ、令和5年度からこの企業雇用型地域おこし協力隊を募集しているんですけども、今日まで応募はありましたか。お伺いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 企業型地域おこし協力隊の応募状況ということであります。現在まで、正式に応募という形で書類提出までに至ってはいない状況ではありますが、そういった申請段階までの書類作成をして、きちんとこれで申請をしたいという形での相談の件数が今のところは5件ほど、そういったもう既に受理できるような段階に来ているところでありまして。あと、3件について相談の状況で、こういった企業型のこととて相談が3件ありますので、現在のところは相談件数が全体で8件あるという状況でございます。

2番（花井 茂君） ということは、村の移住・定住ポータルサイトで、地域おこし協力隊の募集をしているのと同時に、委託事業者の募集もしていますけれども、これは同時に、委託業者がうちでやりますよという人がいないと、じゃあそこに企業型で行きたいよという人が出てこない、なかなかマッチングできないと思うので、その委託事業者の応募というのは、経過というのはどうでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今現在村で募集をかけているのが、先ほど言った個人でフリーミッション型で行いたいという地域おこし協力隊も募集しておりますし、それと加えて企業さんに向けて、地域企業型の地域おこし協力隊を採用してはいかがですか、それに手を挙げていただきたいということでの募集をしているところでもあります。

その後半の企業型の部分であります。そこは企業さんからの申請を受け付けて、企業さんに村の委託企業だというようなことで決定をされれば、この企業が募集をしてそこで面談等を行って、地域おこし協力隊として活動してもらおうというような流れになってくるところであります。

企業型の部分であります。まずは今村が手を挙げてくださる企業さんを募集しておりますので、その応募がありましたらば、企業さんからの書類を審査をさせていただいて、

受託企業ということで決定をさせていただく。それから企業さんが、地域おこし協力隊としての社員の募集をしていただく。また、併せて村のほうでも、うちで募集しているということで広く周知していただきたいということであれば、村も併せて企業さんと一緒に募集の協力をするというような形で募集を行ってまいります。

企業さんに実際に応募がありましたら、企業さんのほうで面接なり、それぞれの企業の試験があると思いますが、面接等を行っていただいて採用候補者を決定していただき、村のほうにこの方を採用したいというようなことでその連絡をいただきます。その後、その採用候補者の書類審査等を行って、また企業さんと一緒になるかと思いますが、三者の面談を行い、正式にその方を企業さんが職員として、協力隊職員として採用していいという決定をさせていただいて、それから企業さんとその個人の方が雇用契約を結んで社員として働いていただく、従事していただくというような流れになっているところでもあります。

2番（花井 茂君） ということであれば、受託事業者を募集するのも一つの手段だと思うんですけども、これは村としてこの企業型雇用というのは考えられないんですか。例えば、道の駅の仕事に従事してもらおうとか、振興公社もしかり、移住・定住サポートセンターの業務にも携わってもらおうといった形で、村が手を挙げて企業型の地域おこし協力隊を雇用するというのはどうでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 今、具体的にご提示があった道の駅、例えばまでいガーデンビレッジとか振興公社については、まさしく相談をしている受理直前の5件としてエントリーの準備をしている最中でありますので、そちらのほうで雇用するとなればそれぞれの会社が手を挙げるという仕組みにさせていただいているところです。

フリーミッション型というのは、村が直接雇用してその方がやりたい事業を、その事業費の中で見るやつですけども、今回の企業雇用型というのは全くそうではなくて、基本的には村が採用ではなくて企業様のほうで採用予定の方を、条件が合えば地域おこし協力隊として審査して、認定しますよという形です。

特に、企業雇用型は、今までは村と地域おこし協力隊の対一関係の中で、地域おこしでどんなことをやりますか、どんなことをやっていますかということをやってきましたが、そこに村民の方々が多くお勤めであったりする企業様の考えも反映をしていきたい、村民の方と一緒に地域おこしを取り組んでいただきたいということで、実は企業雇用型というのをもう一つ考えたというのがありますので、できるだけ企業様のご理解をしっかりといただきながら、その企業様が考える地域おこしはこういうことだよ、自分たちができることはこういうことだよということ、もっと村としっかりやりながら、地域おこしの仮採用予定者というか、あるいは採用された方々としっかり詰めていくという、全体的な動きの中での地域おこしをもう一つつくってきたいという考えでありますので、ご理解いただけたら幸いと存じます。

以上であります。

2番（花井 茂君） そういう村全体が関わっていければ、せっかくのこういう制度なので、十分利活用していただきたいと思います。

それで、今村長からもあったんですけども、現在村はフリーミッション型で募集していますけれども、これを戦略的にミッション型でやっていくというのはどうなのかなと思うんですけども。例えば、新規就農者として地域おこし協力隊員を募集する、例えば米作りもそうだし、花卉農家、畜産等、そういうところに地域おこし協力隊、新規就農に従事してもらおうという募集をかけてやるのも一つの手段なのかなと思います。新規就農者が来て、村の新規就農支援を受けてじゃあ始まりましたといってもなかなか収益化に持っていくには大変なのかなと思うので、できればその3年間を、村で就農している米作りなり花作りなり畜産なりの人について3年間手伝いをしながら、ノウハウを身につけ、スキルを身につけ、それで卒業後に独立して就農に就いてもらおうというのがいいのかなと。地域おこし協力隊は多分、恐らくですけども3年間何かをやってきて、これに年間280万円ずっと3年間来るんだろうと思うんですけども、その後の収益の確保というのがなかなか難しいと聞いているので、そういったところもフォローしていくような、そういうこの地域おこし協力隊の募集のやり方。そうすればもう確実に定住していただけるので、そういう外の力をどんどん入れていくべきだと思うんですけども、そういったところ。これは、こうなってくると課の垣根を越えてしまう、産業振興課にも関わってくるのかなと思うんですけども、こういう提案をしたいんですけども、どのような考えがあるかお聞かせください。

村長（杉岡 誠君） 今、議員がご指摘いただいているとおり、まさしくその産業振興課にも地域おこし協力隊を考えるようにという指示をさせていただいておりますし、振興公社で単に農業人材として募集するんじゃなくて、新規就農を目指す方を育て上げるための地域おこし協力隊というのがあり得るよねということで、会社のほうにも実は、公社の中でも協議をしていますし、産業振興課の中でもそういう構想の中で、どういう募集をしようとか、どういうメニューにしようかと今検討させていただいておりますので、まさしく議員おただしの形をやろうとしているところです。

それを、ミッション型という言い方をする方法もありますし、企業雇用型という方法もありますが、ミッション型というものが、もし村が直接雇用する形でいろいろなこういうミッションをやってくださいよとなると、実は村のマンパワーが限られているので非常に限定された業務にしかならない。それに対して、企業様のほうで手を挙げていただければ、その業の分だけ実はいろいろなことが増えますので、そういった形でやっぱり村内の民間事業者様、いろいろな企業の方々にご協力をいただきたい。その分、人件費の補填的にもなりますし、いろいろなアイデアができるんじゃないか、そういうことを期待しながら令和5年度に制度をつくらせていただいて、今相談をいただきながら着実にそういう形ができるようにということで進めておるところであります。

以上であります。

2番（花井 茂君） この施策の募集に当たっては、十三、四年、5年ぐらいたっていると聞いているんですけども、その中で現在も1,000以上の自治体に取り組んでいるということなので、募集してもなかなか集まらないというのが現状らしくて、応募の格差というのがかなり出てきているとは聞いているので。先ほど、ちょっと生涯学習課の課長と話

をしたんですけれども、YOITOKO発見ツアーでしたか、そういうところに来た人にまずどんどんこのPRをして、うちでこういうの募集していますよというような、そういった課の垣根を越えてどんどん募集をかけて、ポスターぐらいはあってもいいのかなと思うんですけれども、そういった意味で募集のかけ方にもちょっと工夫をしていただければなと思います。移住・定住ポータルサイトで見ると、下のほうに地域おこし協力隊をクリック反転ので飛ぶという、ちょっとしたものしかないので、あれちょっと目立たないので、ちょっと修正していただければなと思います。

次に、行政区運営についてなんですけれども、今月は各行政区役員改選の年ということで、皆さんどこでも役員の成り手がいないと。もう行政区長1回なったら俺いつ辞められるんだというような状況に陥っているという話をよく聞きます。これ、全てが一様ではないものの、行政区長さんからの意見としてはやっぱり区長の負担が大きい、村からの依頼事項が多いといったことを聞くんですけれども。答弁にもあったように、今後依頼事項の軽減を図っていくということなんですけれども、行政区というよりも区長への依頼事項の負担軽減についてどの程度可能なのか、分かる範囲でちょっとお聞きしたいと思います。

総務課長（村山宏行君） 行政区長さん方の負担軽減ですね。従来は、ほとんどの仕事が区長に集中するような形で、非常に大変なんだということで受けておりました。ただ、近年は、例えば中山間であるとか農地関係の業務はまるきり区長さんと別の方を代表に立てるなり、地区の中でも協力されているようなことであります。

村のほうからお願いしているところで負担になっているのかなと思うところは、各委員であるとか、民生委員の推薦であるとか、そういったところになかなか苦慮されているなという、地区の役員の成り手がいないというところがありますので、なおさらそういった委員の成り手というのは地区の中で探すのも難しいということで、そこでかなり苦労されているということをお聞きしております。

村としても、まず行政区長さん方の業務ですね、なるべく会議を減らすということも考えておりますし、またそうした区長でなければならぬ業務以外のところを設けるなり、そういった形で区長の業務の負担軽減が図れないかということで、各課と協議をしながら行っているというところでございます。

2番（花井 茂君） 各行政区の役員の成り手不足というのは深刻で、私なんか今月、もし誰もいなかったら会計やってよと言われていたぐらいなので、なかなか厳しい状況なのかなと思います。

次に、行政区再編についてのことなんですけれども、これは行政区再編、統合というのはかなり難しいのかなと思っています。隣同士の行政区にしても、少なからず風土の違いや個別の財産もあるので、なかなか難しい状況であるのかなと思います。さっき答弁の中にもあったんですけれども、この飯樋4区の広域的な協議、連携というのは、今後一つのヒントになっていくのかなと思います。令和8年度から、先ほどもちょっと話あったみたいなんですけれども、第7次総合計画の策定に入っていくんだと思うんですけれども、この中に、基本ビジョンの中に入れてもらって、もう先を見据えた行政区の在り方

について、少しずつ議論をしていっていただければいいのかなと思います。

それについて、この7次総合計画の基本ビジョンの中に取り入れる取り入れないの話なんですけれども、そういった方向性について、最後に村長の見解をお伺いします。

村長（杉岡 誠君） 行政区に関しては、ご答弁の中でも申し上げましたが、様々な主軸となる組織でありますし、江戸時代においてはそれぞれが村としてあったという部分、あるいはその流れをくんで今地縁として様々な絆といいますか結の文化も受け継いでいる部分がありますので、なかなか再編統合という話がパッと、言葉としては出るかもしれませんが、いろいろな意味でハードルがあるんだろうと思うところです。

ただ、それぞれの負担を減らすという中で、村はやっぱり農畜産業の村として、農村である、農業従事者を前提とした行政区組織というのをもう当たり前にしてしまっている部分がありますので、ある意味で町場のほうなりに避難されている方が6割以上いる中で、そういったところでの自治組織がどういうふうになっているのかということや学んだり、あるいはサラリーマン世代が参画するためにはどうしたらいいのかといったことが、多分議論として必要になってくるんだろうと思います。

今、村の中にお住まいの方々、比較的年齢が高い方が多いんですが、その方々が今非常に一生懸命地区を何とか維持しようという考えの中でやってはいただいているので、逆に言うとそこにあまりにおんぶにだっこし過ぎると、次の世代がいろいろな責任がないままにというふうになりますので、やはり自分たちのふるさとなんだと、自分たちが参画していくんだという気風を生むためにも、今おたただしいただいたとおり第7次総合振興計画の中に、基本方針の中とかに盛り込めるような形で皆様にご協議いただく、その場で方向性が全部パッと決まるわけではないでしょうけれども、しっかりその協議をしていかなきゃいけないというような問題意識を、課題意識を持つということが非常に大事だと思いますので、そんな取組を進めていきたいと思うところであります。

以上であります。

2番（花井 茂君） 今後大変な、10年先を見据えてということでもありますので、先ほど冒頭の口上で未来に縛られずと言ってしまったんですけれども、行政区再編の課題については一朝一夕に成し遂げられるものではないので、未来に向けて議論を少しずつスタートさせていただければと思います。その辺を提言いたしまして私の一般質問を終わります。

議長（高橋孝雄君） 執行部からの答弁ございませんか。

村長（杉岡 誠君） ありがとうございます。未来に向かってのという視点ですね、村民の今を支える、村の将来への布石という2つの視点を持っていますが、これ当然行政としてはやっているつもりだったり、やってきたつもりだけれども、やはり今その中でなおそういう焦点を絞りながら取り組んでいるところを皆様にも見ていただいて、あるいは情報共有したり、ご意見をいただいたりという、相互にですね、先ほども言いましたが自助・共助・公助という言葉が昔からありますが、お互いに助け合うといいますか、その中で役場の役割とか、しっかりやっていくべきことというのを、私たちは行政の中で実現していきたいと思うので、皆様との議論、あるいは情報共有をしっかりやって

いきたいと思うところであります。

以上であります。

議長（高橋孝雄君） これで花井 茂君の一般質問を終わります。

続いて、4番 佐藤眞弘君の発言を許します。

4番（佐藤眞弘君） 議席番号4番 佐藤眞弘です。令和6年3月第2回定例会の一般質問をさせていただきます。

石川県能登半島地震が発生しまして、3月1日で発生から2か月が経過しました。石川県の住宅被害は7万5,421棟、避難生活者は1万1,449人、断水は約1万8,880戸で、石川県によりますと死者数は関連死を含む241人、負傷者数は1,188人。各地で発生した火災や、液状化した農林地や漁港の被害も深刻な状況で、農林水産関係の被害だけで2,000億円に上るようです。改めて、自然災害の恐ろしさに、大地震を経験した私たちがさえ何をしていたか分からないような状況です。

それでは、一般質問をさせていただきます。

3点について質問させていただきます。

まず、現在の飯舘村の災害に対する備えの部分をお伺いいたします。

まず、食料品の備蓄については、12月の定例議会で渡邊 計議員も質問していますが、食料品の備蓄について、再度数量等を伺います。

2点目は、避難所の開設について伺います。

3点目は、防災備品の備蓄について、毛布、簡易ベッド、発電機等の防災備品の数についてお伺いいたします。

2つ目は、わくわくするなりわい支援補助金について、現在の実績についてお伺いいたします。補助金は6件ございまして、1つ目がスタートアップ補助金、2つ目がベンチャー企業補助金、3つ目が福島県創業促進・企業誘致に向けた設備投資等補助金、4つ目が自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金経産省事業、5つ目が県外から移住されて起業する方への支援、6つ目がその他（農畜産業に携わる方）の補助金がございますが、これらの現在までの実績をお伺いいたします。

最後に、令和5年度の新規事業であります、未来へつなぐ農業支援事業補助金の実績についてお伺いいたします。よろしくお祈りいたします。

村長（杉岡 誠君） 4番 佐藤眞弘議員のご質問にお答えいたします。

まず、ご質問1-1、防災対策についてお答えいたします。

現在、非常食等の備蓄品については、ペットボトルの飲料水が大小800本、アルファ米やチキンライス等が750食、レトルトカレーが100食、レトルト肉じゃが200食、ソフトパン及びクラッカー等が500食などとなっております。備蓄品については、避難者200人を想定し、災害発生後の3日間分の整備をするべく、計画的に整備を図っております。

また、食料品の備蓄は消費期限がありますので、期限が迫る物については防災訓練時に利用するなど、順次入れ替えてまいります。

災害発生時の避難所については、村防災センターを起点とし、その規模等により他施設の避難所も開設することとしております。なお、行政区集会所については、行政区長の

協力を得ながら一次避難所として活用することも想定しております。

村としては、防災備蓄の整備と並行して、昨年12月に主に飯樋4行政区を対象とした防災訓練を防災センターで実施いたしました。今後も、防災センターでの防災訓練を継続して実施し、避難所である防災センターを知っていただき、利用していただくなど、災害への備えを進めてまいります。

次に、ご質問2-1、わくわくするなりわい支援の実績として6項目の補助金の件数と金額についてお答えいたします。

現在の令和5年度の実績状況であります。1番目、スタートアップ補助金については5件で約290万円。2番目のベンチャー企業補助金は1件で198万円、3番目の福島県創業促進・企業誘致に向けた設備投資等補助金は1件で約431万円、4番目の自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金は1件で5億円、5番目の県外から移住されて起業する方への支援は福島県12市町村企業支援金として1件で400万円、6番目のその他（農畜産業に携わる方）の支援は、福島県原子力被災12市町村農業者支援事業等の3件で約86万円となっております。

次に、ご質問3-1、未来へつなぐ農業支援事業補助金の実績についてお答えいたします。

今年度より本村農業の振興を目的とした新規事業として、未来へつなぐ農業支援事業を実施しております。補助内容は、村が実施する農業に関する研修や講習の経費を補助する「農のまなび支援事業」、経営の発展・安定化等のための肥料代等を支援する「駆けあがる農業支援事業」、規模拡大等のための施設整備や既存施設修繕費用を支援する「力強い農業支援事業」のほか、和牛肥育や繁殖雌牛導入経費の支援など、多岐にわたっております。

また、本年2月末までの補助交付決定件数等の実績についてですが、農のまなび支援事業が1件で6万円、駆けあがる農業支援事業が72件で1,659万円、力強い農業支援事業が5件で約232万円、肥育素牛導入支援事業が1件で30万円、優良雌牛導入支援事業が5件で370万円、繁殖雌牛導入支援事業が2件で12万円、力強い農業支援事業が2件で150万円となっております。

村といたしましては、新年度の実施に向けて、今年度の実績や農業者からの意見を踏まえ、よりよい事業となるよう要綱の見直しを行ってまいります。

以上となります。

4番（佐藤眞弘君） それでは、再質問させていただきます。

12月議会の答弁で、防災センターの収容人数が200人程度ということで、食料については3日分で、それ以降は国の直接支援となるということで、この数量で村としては十分だと考えているかどうか伺います。

総務課長（村山宏行君） 数量的な部分で、まず3日間を防災センターのほうでというところでの基準は、今議員がお話ししたとおりでございます。数量なんです、答弁の中でお話をしておりますように、災害の状況によって変わるものと思っております。例えば、防災センターを主軸にしながら、各行政区、そちらも一次避難所として活用する可能性

があります。また、大雨災害とか線状降水帯がいつどこで発生するか分からない、例えば防災センターがあります飯樋川、氾濫をしているときにそこに来るといようなことはあり得ないと思っていますので、そういったときの対応なども、やはりある程度余裕を持ってという形になるのかなと思っています。したがって、200人掛ける3食の3日、1,800食必要なんですが、これプラスアルファで村としては考えなければいけないのではないかと考えております。

ただ、一気にこれをそろえることはできませんので、今年度が初年度として3か年かけて、しっかりと物品の確認をしながら備蓄はしていきたいと考えております。

4番（佐藤眞弘君） 能登半島地震で1週間、遅いところでは2週間以上食料品が届かないというような場所もございました。飯舘村、現在居住人口1,500人ですけれども、想定の話なので、こういう大きな地震が発生した場合に、やはり食料が非常に足りないんじゃないかと考えていますので、今後食料備品を増やす考えはあるのかどうか伺います。

総務課長（村山宏行君） 災害時の、まず緊急時ということで、非常食としての備品、物品かなと考えています。ただ、東日本大震災のときを思い起こすと、各家庭で備蓄されていた物品、そういったことも供出をしていただきながら避難所を運営したという記憶がございます。もちろん村で、そういった中心となるコアの部分をしっかり確保するということは重要であります。各家庭にもいざとなったときの持ち出し品、あるいは備蓄品、そういったことを考えていただくようにということで村の防災計画を配布しておりますので、ハザードマップを配布しておりますので、そういったところでご協力いただきながら、運営してまいりたいと考えております。

当然、物品は消費期限がございますし、入替えというところもありますので、その辺なるべく無駄のないようにかつ緊急時に対応できるように工夫をしております。

4番（佐藤眞弘君） これも想定なんですけれども、今回の能登半島地震が発生したのは正月の元日ということで、自治体の職員も休暇中であったために避難先の体育館の扉の施錠解除ができなくて、翌日の朝まで避難者が外で待っていたというような状況があったようですけれども、当村としてはこの点は大丈夫なのか伺います。

総務課長（村山宏行君） ご指摘の部分、村でも、そういった事例があったということで記憶しておりますので、村ではそういったことが発生しないように、きちっと対応を、マニュアルをつくってまいりたいと考えております。

4番（佐藤眞弘君） それから、今回能登半島の地震では水道のインフラが非常にダメージを受けまして、いまだほとんどの家庭で水道が使えないという状況が続いています。飯舘村は、村内で井戸を掘っている家が結構あると思うんですね。それらを活用できるように、村としてどこに、誰が井戸を持っているのかというのを把握しているかどうか、お伺いします。

総務課長（村山宏行君） 基本的に、井戸の部分につきましては、村の簡易水道のいわゆる配水区域と、それからそれ以外の自家水ですね、井戸を掘ってということでの部分があるということでは認識はしております。どこにというのは、どういった災害になるのか、そこで変わってくるのかなと思っています。今回の能登半島地震ですね、確かに大き

な地震で、かなり地盤のほうがずれてしまったというところで、井戸の水脈が変わったり、あるいは水道管が外れてしまったというようなところで、今も給水されない地区があるというような、そういうことがありますので、村の場合は基本的に給水区域、ある程度把握をして、そこで迅速な復旧もしておりますが、給水区域の中でもいまだに井戸水を使っている方、あるいは給水区域外で井戸水がしっかり出ているというところもあると思っておりますので、そういったところから協力を得ながら水の確保、そういったところを検討していくのかなと考えているところでございます。

4番（佐藤眞弘君） それでは、次の質問をしたいと思えます。

わくわくするなりわい支援補助金、村の復興の目玉になる補助金だと考えています。できるだけ多くの個人企業に対応できるように、村内外でのアピールをしていただきたいと思えますが、今後の取組について伺いたいと思えます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） わくわくするなりわい支援補助金、そのPR、周知の方法ということであります。

今まで行政区の総会等の資料で周知をしたり、あとは広報等で周知をする中で、こういった事業については活用していただけてきたというようなところであります。継続して取り組んでいる事業ですので、なかなか改めて新規というものではなくて、なかなかPRについては議員からの今のご指摘のとおり少なかったのかなということも懸念されるわけですが、今までもこの実績にあるようにきちんと事業内容を把握していただいて、使われてきたというようなこともあるところであります。

今後、今ほどあったもう少し、もっとどんどんこういった事業をPRすべきではないかというお話をいただいたところでもありますので、何か工夫をして、さらに今後周知徹底していければということでも考えておりますが、また一つには、今移住センターを開設をして進めている中で、飯舘村の補助金一覧というものを移住者の方にはご案内はしているところであります。一覧表をつくって、県の補助事業も含めて、あと村の単独事業、県の補助事業絡みの村での追加支援の事業、そういった部分も含めて、移住センター窓口のほうではご案内しておりますので、そういった部分についても問合せをしていただいたり、そういったことでも周知をしてまいりたいと思っております。今までの事業について継続して、今後どのような方法かを探りながら、引き続き周知をしてまいりたいと思っております。

4番（佐藤眞弘君） 4番の自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金、5億円申請されていますけれども、この会社の業種はどんなものでしょうか。お伺いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ご質問の中で、6項目の補助金ということでありましたので、この自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金の部分についても答弁させていただいたところではありますが、この事業のこの5億円という部分については、今村が進めている商業施設、いわゆるAコープ、ミートプラザの跡地に今進めている村が行っている事業でありますので、村内の企業向けの支援ではなくて、これ村が進めている、行っている事業もここに記載させていただいたところでもあります。

企業への支援と、それからこの事業に関連している部分ということで併せて答弁させて

いただいたということでご理解いただければと思っているところであります。

4 番（佐藤眞弘君） 石川県能登の地震の発生があったの、それを中心に質問しましたけれども、日本は地震の多い国土の上にありますし、今後30年の間に震度6以上の地震が千島海溝地震、東日本大震災の余震、それから2月27日から揺れています千葉県沖の地震です、これも6日間で32回も震度1以上の地震が発生して、専門家によればスロースリップが起きているんじゃないかということは言われていますし、南海、東南海プレート地震もいつ発生するかも分からない、もう今すぐ発生してもおかしくないような状況にありますので。ボーイスカウトでは備えを常にとという言葉がありますけれども、地震被害に遭った自治体ができる防災対策があると思いますので、もう一度備蓄等も含めて防災意識を高めることが重要だと思っておりますので、これからも油断することなく、防災関係をしっかりやっていただきたいと思っております。

これで一般質問を終わりたいと思っております。

議長（高橋孝雄君） 執行部より、答弁はありませんか。

村長（杉岡 誠君） 能登半島地震の件を教訓としながら、私たちは東日本大震災もあります、その後の様々な地震の中で、防災意識を高める必要があるというご指摘でありますので、まさしく私もそう思っているところであります。

自治体ができることは自治体でしっかりやることがありますが、各自の家でそれぞれ備えていただくという部分も、やはり啓蒙として非常に必要だろうと思っておりますので、そういった取組も、先ほどの行政区の話がありましたが、そういった組織との共有をしながらやっていく必要があると考えるところであります。

それから、給水の件、いろいろご指摘もいただきましたので、やはり水の部分は命の水でありますのでしっかり村として取り組んでいきますが、過去渇水時期があったときに、それぞれの浄水場から直接水を運んできて給水したという経緯もありますし、今年ちょっと雪が少ないので非常に心配ではありますが、村は水源地でもありますので、そういった非常に上質な水をしっかり確保するという観点でも、水道事業もしっかりやっていくということかなと思っております。

震災の折、あるいはその後の地震の折も水道関係少し断水ありましたが、大体一両日中には復旧ができる、しているという状況もありますので、地盤が非常に強い村ならではの給水環境が今までの経験上でできておりますが、そういったことに油断をすることなく、備えていきたいと考えているところであります。

以上であります。

議長（高橋孝雄君） これで佐藤眞弘君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

議長（高橋孝雄君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後3時31分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年3月5日

飯 館 村 議 会 議 長 高橋 孝雄

同 会議録署名議員 菅野 新一

同 会議録署名議員 佐藤 八郎

令和6年3月6日

令和6年第2回飯舘村議会定例会会議録（第3号）

令和6年第2回飯館村議会定例会会議録（第3号）						
招集年月日	令和6年3月6日（水曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	令和6年3月6日 午前10時00分				
	閉議	令和6年3月6日 午前10時55分				
心（不心） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不心招 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	飯畑秀夫	○	2	花井茂	○
	3	横山秀人	○	4	佐藤眞弘	○
	5	佐藤一郎	○	6	渡邊計	○
	7	菅野新一	○	8	佐藤八郎	○
	9	佐藤健太	○	10	高橋孝雄	○
署名議員	9番 佐藤健太		1番 飯畑秀夫			
職務出席者	事務局長 細川 亨		書記 伊藤博樹		書記 豊永拓也	
地方自治法の 第121条のた めに説明した 出席者の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	杉岡 誠	○	副村長	高橋祐一	○
	総務課長	村山宏行	○	村づくり推進課長	佐藤正幸	○
	住民課長	志賀春美	○	健康福祉課長	石井秀徳	○
	産業振興課長	三瓶 真	○	建設課長	高橋栄二	○
	教育課長	高橋政彦	○	生涯学習課長	山田敬行	○
	農業委員会 事務局長	三瓶 真	○	農業委員会 会長	菅野啓一	△
	選挙管理委員会 書記長	村山宏行	○	選挙管理委員会 会長	伊東 利	○
代表監査委員	高野孝一	△				
議事日程	別紙のとおり					
事 件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和6年3月6日（水）午前10時00分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問（通告順5番）

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（高橋孝雄君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（高橋孝雄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（高橋孝雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、9番 佐藤健太君、1番 飯畑秀夫君を指名します。

◎日程第2、一般質問

議長（高橋孝雄君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。1番 飯畑秀夫君。

1番（飯畑秀夫君） こんにちは。議席番号1番 飯畑秀夫です。

まず、初めに、令和6年能登半島地震でお亡くなりになりました方々にお悔やみ申し上げます。被災した方々に一日でも早い復興を願っております。また、本村から被災地に応援に派遣された職員の皆さん、本当にお疲れさまでした。いつ災害が起こるか分かりません。日頃からの備えや準備をしておくことが大切だと思う認識は、皆さんが一緒だと考えております。

そして、1月24日に遠藤 哲教育長がお亡くなりになりました。遠藤 哲教育長は、平成23年8月から長期にわたり飯館村の教育にご尽力なされました。感謝するとともに、改めてお悔やみ申し上げます。

それでは、一般質問に入ります。

1番目の質問は、保健指導に係ることについてです。

先月15日、福島県は医療費適正化に向けて最終案をまとめました。福島県におけるメタボリック症候群は全国第4位、喫煙率は全国ワースト1位になっております。そのため、成人病予防と早期発見に向けて特定健診を強化すると発表しました。

まだ県民に対して具体的な受診内容及び計画は発表されておりましたが、福島県の発表を受けて、当村の取組内容及び計画についてお伺いいたします。

2番目の質問は、希望の里学園についてです。

現在の一律教育は、産業革命時に工場等で従事するために適したプログラムとしてスタートしたと言われてもおります。しかし、多様性が重視される現代において、教育の在り方について問われるようになりました。今までの教育はみんなと同じでない駄目とか、みんなができることはできて当たり前というスタンスでしたが、これからの社会は一人一人の得意不得意を考慮し、得意分野を伸ばす教育が重視されると言われております。その教育方針が探究型総合学習と言われており、全国の公立小中学校でも取り入れ

ているところもあるようです。

そのことを受けて、当園でも探究型総合学習等を取り入れることができるのか、お伺いいたします。

3番目の質問は、復興と風力発電についてお伺いいたします。

東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故から間もなく13年がたとうとしております。振り返れば、平成23年3月11日の地震の発生時、私は村内の企業で働いておりました。地震その後、第一原発が爆発し壊れたことで3キロ圏内の避難指示、そして10キロ圏内屋内避難の指示、翌3月12日には20キロ圏内の避難指示が設定されました。私には何が起きているのか知識もなく分かりませんでした。3月15日には30キロ圏内の屋内避難指示が出ました。その後、3月18日に希望する飯舘村民を栃木県鹿沼市へ一時避難すると決定されました。3月19日に家族5人を避難させました。私は、仕事があるので村に残りました。4月22日、忘れもしないです、飯舘村が計画的避難区域に設定されました。何が何だかまた分からなくなりました。本当のことが村民に伝わっていなかった、何が本当なのか分かりませんでした。

あれから13年が過ぎようとしております。あのときに戻れるなら、今の知識、情報を知っていたなら、飯舘村の子供たちをいち早く私は遠くに避難させます。とても悔しいです。原発事故がなければ現在の人口の減少、なりわい、生活の環境破壊等はされなかったと思います。また、各家庭の中まで破壊されました。原発の再稼働は私は反対です。なぜなら被害者だからです。

東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故から13年たとうとしているが、現状と課題をお伺いします。また、行政が考えるビジョンをお伺いいたします。

最後の質問は、現在、いいたてまでいな太陽光発電所、または南相馬市との境界に建設中の風力発電所があります。飯舘村南側にも風力発電所の計画があると聞きましたが、風力発電所について行政の考えをお伺いいたします。

以上、3項目4点について村長にお伺いいたします。

村長（杉岡 誠君） 1番 飯畑秀夫議員のご質問にお答えいたします。

まず、ご質問1-1、福島県の医療費抑制へ適正化のための計画を受けての村の具体的取組及び計画についてお答えいたします。

福島県は、令和6年度から令和11年度の6年間の計画として、医療費抑制への適正化のための計画の最終案をまとめたとして、このほど報道がなされました。計画の目的は、全国に誇れる水準の保健・医療・福祉の実現を目指し、医療費の過度の増大を抑えつつ、県民生活の質の向上と良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図ることとされています。

この計画において、直接県から指導や要請はありませんが、村では現在、健康づくりを総合的・計画的に推進するため、健康増進計画を含む健康づくり総合計画を策定中であり、その中で現状や課題を分析し、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図り、村民が生き生きと暮らせることができるための施策に取り組んでまいります。

次に、ご質問2-1、特色ある教育づくりの一環として探究型総合学習を導入すること

はできるのかについてお答えいたします。

義務教育諸学校の学習指導要領には探究型総合学習の定義はありませんが、高等学校の学習指導要領に総合的な探究の時間が定義されており、「探究の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を育成することを目指す」とあります。

いいたて希望の里学園においては、一般的に探究学習と言われている「生徒が情報収集、情報の整理・分析、結論のまとめとプレゼンテーションを自ら主体的に行うことで、課題解決に必要な思考力・判断力・表現力などを養う学習方法」について、学習内容の特性上、特に総合的な学習の時間と親和性があることから、義務教育学校開校時から「いいたて学」において取り入れております。

ご質問3-1、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故から13年たとうとする中での復興の現状と課題、また行政が考えるビジョンについてお答えいたします。

村としましては、これまで5版に及ぶ復興計画に基づき、情報発信や交流を目的とした道の駅や、ゼロ歳から15歳までの一貫した教育環境の充実を目的としたこども園や学校の整備事業など、各施設の整備を進めてまいりました。

一方で、課題としては、第6次総合振興計画後期計画において、各世代への必要十分な自治体サービスを提供するため、人口対策に計画的に取り組むことが必要不可欠とし、今優先的にすべきことは人口増加策として、村で働くなりわい人口や村の住基人口の2つの人口に着目しているところであります。

この人口増加策を実現するためのビジョンとして、前期計画から引き継いだ4つの基本方針である「どこに暮らしていても参加して楽しい新しい豊かさを感じる村へ」「ゆったり流れる時間の中で「元気かい？」から始まる心地いい関係のある村へ」「いいたてに生きる精神文化を紡ぎ、自らに誇りを持つ村へ」「足もとからの将来づくりを「支え合い」で進める村へ」の下、これらを総称するものとして、「明日が待ち遠しくなるような、わくわくする楽しいふるさと」を将来像として位置づけ、この将来像の実現に向けて各種施策を実施してまいります。

次に、ご質問3-2、風力発電所についての行政の考えについてお答えいたします。

風力発電事業や木質バイオマス発電事業といった再生可能エネルギー事業は、自然の資源を活用して、人の暮らしに貢献することを目的とするものでありますが、大規模な開発に伴い環境への甚大な影響を及ぼさないための手順、手続が定められております。

具体的には、国では環境影響評価法を定め、環境影響評価、いわゆる環境アセスメントの制度を運用しております。この環境アセスメントは、事業実施前に実施しようとする事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査、予測、評価を行い、その結果を公表して、一般の方々や地方公共団体などから意見を聞き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画をつくり上げていくことを求める制度であります。

村では、令和4年3月14日に宣言したゼロカーボンビレッジいいたて宣言に基づき、住民福祉の向上に資する再生可能エネルギー事業に取り組むこととしております。また、

おのおのの事業案件については、都度、いいたて美しい村づくり推進条例に基づく審議会に諮問し、地区や村民、専門家等の意見を踏まえて判断することとしております。

なお、この環境アセスメントにおける環境影響評価が適正であることに加えて、各種法定手続が完了している、または完了することが確実であること、地区住民への十分な説明がなされ合意形成が図られていること、地域貢献策の実施がなされること、いいたて美しい村づくり推進条例による審議会の意見を反映すること及び周辺自治体への十分な事業説明と理解を得られることを確認することとしております。

以上となります。

1 番（飯畑秀夫君） 何点か再質問いたします。

まず、初めに1番目、保健指導に関わることについて再質問いたします。

厚生労働省のまとめによりますと、健康保険が適用された福島県の医療費は令和2年度で6,108億円となっております。県の推計では、令和11年度で6,930億円に増加する見込みであります。本当に医療費、健康保険が増えることによって、県の負担も増えるということで、6年間の計画が作成されたと思っております。それに対して、本村も医療費は課題だと思うんですが、本村の医療費は年どのぐらいかかっているのかお伺いいたします。

住民課長（志賀春美君） お調べして後ほどお答えいたします。

1 番（飯畑秀夫君） 突然すみませんでした。

先ほど最初に申したとおり、喫煙に関しては福島県が第1位ということで、飯館村ではどのように、メタボリック症候群、喫煙率がなっているかお伺いいたします。

健康福祉課長（石井秀徳君） このほど県のほうで、議員おただしのとおりこの計画最終案をまとめたというような報道がされております。県は、いろいろと数字取っているようですが、村のほうも令和3年度の状況でございますが、メタボリックシンドロームの状況であります。29.4%、それから喫煙率につきましては男性が24.4%、女性が6.8%という状況になっております。

メタボリックシンドロームの状況でありますけれども、こちらについては県内で3番目に悪いという状況で、これについては避難に伴う、やはりどうしても運動だったり、体を動かす機会の減少から、そういった部分が増加したかなと考えているところであります。

1 番（飯畑秀夫君） ありがとうございます。

医療費削減のために、先ほどの答弁だと健康づくり総合計画を今策定中ということでありますので、ちょっと聞きづらいですけれども、今まで介護予防とかはつながってやってきましたけれども、医療費を減らすため、健康で生き生き生活するために、今まで取り組んできた事業等あれば教えてください。

健康福祉課長（石井秀徳君） もちろん、毎年実施しております集団検診、それから今こういう状況でありますので、避難先でも受診できるように医療機関でのいわゆる個別健診という部分で健診を進めてまいりました。こちらについても無料で実施できるように、村で支援してきたところであります。

そういった健診の結果から、またがん検診も含めてでありますけれども、やはり指導が必要な方については特定保健指導ということで保健師が訪問したり、あるいは健康福祉課のほうに来ていただいたりしながら、都度、保健指導をして状況を把握しながら指導してきたという経過でございます。

こちらについては、以前からしている部分でありますけれども、どうしても広範囲になりますので、避難先でもありますので、村外については保健指導していただける保健師等を個別にお願いをして訪問指導をしているという状況であります。

また、メタボリックシンドローム、いわゆるメタボの方については、交流センター等とする運動教室、あるいはいちばん館のほうで運動教室、こういったものを作って、自分のメタボ解消に向けた運動という部分を、業者委託しながら進めてきているという状況であります。

1 番（飯畑秀夫君） 村内でも運動して取り組んでいるということで、私も分かっておりますけれども、村外の人が今多い中で、また村外の人をどのように健康維持、推進していくか。本村だと、つながっぺとか、パークゴルフ場、高齢者の方は動く場がありますけれども、若い世代はどのようにするかが課題かなと思っております。

先ほど言った健康診断、早めに見つかれば、いろいろな診断を受けてもらえば助かるんですが、村の健康診断の受診、その受けている率、分かりましたらお願いいたします。

健康福祉課長（石井秀徳君） 健診の受診率でありますけれども、村の令和3年度の受診率は56.4%であります。これについては、県平均あるいは全国平均よりは高い数字になっているかなと思っているところであります。

1 番（飯畑秀夫君） 今の答弁だと56.4%で高いほうだということなんですが、県もこれから力を入れるということなので、村ももう少し受診に力を入れてもらえればなと思います。

よく、生活習慣病をなくすにはバランスの取れた食事と適度な運動と言われますが、それ簡単に言っても、住民に周知するのは難しいと思うんですけれども、これから健康づくりの総合計画策定の中に入ってくるのかと思うんですが、その辺、医療費を減らすためにはかかり医を持ちましようとか、診療時間内に受診しましようとか、重複受診は避けましよう、薬は正しくとか、ジェネリック医薬品を使用しましようという、それも周知の方法かなと思いますけれども、村内だけじゃなくてやっぱり村外にいる人が課題だと思いますが、健康福祉課としてどのように考えているのか。作成中であるから、答えにくいところもあるのかどうなのか、お伺いします。

健康福祉課長（石井秀徳君） 村としての医療費の抑制については、今議員おっしゃったとおりのことだと思います。国保にしる後期高齢者医療、それから介護保険についても、適正な医療を受けていただくという部分についてはそのとおりでございますので、各保険者が被保険者に適正な医療の受診だったり、あるいはジェネリックの推進だったりという部分については、個別にご案内をしているということを理解しているところであります。

村としても、今回の策定中の計画の中について、健康増進計画、それから村の食育計画、それから自殺対策計画、この3つの計画を一緒にした総合計画ということで今整理中で

ございますので、そちらのほうで整理しながら保健指導の中に食育も含めて指導を進めているような状況でございます。

1 番（飯畑秀夫君） 今、石井課長から言われたとおり、大事なのはやっぱり食育だと思いますので、ぜひとも健康づくり総合計画の策定に当たって、村民のためによりよい計画を進めてもらいたいと思います。

続きまして、2 番目のいいたて希望の里学園教育についてお伺いいたします。

私もコロナ禍でなかなか学校行事に参加できなかったんですが、今年度は赤蜻祭、運動会、実際行って、子供たちが生き生きとやっているのを、前も言いましたけれども、本当にすばらしいものであります。飯館村の遠藤教育長も作成に関わったのかなと思いますけれども、令和2年度のいいたて希望の里学園の中にいいたて学があるということで、その中で探究的なふるさと教育を実践している、村民との交流、農業の見学、歴史や文化、その中に田植踊りや花塚太鼓、学んだことの学習発表会、文化祭などいろいろすばらしいことをやっています。このことが、分かっている人と分からない人もいるわけがあります。学校のPRとして、学校の今やっているものをパンフレット等で保護者にはしているのかなと思うんですけども、地域住民にもPR、こんなことをしていますよということで、できればいいのかなと思うんですが、いかがでしょうか。

教育課長（高橋政彦君） ただいま議員のおただしのいいたて学等のPRでございますが、事あるごとに学校関係については広報等にも載せさせていただいて、村民に周知させていただいています。今年の3月号の裏にも、先日前期の子供たちが行った1年間の成果をまとめたものを、タウンミーティングというもので村長にプレゼンテーションをさせていただきました。その様子も載っておりますので、こういった形で村民にはPRをしているということでございます。

以上です。

議長（高橋孝雄君） ただいま、住民課長から答弁がありますので。

住民課長（志賀春美君） 先ほど、飯畑議員から村の医療費についてご質問ありました点についてお答えいたします。

令和6年度の予算は、資料ナンバー3、そちらの228ページにあるように、約5億3,000万円程度の予算を見込んでおります。

以上です。

1 番（飯畑秀夫君） ありがとうございます。

令和6年度5億3,000万円ということでしたけれども、私、質問が悪くて申し訳ないです。令和5年度とか前はどのぐらいかかっていたのかということだったんですが、大丈夫です、この質問は。

今、教育課長からありましたけれども、何で周知していると……広報ですね、失礼しました。広報でやっている、それは見ましたけれども、そのほかにももっといいこと、いろいろなことをやっていると思うんですよ。それを、もっとやっぱり、別な方法というか、もうちょっと何か予算とかあって、何かできないかなという感じで思ったんですけども。それはそれで、広報でやっているということでもいいですけども。

探究学の、私質問したのは、子供たちが自分で、決められたことをやるのじゃなくて、自分たちで考え求めるものということで探究と言いましたけれども、その中で、子供たちが自ら考え、実際やっているところもあるみたいですが、例えば教育課長も知っているとおりにチャイムが鳴らないとか、通信簿がない学校、また子供たちが決めて動物等をみんなで飼育して育てるみたいなのところもありますが、飯舘村にとって学校ですね、なぜ私とその探究型、子供が求めるものと言ったかということ、不登校の生徒、本学園にも前回数名いるということでしたが、全国的に約30万人の不登校の生徒がいる。また、先生も6,000人休職している現状もある。何が問題なのか検討が必要と言う人もおります。子供たちが自らやりたいことを話し合っ、自分たちでやってみるのもいいのかなと思って、今提案したところであります。

例えばですが、子供自ら飯舘村の一次産業の野菜の生産状況や野菜の価格などを調べ、またはその野菜の栄養バランス等を調べたり、コストを計算して自分たちで給食の献立を考え、給食センターに作ってもらうものが探究学習だと思うんですが、みたいな感じなんです、そういうことができると思うんですが、もう一度考えをお伺いいたします。

教育課長（高橋政彦君） ただいまおたのしの探究学習の内容でございますが、これは今でもいい学の中でできております。具体的には、凍み餅などもごんぼっばから、種から植えて、それを刈り取って、村でできたあぶくまもちを使って、餅にして食べるという一連の流れも行っております。これも、1つの学年だけではなく、それぞれの学年が分担をして追求していくというようなことをやっておりますので、今現在そのいい学の中でそういったものができているということでご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

1番（飯畑秀夫君） いろいろな取組で地域の方と一緒に作ったり、やったり、いろいろな伝統文化もやっております。それを、先ほど申したとおりのいろいろなまた違うパンフレットの作成をして、移住・定住のところに学校のPRとして、広報等じゃなくて、もっといい希望の里学園のPR、村に移住・定住した場合こういう学校の教育がある、今言ったもの本当に素晴らしいことなので、ぜひともそういうパンフレットとかそういうものを作成できればと提案しておきます。

続きまして、3番目の質問に再質問させていただきます。復興と風力発電についてお伺いいたします。

震災から13年がたとうとしておりますが、行政の答弁を見ますと、13年がたつ中で、第6次総合振興計画に人口対策として杉岡村長はなりわい人口を増やすということですが、住基人口と2つですか、それに着目しております。

この6次総合計画の中に深谷産業団地計画があります。その産業団地計画に対してなんですけれども、やはり飯舘村に住むには働く場所がなければならない、企業誘致をしなければならぬと思っ、つくると思うんですが、そこに企業さんを、いろいろなことで努力して来てもらうという話ですけれども、その周りの深谷地区の環境なんですけれども、やっぱり13年もたつて、いろいろな面で復興に向けていますけれども、住むところ

がないという住民の声があります。深谷の企業誘致のところの周辺をどのようにするのか、お考えをお聞かせください。

村長（杉岡 誠君） 今、なりわい人口を増やすという施策にも、方向性にも一致する深谷地区の産業団地の周辺の住宅整備という特定的なお話をいただいたところですが、村全体に住む環境づくりをしっかりとつくらなければならないというのは、私としても非常に大きな課題だと思っていますところ。

令和6年度の当初予算にも、実は住宅整備に向けての測量設計費等々上げさせていただいておりますので、そういうことは進めますが、産業団地の周辺にだけとか、あるいはそこに集中的にやる、都市計画的にやる方法もありますが、なお飯館村には非常にいい景観景色、あるいは人のつながりというのがありますので、いろいろな集落での住宅整備ということもあってしかるべきかなということだったり、あるいは一般的に都市計画という考え方に立つと、例えば駅前にいろいろなものを整備するという集約型を昔は日本は進めてきましたが、その反省があって今度は郊外型というふうに今日本は動いてきたりしていますから、飯館村はある意味集中する場所がセンター地区ということがありますし、各小学校区というのがあるんですけども、そこを中心としながらも全体的に動けるような住宅というものが、一つ構想としては必要かなと思っています。ただ、こういう議論というものを今まで、この議会含めてしてきたことがないという部分がありますので、今ご指摘があった深谷産業団地の構想に絡めながらも、どこにどういう住宅を整備していったらいいかというようなご意見も含めて、いろいろな議論ができるようにしていきたいなと考えているところでもあります。

以上であります。

1番（飯畑秀夫君） 住宅の問題を言いましたけれども、よく移住するのに住宅が足りない、空き家が足りないということを私も言われる、尋ねられるんですが、なかなかやっぱり村営住宅が埋まっている。その中でやはり村営住宅とか教員住宅、役場職員が住める住宅等も足りないのかなと思っています。

その中で、どのように、冒頭で申したとおりの原発事故から13年、あらゆるものがめちゃくちゃというかね、なってしまい、一番はやっぱり人ですね、村民が少なくなった、それが課題であります。そのことに向けて、どのようにやっていくか。村長は、明日が待ち遠しくなる、わくわくする楽しいふるさとを公約にしておりますけれども、やっぱり村民からわくわくしないよという声が、自分のところにも来たりもしますが、村長のところにも来ていると思うんですよ。それはどのように感じているか、お伺いします。

村長（杉岡 誠君） 今回、第6次総合振興計画後期計画の中で、前期計画から4つの基本方針を引き継ぐ中で、その言葉を一つ一つ見ていただいて、また先ほど申し上げましたが、どこに暮らしていても参加して楽しい新しい豊かさを感じる村へ、この大きな方針、例えば1番目にありますが、これがじゃあ今実現されているかということ、人によってはまだまだじゃないかという方向性もあるかと思います。あるいは、ゆったり流れる時間の中で「元気かい？」から始まる心地いい関係のある村へ、まだこれは未達成なのかなと私思うところがあります、一部においてですね。あるいは、いいたてに生きる精神文化

を紡ぎ自らに誇りを持つ村へ、これは学園はじめ子供たちはそういうことを実現しているところがあるかなと思いつつも、大人たちはどうかというとまだ足りないところがあるように私は思います。足もとからの将来づくりを支え合いを進める村へ、自助・共助・公助という言葉ありますが、ここの部分の観念はかなり震災前と随分違うところもあったりする中で、さらに議論が必要だろうと思います。

それらを総称するものとして、明日が待ち遠しくなるような、わくわくする楽しいふるさとという将来像を改めて定義をしましたが、既に明日が待ち遠しくなるようになっていけば、私がわざわざこれを言う必要はないですし、わくわくする、今わくわくしている方がたくさんいるのであれば、これを言う必要はないんだと思います。楽しいふるさとというそういう観念がより多くあれば、わざわざ言う必要もないと。しかしながらそれが無い。だけれども皆さんが求める村の将来像としては、この言葉として定義することが一つの大きな方向性になるのではないかと。その言葉に触発される中で、自らがわくわくするものを探す、あるいはわくわくすることがなかった中で、いやこれがわくわくだったんじゃないかな、自分が当たり前にしてきた生活の中で、これが明日が待ち遠しいという言葉に適するんじゃないかなと。あした人と会いたい、あしたパークゴルフに行ってみてこんなプレーしてみたい、あるいはお野菜が、お米が毎日毎日育っていく姿を見ながら、これが本当に楽しかった、うれしいと思っていた自分の生活だったんだなど。そんなことに気づいていただくということも、一つの方向性の中にはあると思っています。

ただ、行政として言う限りは、行政がしっかりこの実現に向かって歩んでいるということ、村民の皆様にもお示しをしながら共に村を築き上げていく、ふるさとを、新しいふるさともかもしれませんし、皆さんの心の中にあるふるさともかもしれませんけれども、村内外かかわらずいろいろな方々が関わる中で築き上げていくということ、構想としてしっかり定義をさせていただいたという部分でありますので、ぜひ、行政だけが何かをしていくのではなくて、皆様が共にふるさとの担い手として一緒になってこのふるさとを力強く築き上げていくという、そういうふうになっていただきたいなと思うところであります。

以上であります。

1 番（飯畑秀夫君） 明日がわくわくする、今言ったとおりですが、確かに人それぞれ考え方も違いますし、いろいろなことがありますけれども、やはり村民の声を、住民懇談会の中でやはり多くの声を聞いて、皆さんわくわくしていますかでもいいですので、その後がやっぱり大事なのかなと、どのように実行していくか、この13年過ぎたものを復興させていくかが大事であります。今、復興、いろいろ進んでいるわけですが、復興予算ありますけれども、本当に決まったところの予算だと認識しております。復興とは、元どおりにするからそういう復興予算があるんだと思いますけれども、村長は復興に対して、復興とはどのように考えているのかお伺いいたします。

村長（杉岡 誠君） 私、対外的には復興という言葉、国、県にもまだ道半ばという言葉の中で使わせていただいておりますが、実は職員時代からの経験なんかも含めて、復興と

という言葉に対する反省から私は村政を始めているところです。

いつの間にか行政的になってしまって、何を見つけようとしているのか、何が終着点なのか分からないままに復興という言葉が独り歩きしているのかもしれない、いろいろな予算を使っているように見えながらも、じゃあその成果がどうなっているのかということが、この議会の中での議論でもあるとおりに、どれが終着点なんだというのが、それぞれがきっちりと認識できないような状況に今なっているかもしれないという反省点を持つ中で、私はできるだけ言葉をちょっと入れ替えて、再生と発展という2つの言葉として言ったり、明日が待ち遠しくなるようなわくわくする楽しいふるさととは、復興のその先の将来像として皆さんと一緒に持つべき目標ではないですかという言い方をさせていただいております。

ですので、復興という言葉は行政的には今も定義があるし、予算もあるし、なすべきことがあるんだと思いますが、それをもって全てが終わるということではないんだと思います。復興は一つの、行政的な復興は過程であって、その先にある自分たちの未来、将来像、自分がなし得たい人生というものをしっかりそれぞれの方々が考えていただいて、それを行政と一緒に実現していくということが非常に大事だろうと思いますので、復興という終着点だけを目標に私は村政を担わせていただいているんじゃないで、その先というものを今から、そもそも村民の方々が持っていたその心意気をもう一度持ち直しながら、その先を見ていこうよと、自分の人生がそこだけで終わるわけじゃないですよねということ、ある意味で行政の中から語りかけさせていただいているところだと思っています。

ただ、復興・創生第2期とかそういう言葉が、国が制限するものがありますので、その中で時間が限られているものについてはしっかりと早急に、先ほどの住宅整備の話もあるでしょうし、あるいは人口の増加に向けて、あるいは住基人口の減少カーブを少なくする、減少率を少なくするような、あるいは逆に増やしていくような、そういう取組というものはある程度予算がないとできないものですから、実現に向かってしっかりやっていくことはあるかと思っておりますので、その点について令和6年度予算を含めて、上程をさせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上であります。

1番（飯畑秀夫君） 復興に向けて、今村長からまだ道半ばだということでお聞きしましたけれども、そのとおりです。先ほど冒頭に申したとおり、東日本大震災から13年がたとうとしておりますが、まだ復興道半ばであります。原発は国の国策だと私は聞いておりましたので、国、そして東京電力には飯舘村復興のためにご尽力いただきたいと思います。行政の、今言ったいろいろな村長の復興に対して、私たち議会としてもこんなことをやりたいんだ、こういうビジョンがあるんだ、だから県、国にこういうことをしたいから、やりたいんだということが見えてくれば、私たちも動きやすいのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、風力発電について再質問いたします。

全国的に、風力発電、太陽光発電、いろいろなところで問題というかが増えてきており

ます。その中で、今、本村はゼロカーボン宣言をしておりますが、数年前から景観条例というものができております。景観条例とはどのようなものなのか、お伺いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 議員おただしの景観条例というものでありますが、村としてはいいたて美しい村づくり推進条例というようなことで条例でうたっております。その中でいろいろ景観に関係して、景観の悪化を防ぐような部分ではその中の審議会ですっかりと審議をして進めていただいているというような内容になっております。

1 番（飯畑秀夫君） 風力発電は、ゼロカーボン宣言には一致しているのかなと思いますけれども、この景観条例との関係の中で村はどのように考えているのかお伺いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 先ほどの村長の最初の答弁にもありますように、それぞれ、そういった風力発電等も含め、太陽光発電とかそういった景観を阻害するような可能性がある事業、案件につきましては、その都度と申しますか、今後年間に4回ほどのスパンで開催しようということ考えているところでありますが、いいたて美しい村づくり推進条例に基づく審議会、その中でその事業案件を、事業者の説明をいただいて、それが村の中で景観を阻害するようなものであるか否かということ審議していただいて、それを村に答申をいただく、その事業が進めるのにふさわしいのかどうかということ、いわゆる景観条例と言われているいいたて美しい村づくり推進条例の中の部分では判断をさせていただいているというところでございます。

村長（杉岡 誠君） すみません、私のほうでちょっと補足をさせていただきますが、ゼロカーボン宣言というものと通称景観条例ですね、いいたて美しい村づくり推進条例の関係ということなので補足をさせていただきますが、通称景観条例と言わせていただきますが、こちらのほうは行政が景観を守りますというそういう宣言ではなくて、村民の方々と共に村が、村民の方々が積み上げてきた景観を守っていくために必要な取組をしましょうということが定義されているものでありまして、例えば再生可能エネルギーとかだけに限定したような条例ではないわけです。むしろ、この景観条例をつくることによって、様々な、本来は村に届出をする必要がない県や国の認可でできてしまうような事業ですらも、村のほうに申請を出してくださいと、出すことになっていたり、あるいは常々議会でもお話ありますが、住宅の中でいろいろと廃屋に近くなってしまった家々に対してのいろいろな助言、勧告とかですね、そういうことが制度化されているというのが、条例のほうの位置づけになります。

それに対してゼロカーボン宣言というのは、国が進める脱炭素ということで目標値に向かって、この自治体である飯舘村も村民の方々と一緒になって二酸化炭素の排出を抑制したり、あるいはそれを吸収する森林資源なんかをしっかりと大事にして活用していくというようなそういう宣言になりますので、例えばゼロカーボン宣言に基づいていろいろな開発行為をばんばん進めていきますという、そういう宣言ではないということです。

ご答弁申し上げましたが、例えば再生可能エネルギーに限定すれば、住民福祉の向上に資する再生可能エネルギーは進めていくということを附帯的に申し上げておりますので、片や景観を守るための規制条例、片や何かを開発していくための宣言、そういう立てつけではないということでご理解いただければありがたいと思います。

以上であります。

1 番（飯畑秀夫君） 風力発電の許可には、国で環境アセスメント、それを実施するという
ことで、いろいろなものがありますけれども、電波障害、低周波、影、動物、いろいろな
ものがね、これ国の制度で決まってくるのだと思いますけれども、村長がよく住民福祉
の向上に資する再生エネルギーとか言いますけれども、住民福祉の向上に資するという
ことをお伺いいたします。どういうことなのか。

村長（杉岡 誠君） ちょっと行政的な言葉になりますか、住民福祉の向上に資するという言
葉は広範な意味が入っているかなと思います、何よりも村民のためになるものという
のが、大きな意味では、簡単に言えばですね、必要かなと思います。

直接的に、例えば再生可能エネルギーの何か事業者さんがやるのが村民のためになる
かどうかというと、なかなかそれは受益者たる方にしかもしかしたらないのかもしれない。
先ほど申し上げたように、例えば地域貢献策となれば、ある一定の地区に対する貢
献策しかない場合もありますから、それはある意味限定的になるでしょうし。あるいは
そういう再生可能エネルギーが運用されることによって税金が増えるとか、雇用が生ま
れるという副次効果ですね。あるいは地区が今高齢化の中で大変な中で、草刈りを一緒
にやるとか、地区の祭りを一緒にやるとか、新しい人材として企業が入っていくとか、
そういう先駆的な取組をしようとするのが、地区の中で例えば議論をされて、そして
住民の方々の合意形成がなされれば、それは住民福祉の向上に資するというみなし方も
できるのではないかなと私は思います。

なお、私なり行政側の職員が一にパッとこれはいいんじゃないかと決めるのではなくて、
審議会を設けさせていただいて、審議会の中で住民の代表の方に来ていただいております
ので、そういう方々の多角的な目線を持って審議をいただいたものを諮問として答申
をいただいて、それを踏まえて村としては判断するというところにさせていただいている
ところであります。

以上であります。

1 番（飯畑秀夫君） 住民福祉に資する、住民のためによいことだったらやる、みたいな感じ
にお受けしました。何よりも、住民の中で話を聞き、慎重に村のためになるか、住民の
ためになるか、検討しながら進めてもらいたいと思いますが、一つ、国有林を借りると
か、国有林の払下げには、県とか、もし飯舘村の国有林であれば村長の承認が必要なの
か、お伺いします。

産業振興課長（三瓶 真君） ご質問の、国有林を借りるとかそういう場合に村長の承認が必要
なのかということでありましたが、国有林でありますので、村というよりは国ですね、
林野庁とかそちらのほうの許可ということになってきますので、それは村とというよりは
そうした森林管理所とか、そういうところとの協議が必要になってくるものと思いま
す。

以上です。

1 番（飯畑秀夫君） ありがとうございます。

以上で私の質問は終わりますが、行政の仕事は村民が安心・安全に暮らせるように、暮

らしのあらゆる面にわたってサポートする仕事で、教育、医療、福祉、防災、産業振興、将来の計画など幅広く、どれも村民の生活には欠かすことのできない重要な仕事であります。議員は、村民のために行政に提案したり、行政を監視するのが議員の役目だと、叱咤激励を村民からいただきました。

震災から14年目に間もなく入ります。飯舘村が未来永劫継続する目標は一緒だと認識しております。そのために、村民と協議し、話し合いながら、よい方向に進めるように提案、また要望し、一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（高橋孝雄君） 執行部より答弁はございませんか。

村長（杉岡 誠君） 飯舘村が、未来永劫存続するための方向で一致ということで、まさしくその点について、私あんまり議会で申し上げたことないかもしれませんが、やはり飯舘村が飯舘村であるために、村民の方々が飯舘村民として胸を張って今後も子々孫々にわたってという方向性で私は全てのことをさせていただいておりますので、その中で様々なご提言と申しますか、ご質問いただいたところです。

中で、例えば復興とかですね、私の申し上げる明日が待ち遠しくなるようなわくわくする楽しいふるさとの言葉の意味とか、ゼロカーボン宣言とか、景観条例とか、私たち行政的にちょっと当たり前にだんだん使い始めてしまっている言葉に対しても、あるいはいいたて学というものに対しても、どういう意味なのかというご質問をいただきましたので、そういったことについてやはり議論が必要だったり、あるいは行政として発信がもうちょっと必要なんだなということを考えさせていただきましたので、様々な形で村民の方々により触れていただけるように、単語として簡単に使うのではなくて、いろいろな意味合いを込めながら発信をさせていただきたいなと考えましたので、そういう参考にさせていただきたいと思っております。

以上であります。

議長（高橋孝雄君） これで飯畑秀夫君の一般質問を終わります。

これで本定例会の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

議長（高橋孝雄君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午前10時55分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年3月6日

飯 館 村 議 会 議 長 高橋 孝雄

同 会議録署名議員 佐藤 健太

同 会議録署名議員 飯畑 秀夫

令和6年3月15日

令和6年第2回飯舘村議会定例会会議録（第4号）

令和6年第2回飯館村議会定例会会議録（第4号）						
招集年月日	令和6年3月15日（金曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	令和6年3月15日 午前10時00分				
	閉会	令和6年3月15日 午前11時52分				
心（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席10名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	飯畑秀夫	○	2	花井茂	○
	3	横山秀人	○	4	佐藤眞弘	○
	5	佐藤一郎	○	6	渡邊計	○
	7	菅野新一	○	8	佐藤八郎	○
	9	佐藤健太	○	10	高橋孝雄	○
署名議員	2番 花井 茂		3番 横山 秀人			
職務出席者	事務局長 細川 亨		書記 伊藤博樹		書記 糯田文也	
地方自治法の 第121条のた めに説明した 出席者の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	杉岡 誠	○	副村長	高橋 祐一	○
	総務課長	村山 宏行	○	村づくり推進課長	佐藤 正幸	○
	住民課長	志賀 春美	○	健康福祉課長	石井 秀徳	○
	産業振興課長	三瓶 真	○	建設課長	高橋 栄二	○
	教育課長	高橋 政彦	○	生涯学習課長	山田 敬行	○
	農業委員会 事務局長	三瓶 真	○	農業委員会 会長	菅野 啓一	○
	選挙管理委員会 書記長	村山 宏行	○	選挙管理委員会 会長	伊東 利	○
代表監査委員	高野 孝一	△				
議事日程	別紙のとおり					
事 件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和6年3月15日（金）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 追加提出議案の提案理由の説明
- 日程第 3 発委第 1号 国民の命と健康を守るため、政府の責任ですべての医療・介護従事者の処遇改善と人員増を求める意見書（案）
- 日程第 4 議案第 3号 令和5年度飯舘村一般会計補正予算（第11号）
- 日程第 5 議案第 4号 令和5年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 6 議案第 5号 令和5年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 7 議案第 6号 令和5年度飯舘村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第 7号 令和5年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 9 議案第 8号 令和5年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第 9号 令和6年度飯舘村一般会計予算
- 日程第11 議案第10号 令和6年度飯舘村国民健康保険特別会計予算
- 日程第12 議案第11号 令和6年度飯舘村介護保険特別会計予算
- 日程第13 議案第12号 令和6年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第14 議案第13号 令和6年度飯舘村簡易水道事業会計予算
- 日程第15 議案第14号 令和6年度飯舘村農業集落排水事業会計予算
- 日程第16 議案第15号 飯舘村水道条例
- 日程第17 議案第16号 飯舘村農業集落排水処理施設条例
- 日程第18 議案第17号 飯舘村監査委員条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第18号 飯舘村営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第20 議案第19号 飯舘村農業集落排水処理施設加入分担金徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第21 議案第20号 飯舘村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第22 議案第21号 飯舘村手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第23 議案第22号 飯舘村介護福祉条例の一部を改正する条例
- 日程第24 議案第23号 飯舘村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
- 日程第25 議案第24号 飯舘村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第26 議案第25号 農業基盤整備促進事業（飯舘西部その2）農業基盤整備工事（水路工）前田・八和木地区第9回工事請負契約の変更について
- 日程第27 議案第26号 佐須辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第28 議案第27号 令和5年度飯舘村一般会計補正予算（第12号）
- 日程第29 議案第28号 村民の森の指定管理者の指定について
- 日程第30 議案第29号 民家園ふるさとの指定管理者の指定について
- 日程第31 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について

- 日程第 3 2 閉会中の継続調査の件
- 日程第 3 3 閉会中の所管事務調査の件
- 日程第 3 4 議員派遣の件

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（高橋孝雄君） 本日の出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（高橋孝雄君） 本日の議事日程及び村長提出の追加議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（細川 亨君） 報告します。

本日、村長から予算案件1件、人事案件1件、その他の案件2件の追加議案が送付されております。

次に、予算審査特別委員長より令和6年度予算審査結果報告書がお手元に配付のとおり議長に報告されております。

次に、議会運営委員会が3月12日に本日の議事日程等議会運営協議のため開催されております。

次に、発委第1号が産業厚生常任委員長より提出されております。

次に、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会から所管事務調査について、お手元に配付のとおり議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（高橋孝雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、2番 花井 茂君、3番 横山秀人君を指名します。

◎日程第2、追加提出議案の提案理由の説明

議長（高橋孝雄君） 日程第2、追加提出議案の提案理由の説明を求めます。

村長（杉岡 誠君） 本日追加いたしました議案につきましてご説明いたします。

議案第27号は、令和5年度飯舘村一般会計補正予算（第12号）です。既定予算総額に72万8,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を176億5,785万6,000円といたしました。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の繰越しに当たり整理を行うものです。

議案第28号は、村民の森の指定管理者の指定についてです。村民の森の指定管理者について、飯舘村草野字マタタ川4番地13、一般財団法人飯舘村振興公社を指定したいので議会の議決を求めるものです。なお、指定の期間は令和6年4月1日から令和8年3月31日までです。

議案第29号は、民家園ふるさとの指定管理者の指定についてです。民間園ふるさとの指定管理者について、飯舘村草野字マタタ川4番地13、一般財団法人飯舘村振興公社を指定したいので議会の議決を求めるものです。なお、指定の期間は令和6年4月1日から令和

8年3月31日までです。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてです。飯舘村小宮字山辺沢70番地、小林洋子さんを人権擁護委員の候補者として推薦したいので、その同意を求めるものです。

以上が提出しました追加議案の概要です。よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時04分）

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 再開します。

（午前10時15分）

◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 休憩いたします。議案調査のため再開は10時25分といたします。

（午前10時15分）

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前10時25分）

◎日程第3、発委第1号 国民の命と健康を守るため、政府の責任ですべての医療・介護従事者の処遇改善と人員増を求める意見書（案）

議長（高橋孝雄君） 日程第3、発委第1号国民の命と健康を守るため、政府の責任ですべての医療・介護従事者の処遇改善と人員増を求める意見書（案）を議題とします。

委員長の説明を求めます。

産業厚生常任委員長（菅野新一君） ただいま議題となりました発委第1号国民の命と健康を守るため、政府の責任ですべての医療・介護従事者の処遇改善と人員増を求める意見書（案）について説明いたします。

看護師や介護職員など、社会基盤を支えている労働者の慢性的な人員不足、賃金水準の低さは、その役割と重要性から見ても、高齢社会に突入している我が国にとっては、危機感が迫るものであります。また、毎年のように発生している自然災害の対応や新たな感染症に備えるため、必要な人員体制は最低限確保されるべきであります。このような状況の中、医療・介護従事者の賃金引上げなど、処遇の改善で人材を確保し、安全かつ医療・介護体制を築くため、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。令和6年3月15日付。提出者は飯舘村議会議長で、宛先は内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣であります。

以上です。

議長（高橋孝雄君） これから提出者に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

委員長、席に戻ってください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4、議案第3号 令和5年度飯舘村一般会計補正予算（第11号）

議長（高橋孝雄君） 日程第4、議案第3号令和5年度飯舘村一般会計補正予算（第11号）を議題とします。

これから質疑を行います。

3番（横山秀人君） では、補正予算について質問いたします。

資料ナンバー2の補正予算書の、まず39ページ総務費の中で研修費がマイナス100万9,000円と減額されております。当初予算を見ますと105万2,000円ということで、ほとんど、この予算が使われなかったのかなと思われまして。どんな、どのような研修を予定していて、実際できなかったのか、質問いたします。

総務課長（村山宏行君） 一般管理費の報償費のところ講師謝礼ということですが、全体で村の講習に係る部分の講師謝礼を取らせていただいております。特に、総務に係る部分でありますとメンタルヘルスでありますとか、それからハラスメントの研修、そういったことを実施しております。当初、もう少しかかるかなということで予算計上させていただいたんですが、実際の依頼の先生ですとか、それからお金は必要ないという講師の先生もいらっちゃって、事業を行っておりますが経費のほうはそれほどかからなかったというところがございます。

3番（横山秀人君） 確認します。これは職員研修に対しての講師謝礼ということの項目になりますでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 職員研修もではございますが、それだけにとどまるものではございません。

3番（横山秀人君） 質問という一つの提案というか、先日希望の里学園の卒業式に参加した際に、いいたて学についてとても素晴らしい事業だということを感じました。職員に対しての研修も可能であれば、飯舘村民の方が飯舘のことについて、職員の方に対してお伝えするとか、お話しするとか、そういう機会もあると、職員向けのいいたて学になるのかなと思いますので、せっかく研修費を取って100万円が使われなかったということであれば、また新たな使い方を検討してはどうかなと思いましたので、これは一つの提案ということで、終わりにいたします。

続きまして、43ページ。

地域おこし協力隊の活動業務ということで、当初11名予定だったんですが、結果として

2名ということであります。こちらについての理由について、今認識しているところを伺います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 地域おこし協力隊活動業務であります。当初、提案型3名、それから企業型5名ということで予定しておりましたが、今議員からありましたが、提案型については2名、プラス3月に1名採用しているので3名という結果になったところがあります。他の企業型については、残念ながら今進めているところですが、まだ1名も地区地域おこし協力隊としては活動していないということで、大きく企業型の部分、それから提案型も、ちょっと時期が年度末ぎりぎりになってしまったということで、これだけの不用残が生じたということであります。

3番（横山秀人君） 地域おこし協力隊は全国規模で行われていますので、ほかの自治体の事例等を見ますと、やはり村のほうがPRが、ちょっとうまくいってないのかなと、特に企業型に関しても、少し足りないのかなというふうに感じます。また今年度、令和6年度もごございますので、引き続きよりよい、ここの人材が増えれば増えるほど飯舘村の活気が出ますので、ぜひよろしく願いいたします。

続きまして、その下、空き家・空き地バンク登録推進業務と、こちら2,000万円の予算でしたが1,000万円という形に、大幅に減額になったんですが、その理由をお願いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 空き家・空き地バンク登録推進業務であります。当初見込んでいたDIYワークショップの実際に借りるおうちといいますか、そこを改修するということが予定していたところとなかなかうまく調整がつかなかったということで、その業務が断念してしまったということで、大きな減額になったところです。

3番（横山秀人君） 分かりました。

続きまして、同じく43ページの負担金補助及び交付金と、までいな心の復興事業の補助金であります。1,350万円の予算に対して300万円、今回減額が出ているんですが、この300万円に関しては申請がなかったのか、それとも事業の実績の結果、この金額が余ったという形になるのでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 飯舘村までいな心の復興事業補助金であります。これは、当初から六、七団体が予定ということで1,350万円予算を措置させていただきましたが、結果としては、実績として6団体の活動でありました。その活動の中で、いろいろ精査をするという中で不用残が出たということで、もう少し、もう1団体とか活動があってもよかったのかなという部分もあるかと思いますが、まずそういったそれぞれがしっかりとこの事業補助金を活用できるようにということでの見込みの予算でありますので、ご理解いただければと思います。

3番（横山秀人君） 不用残ということであれば、これもまた令和6年でございます、既存の団体、既に受けている団体に、追加の予算がありますよと、追加で事業しませんかとか、そういう広報や、また、この事業は100%補助なのでいろんなことができます。ですので、継続的にお知らせ版等にPRしていただき、極力この予算が執行できれば、より成果が出るかと思えます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 事業予算が余っているからというようなことで、積極的に

こちらから働きかけるようなお話もありましたが、まずこの事業については、補助事業の中で上限額等も決まっておりますし、またそれぞれの団体が計画を立てながらやるというようなことで、事前の審査等もしっかり行って進めるべきものでありますので、そういった部分については、それぞれ団体にしっかりとした計画をつくってもらった上での施行でございます。

3番（横山秀人君） 分かりました。

では続きまして、63ページが一番下の段にあります、これは農業振興費の中の未来へつなぐ農業支援事業補助金、当初3,300万円予算でありましたが、1,200万円ほどの減額ということになります。こちら、説明のときには皆さんの高騰対策とかそういうところに農家支援を行うのにこのお金を使うという形でご説明あったと思うんですが、実際1,200万円残ったというところについての、その理由をお聞かせください。

産業振興課長（三瓶 真君） 未来へつなぐ農業支援事業補助金の残の理由ということでありまして。こちらのところにつきましては、当初の担当課におきまして、これまで飯館村の中で様々な補助事業をする中で、その申請を行ってきた団体も含めて、農家数のある程度の予測を立てまして、農家数に予算が提供できるように配分を組んだというようなことが当初でありました。実際に事業を実施しましたところ、想定した農家のほうからの申請数、ちょっと階層別にこの事業になっておりまして、比較的生きがい農業的な農家さんに比べると、生業農業としてやっている方の申請の率は高かったわけでありまして、生きがい農業としてやってらっしゃる方の分につきましては、想定より申請額が低い傾向にあったということと、あとそれ以外の、新規にといいますか、村が想定するところに加えて新たに申請をする方の部分ということで、できるだけそういう方にも村としては対応をしていきたいということで、そうした方向けの予算枠というものを当初確保していたんですけども、そうした枠につきましては、やはり低い交付額のほうの階層での申請があったんですけども、想定していた高い額での対象の方が申請されるということがなかったものから、その分について、予算が執行できなかった部分があったということで、今回、減額の計上をしたというふうになります。

以上です。

3番（横山秀人君） すごく難しい事業だと思います。新しい事業ということで、いろんな計算をした上で計画したけれども、やっぱりどうしても予想どおりいかなかったということで2点あるのが、やはり何とか予算委員会でもお話ししていますが、柔軟な補助要綱の変更ということと、もう一つ村民からあったのが、実は私、商工のほうの支援金の申請手続と農業のほうの申請手続が大きく異なっているということを知りました。商工に関しては、例えば5万円の支援金いただくときに、紙1枚でオーケーでした。けれども、農業の場合に5万円いただくのに、計画書、項目ごとに書いて、そして実績に領収書を持って、そしてきちんとこれが該当にならないという判断されてっていう形で、本当にその手続がとても面倒に感じました。ですので、今、生きがい農業の方にとってみれば、その手間が、やはりこの補助金を申請しない理由の一つになったかもしれないということでもありますので、また、この事業は令和6年でありますので、引き続き、その方法についてもご検討い

ただければと思います。

産業振興課長（三瓶 真君） 手続につきましては、確かにこの実績報告を受ける中で、ちょっとどうしても、今回の制度要綱上、販売額に応じてという階層分けの必要があったものですから、そこに関して分かる処理といいますか、そういうものも求めたということもあって、ちょっと手続が煩雑となってしまったということは、利用者からも聞かれたところでもあります。柔軟にというお話もありましたとおり、令和6年度、今予算計上しておりますが、できるだけ手続につきましては簡素化できるようにとは思っておりますが、それは要綱の見直しも含めて検討していきたいと思っております。

以上です。

3番（横山秀人君） 続きまして、65ページについて、上段2段目にあります畜産振興費の中で、畜産再開素牛導入事業補助金が全額減額480万円。あと、未来へつなぐ農業支援事業補助金が1,000万円準備したが388万円の減額ということで、基本的には、飯館牛を復興する上で大事な補助金なのかなと思うんですが、この減額に至った理由を教えてください。

産業振興課長（三瓶 真君） ただいま予算書の65ページの部分の畜産振興費の負担金補助及び交付金のところであります。まず畜産再開素牛導入事業補助金についてであります。こちらは上限48万円で、予算を10等分ということで計上いたしました。令和5年度におきましては、今回対象の方が、実は1経営体でありまして、その方にまたこの制度を利用できる余剰枠がありましたので、そうした希望があった際に使えるようにということで計上したわけではありますが、そちらの形態の方につきましては、昨今の情勢もありまして、素牛を増やすという計画に今年度ならなかったということと、あと今使用している牛が健康で元気に育っているということで、その部分を補充したりといいますか、そういうことも必要がなかったということで、今回は利用に至らなかったため落とすというふうになりました。

2つ目の未来へつなぐ農業支援事業補助金につきましては、これも優良雌牛とか、そうしたものの導入に使えるわけであります。ただ、現状畜産農家の方のお話を伺いましたところ、やはり長引く飼料高騰であるとか、市場価格の低迷を受けて、なかなか経営の中に新たな牛を導入していくというところまで、令和5年度はなかなか難しいということで、利用の伸びがこの程度にとどまったとこちらのほうでは確認をしております。

以上です。

3番（横山秀人君） 分かりました、ありがとうございます。

最後、質問します。81ページ、社会教育費の中でありまして。報償費が一般報償ということで、当初360万円弱を予算していましたが、120万円ほど減額ということで、約3分の1が今回補正で減額となったわけですが、この主な理由を教えてください。

生涯学習課長（山田敬行君） 社会教育費の一般報償の7節報償費の122万5,000円の減額の部分であります。この事業、成人式実行委員会、それから芸能発表祭、それから村史編さん等の部分の合算という形で事業の見込みで予算を取りましたが、事業確定等に伴いまして122万5,000円の減額となっております。

以上です。

3番（横山秀人君） こちらの金額の中に、6月補正で取った村史編さんに対する報償費も入っていると伺っております。やはり補正で取った予算を全額落とすということでございますので、この村史編さんにつきましては、きちんとしたスケジュールなり方針の下、進めたいと思います。回答を求めます。

生涯学習課長（山田敬行君） 横山議員、ご質問ありますとおり、6月議会で村史編さんを進めるに当たりまして、村民学識経験者等入れた形の会議を開いた中で進めていこうということでありましたが、前回村史を発刊してから50年たつという中でかなり作業が膨大であるということから、村のほう、震災以降の記録を優先的に先行して進めたほうがより効率的ではないかということで、今回、本年度会議を開かないということで20万円減額ということではありますが、今後、作業を加速化させて、よりよいものにしていきたいと考えております。

以上です。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑ありませんか。

8番（佐藤八郎君） まず、63ページにおける負担金及び交付金の営農再開支援事業補助金、電牧関係という説明ありましたけれども、これ、これまでの実績とこれからの見通しの中で、なぜこれほどの予算が余ったのか。実態報告で減額なんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） 営農再開支援事業の補助金の電牧に関してであります。今ちょっと正確な何メートルという数字まではちょっと申し上げられないんですが、把握しておりませんので、今手元にありませんので。これまでは営農再建が進む中で、それぞれへの柵をする圃場の周りであるとか、あとは地域ごとといいますか、圃場ごとではなくて営農を再開するエリアを広く囲うというような形で、電牧あるいはワイヤーメッシュ等の牧柵を利用してきたということでもあります。今後につきましても、今農地集積等を進めていることもありまして、この電気牧柵については、利用がある程度見込まれているというようなことがあります。今年、この減額になったのは、そうした過去の状況を踏まえて、いつ営農再開が始まっても、昨今物価も高くなってワイヤーメッシュの確保も単価的に確保しておかないとどうなるか分からないというところもありましたので、そういう意味で予算を計上していたところではありますが、実際令和5年度におきましては、予定していたところが、次年度に、ちょっと電気牧柵の設置を見送った、あるいは先ほど言ったその集落柵と呼ばれるエリアで囲むようなところがなかったというようなこともあって、その設置する延長が減ったため、今回減額ということになっております。

以上です。

8番（佐藤八郎君） 65ページの工事請負費のため池放射線対策工事が請け差で2,753万円もあります。これ、事業の中で多分増額になった工事もあったし、結局は全体的に大きさをこれだけ減だということでしょうけれども、何か所やられての全体的なこの請け差なのかお知らせください。

建設課長（高橋栄二君） ため池の箇所でございますが、12か所の工事を実施してございます。

8番（佐藤八郎君） 71ページにおける下から2番目の2,121万6,000円の橋梁修繕設計業務、

これ確定ということなんですけれども、これは何か所の設計で業務の確定なのか、全体で修繕工事、請け差が下にもありますけれども、何年置きにとか、何年たったら橋の調査をするとか、そういう規定のある中で該当した部分をやってるんだと思いますけれども、その辺を教えていただければ。

建設課長（高橋栄二君） 橋のメンテナンス事業でございますが、こちらはまず、調査を5年で1サイクルということで計画的に進めております。村内には113橋、今現在ありまして、5年サイクルで一巡するように調査しまして、そこで判定をさせていただきます。その判定の9分の3以上です。1から5まであるんですが、9分の3以上については、判定されたものについて修繕の設計をして修繕の工事を進めていくという事業の内容となっております。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑ありませんか。
（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。
これから本案について採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第4号 令和5年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議長（高橋孝雄君） 日程第5、議案第4号令和5年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。
これから質疑を行います。
（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。
これから本案について採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第5号 令和5年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

議長（高橋孝雄君） 日程第6、議案第5号令和5年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。
これから質疑を行います。
（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第6号 令和5年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

議長（高橋孝雄君） 日程第7、議案第6号令和5年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8、議案第7号 令和5年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第4号）

議長（高橋孝雄君） 日程第8、議案第7号令和5年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9、議案第8号 令和5年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議長（高橋孝雄君） 日程第9、議案第8号令和5年度飯館村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

3番（横山秀人君） 資料2の170ページ、171ページの後期高齢者医療保険料の普通徴収保険料が4,700万円の前年度予算に対して今回4,300万円の減額ということですが、こちらの説明をお願いいたします。

住民課長（志賀春美君） こちらの予算のほうは、当初減免前の額で算定をしておりましたので、今回また免除になるということでしたので、減免分の減額分ということになります。以上です。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑ありませんか。
（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。
これから本案について採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

- ◎日程第10、議案第9号 令和6年度飯舘村一般会計予算
- 日程第11、議案第10号 令和6年度飯舘村国民健康保険特別会計予算
- 日程第12、議案第11号 令和6年度飯舘村介護保険特別会計予算
- 日程第13、議案第12号 令和6年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第14、議案第13号 令和6年度飯舘村簡易水道事業会計予算
- 日程第15、議案第14号 令和6年度飯舘村農業集落排水事業会計予算

議長（高橋孝雄君） 予算審査特別委員会に付託しておきました日程第10、議案第9号令和6年度飯舘村一般会計予算について、日程第11、議案第10号令和6年度飯舘村国民健康保険特別会計予算について、日程第12、議案第11号令和6年度飯舘村介護保険特別会計予算について、日程第13、議案第12号令和6年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算について、日程第14、議案第13号令和6年度飯舘村簡易水道事業会計予算について、日程第15、議案第14号令和6年度飯舘村農業集落排水事業会計予算についてを一括議題とします。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長（佐藤健太君） 予算審査特別委員会よりご報告申し上げます。

ただいま議題となりました予算審査特別委員会に付託されました議案第9号から議案第14号までの令和6年度飯舘村一般会計予算外3つの特別会計予算、2つの事業会計予算、計6議案について、提出された予算書等に基づき、3月7日から12日の6日間にわたり慎重に審査をいたしました。その経過と結果について報告いたします。

審査の経過は、初めに各担当課長等により事務事業及び予算の内容についてそれぞれ詳細説明を受けました。その後、令和6年度各会計の予算書並びに説明書、予算説明資料、一般会計、各特別会計等の当初予算の概要書等の資料に基づき、事業計画執行に対する基本方針等について村長をはじめ各担当課長等にたどりました。

審査の観点は、原発事故により全村避難から13年が経過し、一部を除き避難指示解除となって7年目の状況下において、1つにはいまだ避難状況が続く中で村民福祉向上のための事業内容であるか否か、2つには村に戻り安心かつ安全な生活環境確保ができるような事業内容であるか否か、3つには村民一人一人に寄り添った事業として計画されているか否か等について審査を行いました。

質疑では、村民の健康管理をはじめ日常生活の安心・安全、特に帰村と復興、新しい村づくりに向けた新規事業など多くの事務事業についての質疑と確認がなされました。

結論として、各会計それぞれに村民が安心かつ安全な生活が営めるよう、予算執行段階において村民一人一人に寄り添った丁寧な事業実施を望むものであり、今後の村政運営に期待をするものであります。

以上、審査の結果を踏まえ採決を行った結果、議案第9号令和6年度飯舘村一般会計予算、議案第10号令和6年度飯舘村国民健康保険特別会計予算、議案第11号令和6年度飯舘村介護保険特別会計予算、議案第12号令和6年度飯舘村後期高齢者医療特別会計予算、議案第13号令和6年度飯舘村簡易水道事業会計予算、議案第14号令和6年度飯舘村農業集落排水事業会計予算の6議案について、本委員会は採決の結果、一般会計予算並びにほかの5つの特別会計全てにおいて賛成者多数となり可決すべきものと決定したので、飯舘村議会会議規則第77条の規定により、お手元に配付の報告書のとおり議長へ報告いたしました。

なお、委員会の審査の詳細につきましては、議長を除く全員で構成する委員会でありますので、後ほど会議録によりご確認くださいようお願い申し上げます、審査の経過と結果のみの報告といたします。

以上で令和6年度飯舘村予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長（高橋孝雄君） これから報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

委員長、自席にお戻りください。

これから議案第9号から議案第14号までの各議案に対する討論を行います。

8番（佐藤八郎君） ただいま議題になりました令和6年度一般会計予算について、反対の立場で発言要求をします。

去る3月7日に予算書の内容、説明いただき、11日、12日に委員会として審議、提案を行いました。各委員より約123点について資料提出質問、提案が出された予算委員会となりました。村は、村民生活全体、自然界も含め、東京電力による村民全員が生活の全てを飯舘村に残しての避難しての避難解除前の6年間、そして無理やり避難解除されてからの6年が、長泥地区を別として、過ぎ去っての人的、原発で金もうけをする生態系の起こした原発事故から14年も来ての村民のための村民に生きがいと希望となる予算とするべく審議、提案をいたしました。この13年間の中でコロナの影響がある中でありますけれども、私は議会議員の役割と責任を果たすべく、多くの村民との対話、相談、議会だよりを届けての話し合い、その中で村民の多くの声、願いを聞き、村政に届け、提案発言をしています。昨日の浪江町の皆さんの出来事、前村長、現村長はどう受け取るか分かりませんが、

町民の立場、生き方のために働いた浪江町の町長を先頭として、職員一丸となつての成果であります。心より、同じ原発事故の被害者として長きにわたる努力と成果に、敬意をここに表すものであります。

さて、このたび提案された149億7,474万円の予算は、この間の継続、国県補助事業助成に関わるもの、助成で進めてきた延長のものが多く、新たな未来に向けての飯館村はどうなるのか、なかなか見える、分かるものにはなっていないように見えます。私が思うに、村の自然界、村民の方々の生き方の真実実態の調査、いわゆる村民主人公である村民に寄り添う仕事を減らし、意識調査もしない、自然界における放射性物質の存在も無とするような役場がやりやすいことが目立っているのではないかと不安を持っております。東京電力、国が加害者なのですが、多くの村民がADR裁判員と加害者の責任と賠償を求めているのに、個人での請求、戦いは十数年たった現在も大変なので、支援を村に求めても、前村長、元村長も個人的なものだと相手にもしないのであります。放射性物質においては、科学、物流などを持ち出して、村民のために最大限の力を発揮して解明し、真実と実態を明確にする仕事をしないで、村として検証できる力はないとしているのであります。私たち村民が何か国県村などに悪いことをしたわけではありません。飯館村で生業をし生きていただいております。13年過ぎての村、村民生活、村自然界の真実実態を、村執行者として全力を挙げて、村民のために仕事をするを強く求めて要求しながら発言とします。

議長（高橋孝雄君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号令和6年度飯館村一般会計予算についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告どおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（高橋孝雄君） 起立多数です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第10号令和6年度飯館村国民健康保険特別会計予算について採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

これから議案第11号令和6年度飯館村介護保険特別会計予算について採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり可決されまし

た。

これから議案第12号令和6年度飯館村後期高齢者医療特別会計予算について採決します。
お諮りします。本案について委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告どおり決定
することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり可決されまし
た。

これから議案第13号令和6年度飯館村簡易水道事業会計予算について採決します。
お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告どおり決定
することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり可決されまし
た。

これから議案第14号令和6年度飯館村農業集落排水事業会計予算について採決します。
お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告どおりに決
定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告どおり可決されまし
た。

◎日程第16、議案第15号 飯館村水道条例

議長(高橋孝雄君) 日程第16、議案第15号飯館村水道条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 討論なしと認めます。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第17、議案第16号 飯館村農業集落排水処理施設条例

議長(高橋孝雄君) 日程第17、議案第16号飯館村農業集落排水処理施設条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18、議案第17号 飯館村監査委員条例の一部を改正する条例

議長(高橋孝雄君) 日程第18、議案第17号飯館村監査委員条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第19、議案第18号 飯館村営住宅管理条例の一部を改正する条例

議長(高橋孝雄君) 日程第19、議案第18号飯館村営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第20、議案第19号 飯館村農業集落排水処理施設加入分担金徴収条例の一部を改正する条例

議長(高橋孝雄君) 日程第20、議案第19号飯館村農業集落排水処理施設加入分担金徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第21、議案第20号 飯舘村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

議長(高橋孝雄君) 日程第21、議案第20号飯舘村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

3番(横山秀人君) 条例改正によって、戸籍謄本等の広域交付が可能になるというご説明がございました。例えば福島市の市役所において、自分の戸籍や謄本が取れるということになるわけでありますが、例えば相続のために両親とか、祖父母とか、その上とかっていうところの戸籍も、こちらは、今のでいきますと、例えば福島市で取ることは可能になるのでしょうか。

住民課長(志賀春美君) ただいまのご質問の件は戸籍の広域交付の件ですが、条例に上げていたのはマイナンバーカードの部分でありますので、コンビニ交付の部分でありますので、ちょっと条例の部分とは違っているのかなというふうに思います。ただ、広域交付に関しては、議員おっしゃったように、今まで本籍地がなかったものは本籍のあるところに行って交付を受けるというふうになっておりましたが、3月1日から最寄りの市区町村の窓口でもお取りいただけるようになりました。ですから、直系の部分、ご自分の部分だけじゃなくて直系の親族の部分についても証明書を請求できるようになっております。

以上です。

3番(横山秀人君) すみません。条例改正理由書を見て質問したものですから、ちょっと今回の条例のところと合わないということではありますが、申し訳ございません。この理由、主な改正内容に、その旨、広域交付と書いてあったものですから質問いたしました。

そうしますと、もう1点なんです、例えば飯舘村で転籍した場合、転籍した祖父母の戸籍を、ほかの市町村に転籍した祖父母の戸籍も飯舘村で取れるということになりますか。

◎休憩の宣告

議長(高橋孝雄君) 暫時休憩します。

(午前11時21分)

◎再開の宣告

議長(高橋孝雄君) 再開します。

(午前11時21分)

議長(高橋孝雄君) これから質疑を行います。ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22、議案第21号 飯館村手数料徴収条例の一部を改正する条例

議長(高橋孝雄君) 日程第22、議案第21号飯館村手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

3番(横山秀人君) 先ほど申し訳ございませんでした。質問の議案が間違っていました、申し訳ございません。

改めまして、議案第21号について質問いたします。

主な今回の条例改正の中に戸籍謄本等の広域交付がございます。例えば、相続等で先祖、両親、祖父母等の戸籍についても、飯館村でなくほかの市町村で取得することが可能になりますでしょうか。

住民課長(志賀春美君) 繰り返しになりますが、先ほど申したように本籍地のないところでも、こちらのほうで申請をしていただければ、きちんと番地まで本籍地が分かっているならば、そちらのほうを証明書として交付することが可能となります。

以上です。

3番(横山秀人君) そうしますと、他市町村でも交付が受けられるということでもよろしいわけですね。あと、ちょっと違った視点として、飯館村で例えば転籍をした両親、祖父母のほうの、ほかの市町村に転籍した戸籍謄本も飯館村で申請交付受領等ができますでしょうか。

住民課長(志賀春美君) 先ほど申しましたように、きちんと本籍地の番地まで分かるということであれば、こちらのほうで申請をしていただいて、本籍地のある市町村のほうに照会をいたしまして、そちらのほうと確認が取れ次第、交付するということになっております。

以上です。

議長(高橋孝雄君) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第23、議案第22号 飯舘村介護福祉条例の一部を改正する条例

議長（高橋孝雄君） 日程第23、議案第22号飯舘村介護福祉条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

8番（佐藤八郎君） この件で先日も説明をいただきましたけれども、この状態を村民が見た場合は、村民にとって単なる9段階が13段階になったと思えばいいのか、保険料額も変わるので、対象が変わるので、どういうふうに見て生活していけばいいのか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 今度の改正で今までの9段階から13段階に変更になったということについては、先日ご説明をさせていただいたところであります。いわゆる基準額とされます第5段階の部分については、この説明資料のナンバー5、議案説明資料の部分の20ページに記載ありますように、今現在7,157円が6,300円ということで、保険料が減額になるということで計画されているところであります。いわゆる、所得の少ない世帯については1段階から3段階までの部分については、減額ということになっております。ただ、所得のある方については、より負担をしていただくような形になるのかなというようなことで、その部分については13段階のほうで、いわゆる10段階から13段階に該当する方については、保険料の増額が見込まれるというふうな制度の改正になります。

8番（佐藤八郎君） 私も何かずっと数字を合わせると、今説明願ったようなことになって、今までの所得と変わってまだ上がったなと思える人が、村民全体ではどのぐらいのパーセントで上がったと思える人と下がったと思える人の、我々は現状ではどのぐらいに見えますか。

健康福祉課長（石井秀徳君） いわゆるこの高額所得の部分については、いろいろ賠償等、いわゆる当然の損害賠償的な部分での所得の部分があった分については若干あるのかなと思いますけれども、ここに来ては、大分その部分、少なくなってきましたので、いわゆる免除される方といいますか、減免される方のほうが多いかなと。ただ、全くいないかというところではない部分ありますので、それが今現在何%と言われるとちょっと数字は持っていません、大変申し訳ありません、そう多くはないというふうになっているところがあります。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第24、議案第23号 飯舘村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関

する基準を定める条例等の一部を改正する条例

議長（高橋孝雄君） 日程第24、議案第23号飯館村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

8番（佐藤八郎君） これもナンバー5のほうで見ますと、国の厚生労働省令の基準が改正になったのでということで、これは村民にとって、生活する中で介護サービスの部分でどういうふうに、要望も含め、こんなことになっていくんだなっていうふうに理解したらいいのか。ただあと、それに関わる乗車なんかもどういうふうに理解したらいいんでしょうか。今よりも介護サービスそのもの全体がよくなっていくというふうに理解していいのかな。伺っております。

健康福祉課長（石井秀徳君） この議案でございますが、実は4つの条例を一遍に改正しているという内容になっております。こちらについては、この介護保険の制度改正に伴う改正というようなことで文言を含めて改正をさせているところでありますが、特にこの人員とか設備基準、こういったものを明確にするという、今までもあったわけでありましてけれども、これを今回現状に合わせて改正するという内容になっておりますので、サービスが悪くなるという部分はないと私は理解しているところでございます。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑はありますか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第25、議案第24号 飯館村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議長（高橋孝雄君） 日程第25、議案第24号飯館村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

3番（横山秀人君） 1点確認いたします。今回、勤勉手当が新設されるということですが、この勤勉手当の割合というか、これは一般職の方と同じ同等の割合ということでしょうか。

◎休憩の宣告

議長（高橋孝雄君） 暫時休憩します。

（午前11時32分）

◎再開の宣告

議長（高橋孝雄君） 再開します。

（午前11時33分）

総務課長（村山宏行君） 当初の基準であります、職員と同一でございます。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑はありませんか。

8番（佐藤八郎君） 私ども、村民もそうですけれども、窓口に来たときに職員全体が今どうなっているのか分からない人が多いので、この際、任用職員の項目でありますけれども、正職員、任用職員その他職員、人数的に、まだ県とか国からも職員入ってるようなので、全体像が見えれば、この場でちょっとお知らせ願えればありがたいです。

総務課長（村山宏行君） 職員の構成につきましては、予算審査特別委員会の追加資料の中で出ささせていただいておりますので、そちらをご参照いただければと思います。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第26、議案第25号 農業基盤整備促進事業（飯舘西部その2）農業基盤整備工事（水路工）前田・八和木地区第9回工事請負契約の変更について

議長（高橋孝雄君） 日程第26、議案第25号農業基盤整備促進事業（飯舘西部その2）農業基盤整備工事（水路工）前田・八和木地区第9回工事請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第27、議案第26号 佐須辺地に係る総合整備計画の変更について

議長（高橋孝雄君） 日程第27、議案第26号佐須辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第28、議案第27号 令和5年度飯舘村一般会計補正予算(第12号)

議長(高橋孝雄君) 日程第28、議案第27号令和5年度飯舘村一般会計補正予算(第12号)を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第29、議案第28号 村民の森の指定管理者の指定について

議長(高橋孝雄君) 日程第29、議案第28号村民の森の指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

6番(渡邊 計君) 先ほど村長から提案理由とか説明があったのですが、我々はいろいろ資料もらって分かってるわけでありましてけれども、これを聞いている人たちがまだ分からない部分があるので、団体の代表者名と指定の期間をお知らせください。

村づくり推進課長(佐藤正幸君) 指定管理者の団体名と指定の期間であります。代表者名は理事長は杉岡 誠でございます。それから指定の期間であります。令和6年4月1日から令和8年3月31日までとしております。

以上です。

6番(渡邊 計君) 確認します。これを指定する杉岡 誠村長とここの代表者の杉岡 誠さんは同じ人物でよろしいですね。

村づくり推進課長(佐藤正幸君) おただしのとおり同一人物でございます。

議長(高橋孝雄君) ほかに質疑ありませんか。

3番（横山秀人君） 村民の森あいの沢についての指定管理者について質問いたします。現在、冬期間は閉園ということになっておりますが、この指定期間を見ると1年フルという形があります。この冬期間の管理について、どのようなことを考えているのか伺います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 指定管理の期間は通年通してというようなことであります。当然、冬期間の管理もそういった運営の部分はしていただくというようなこととなりますが、先般の予算審査特別委員会等でも答弁させていただきましたけれども、冬期間のキャンプ場等の利用も行いたいというような要望もあるので、今後、そういった期間もそういった改正ができるのかどうかについては、整備を進めながら実態として本当に可能かどうかも探りながら、その部分については運営をお願いしていきたいと考えているところでございます。

3番（横山秀人君） 分かりました。

続いての質問であります。こちらの指定管理の管理をする場合、役場側からこの指定管理者に対して管理の状況を確認するという方法、また、どれぐらいの頻度で行うのか伺います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 運営の状況、利用状況の確認等でございます。定期的な打合せというようなことは取決めはしているわけではございません。ただ、その都度何かの状況の変化があった場合には、速やかに連絡・報告をいただいて、協議をしながら進めていくということで事業を行っているところでございます。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第30、議案第29号 民家園ふるさとの指定管理者の指定について

議長（高橋孝雄君） 日程第30、議案第29号民家園ふるさとの指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

6番（渡邊 計君） これも議案第28号と同じく団体の代表者名、それと期間、そしてこの代表者名と、村長は同じ人物でよろしいんですね。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 指定管理者団体は一般財団法人飯館村振興公社、代表は理事長杉岡 誠でございます。議員おただしのあった村長と同一人物かというおただしですが、そのとおりでございます。指定期間については令和6年4月1日から令和8年3月31日までとしております。

以上です。

3番（横山秀人君） 民家園ふるさとの指定管理についてなんですが、認識的に村民の森の中に民家園があるのかなという認識でいるわけですが、改めて別にこんな形で指定管理を結ぶ理由を教えてください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 村民の森あいの沢の中にある民家園ということで位置づけがちょっと違っておりますが、条例のほうで、きちんとそれぞれ違った事業で整備してきたということもありますし、条例でそれぞれの管理ということで定まっておりますので、それを基に指定をしているというような状況でございます。

3番（横山秀人君） 民家園については、いろんな利用方法があると思うんですけども、例えばあそこの火起こして、あそこで食べたいとか、あとは宿泊したいとか、いろいろな要望があるわけです。これに関しては、例えば一般社団法人飯舘村振興公社のほうに予約というか、要望するという形でよろしいでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 民家園ふるさとの管理体制の問題もあるかと思っておりますので、そういった部分については指定管理者と村側とで、どういった使い方をしていくかという部分については、協議により進めてまいりたいと思っております。

3番（横山秀人君） 現時点でなんですけれども、宿泊というのはできますでしょうか、できないでしょうか。今後予定はあるかどうか、現時点での考えで結構ですので伺います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 宿泊施設という位置づけで建設されたものでありませんし、消防法とかそういった部分についてもそういったことでありませんので、宿泊ということについてはできないというふうな、これは法的な部分でそういったルールになっております。

以上です。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑はありませんか。

8番（佐藤八郎君） いろいろな組織が同一人物の村長が代表する。そして、前のと今回この議案第29号で公社ということで村長が代表なのでということですが、こういうやり方をすることの、村民の財産である施設利用で、今後の生かすための事業としてメリットというのはどんなことがあって同一人物という流れになってるんでしょうか。さらにはそういうことに対しての公募関係なり、何かそういうことの動きはあったんでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 財団法人、村の第三セクターのほうと代表者統一でということではありますが、これは一般財団法人の理事会の中で決定されているものでございますので、同一のものではありますが、あくまでも法人でございまして、そういったケースはあるものというふうに認識しております。また、実際の契約関係、そちらの監査のほうから、きちんと区別するようということでもありますので、契約関係については代表の杉岡 誠ではなく、副理事長と村との契約というような、そのような形で金銭のほうの動きはなっているということでございます。

8番（佐藤八郎君） そうすると、事業運営を全体的にやっていくのには、村長であるほうがやりやすいというか、いいということでのメリットなんですか。

総務課長（村山宏行君） メリットということではなく、村と出資をしました第三セクター、

そちらの組織の中で理事の互選によって村長が推薦された、そして決定しているということでもありますので、それがメリットといえれば確かに連絡を指示管理できるかもしれませんが、基本的にはそういった流れの中で上がっているものでありますので、特段それを目的として、村長を代表にしたということではございません。

8番（佐藤八郎君） 責任は伴ってくると思うんですね、いろんなことで。今回、道の駅とかいろいろ他のことは言えませんが、責任は伴うし、村長でない方にするための公募なりなんなりの、人事探しといいますか。そういうことでの関係はどんなことになっているんでしょうか。全くする気なくこのままいくということが、一番いいということで進められるんでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 村長を代表にすべきとか、そうしないためとかそういう議論で選ばれているわけではございません。あくまでも財団法人ですので、出資された団体、そこから理事が出ていて、その理事の互選によって村長が就任しているというだけでございます。

議長（高橋孝雄君） ほかに質疑ありませんか。
（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
（「討論なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 討論なしと認めます。
これから本案について採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第31、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（高橋孝雄君） 日程第31、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。
これから質疑を行います。
（「質疑なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 質疑なしと認めます。
討論を省略します。
これから本件について採決します。
お諮りします。本件に同意することにご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）

議長（高橋孝雄君） 異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決定しました。

◎日程第32、閉会中の継続調査の件

議長（高橋孝雄君） 日程第32、閉会中の継続調査の件を議題とします。
議会運営委員長から、会議規則第73条第2項の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第33、閉会中の所管事務調査の件

議長(高橋孝雄君) 日程第33、閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長並びに産業厚生常任委員長から、会議規則第73条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の所管事務調査の申出があります。

お諮りします。総務文教常任委員長並びに産業厚生常任委員長から申出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、総務文教常任委員長並びに産業厚生常任委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

◎日程第34、議員派遣の件

議長(高橋孝雄君) 日程第34、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(高橋孝雄君) 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

◎閉会の宣言

議長(高橋孝雄君) これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第2回飯舘村議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午前11時52分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年3月15日

飯 館 村 議 会 議 長 高橋 孝雄

同 会議録署名議員 花井 茂

同 会議録署名議員 横山 秀人